

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月
聖マリア学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的	7
基準 2. 内部質保証	19
基準 3. 学生	28
基準 4. 教育課程	49
基準 5. 教員・職員	65
基準 6. 経営・管理と財務	78
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	88
基準 A. 社会貢献・社会との連携	88
基準 B. 国際交流	94
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	119
エビデンス集（データ編）一覧	119
エビデンス集（資料編）一覧	119

※個人情報保護の観点から、一部文章を削除

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・教育理念・教育目標・目的

学校法人聖マリア学院の設立母体である聖マリア病院（社会医療法人雪の聖母会）は、昭和 28（1953）年、キリシタン殉教者を先祖に持つ敬虔なカトリック信徒であった、故ヨハネ井手一郎により創設され、設立基本理念を「カトリックの愛の精神」に基づく地域における医療と教育の普及とした。

昭和 48（1973）年、学校法人聖マリア学院は、聖マリア病院附属の看護専門学校として看護教育を開始、本学前身の短期大学を経て、平成 18 年（2006）年聖マリア学院大学へと改組した。この間、聖マリア病院グループ（聖マリア病院および本学等）はグループ共通の設立理念である「カトリックの愛の精神」、21 世紀に向けてのミッションを検討し、開設時の理念「カトリックの愛の精神」を、さらに、医療を求め、医療を必要とする人々（特に脆弱性を持つ人々）に対する、奉仕の精神として、【「カトリックの愛の精神」とは、主イエス・キリストの限りなき愛のもとに、常に弱い人々のもとに行き、常に弱い人々と共に歩むこと】と明文化された。

高等教育機関としての聖マリア学院大学の教育理念作成に当たっては、カトリック大学としての目的である人格形成と隣人愛を基盤に置き、さらには看護の高等教育機関としての科学的根拠に基づく看護実践能力の付与と地域および国際的な視野を持つ看護者の社会貢献を目指した。教育理念に基づく、人間社会の健康とは社会全体のウェルビーイングをいう。学部教育完成年度に引き続き、平成 22（2010）年には聖マリア学院大学大学院（修士課程）を設置し、現在に至る。令和 5（2023）年には、聖マリア病院開設 70 周年および聖マリア学院看護教育 50 周年の記念すべき節目を迎えた。看護教育 50 年間に卒業生総数、看護師 6,878 名、保健師 1,484 名、助産師 604 名を地域に輩出している。

50 周年記念事業に先駆け、令和元（2019）年 9 月に Covid-19 蔓延直前より本学独自の新カリキュラム作成を開始した。カトリックの理念に基づく、人格の成熟および看護実践者としての成熟を促し、地域におけるケアの文化の創造に寄与することができるケアリング実践者の育成を目指す新カリキュラムは、現代のグローバル社会、超少子・高齢社会に対応する本学独自の統合カリキュラムである。令和 4（2022）年度生より適用し、本年度は完成年度にあたる。

新カリキュラムに加え、本学 50 周年事業のうち特記すべき事業は令和 4（2022）年 11 月のローマ教皇庁立バンビーノ・ジェズ小児病院、聖マリア病院との共同事業提携である。併せて教皇立生命アカデミーとの連携構築等にて本学の高等教育機関としての、カトリックの理念に基づくグローバル生命倫理学の教育・研究の推進やカンボジア等における医療奉仕事業等多国間協働のグローバルな活動推進の契機となっている。

○建学の精神：

カトリックの愛の精神（※）

カトリックの愛の精神とは、主 イエス キリストの限りなき愛のもとに、常に弱い人々のもとに行き、常に弱い人々と共に歩むこと。

○教育理念：

「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行って、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成する。

○目的：

<看護学部看護学科>

聖マリア学院大学 学則第1条

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする。

<大学院看護学研究科>

聖マリア学院大学大学院 学則第2条

本大学院は、大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

聖マリア学院大学大学院 看護学研究科規則第2条

本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする。

○教育目標：

<看護学部看護学科>

- 1) 人間についての真理を探求し、人間の尊厳、すなわち個々の人間の存在そのものに価値を見出し、いのちを尊重することができる豊かな人間性を養う。
- 2) 人間存在の本質的要素であるケアリングを本学の基本概念とし、さらに看護専門職として科学的思考と問題解決能力を具え、対象が生きることの安寧を保持できるように全人的に看護する能力を養う。
- 3) 地域における個人・集団の安寧と発展をめざし、地域の中で人々と連帯・協働し、看護を実践するための能力を養う。
- 4) 看護学を体系的・学際的に捉え、将来看護に貢献できる専門職者として研鑽し続ける能力を養う。
- 5) 共通善をめざし、多様な文化と価値観を持つ人々を尊重し、世界市民の一員としての自覚を持ち、国際社会に貢献できる能力を養う。

<大学院看護学研究科>

ケアを総合的な立場に位置づけて専門分野を築き、専門職として指導的な役割を果たすことのできる人材、大学等の養成機関でレベルの高い教育を行い、かつ研究開発によ

って専門分野を発展させることのできる人材、国際的な視野で活動できる人材の養成を行うこと。

1. 生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成
2. 医療・保健・福祉現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成
3. 看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるロイ理論を含めた看護倫理の基盤形成と展開に寄与する高度専門職業人の養成
4. 国際的視野のもとに看護の実践・教育・研究を学際的に遂行できる高度専門職業人の養成

(2) 大学の個性・特徴

前述のとおり、専門学校、短期大学への改組期を経て、現在の聖マリア学院大学並びに大学院の開設に至るまで、一貫して、キリスト教、カトリックの愛の精神に基づく教育理念は、カリキュラムや年間催事、定期的な教職員研修等を通して継承され、このことは、組織理念を共有する西日本最大規模（総病床数 1,295 床、看護職員数 1,291 人）の聖マリア病院との協働・連帯による、教育と臨床との有機的協働体制として、より実践的な学修環境構築の基盤となっている。また、令和 7（2025）年度より本学専任のチャプレン（学生、教職員に対する宗教教育的指導、精神的ケアの提供等を行う聖職者）が着任し、教育理念に対する理解、醸成の質的充実を図っている。

このように連綿と継承される建学の精神に基づくカトリックのミッションスクールとして、また高等教育機関としての本学の看護教育の特徴は、建学の精神を具現化するための 3 つの柱、「生命倫理教育」、「ロイ適応看護モデル」並びに「国際看護教育」を基軸として構成されるカリキュラムにある。

「生命倫理教育」等

設立理念の具現化を図るため、また、看護(ケア/ケアリング)の本質の理解を促し、看護専門職者としての自己の看護観の形成および倫理的判断能力に資するため、カリキュラムの初年次から生命・健康基礎分野の中に「人間の尊厳の尊重」という領域を設け、「キリスト教概論」や「生命倫理Ⅰ」を位置付けている。本学はカトリックの愛の精神に基づき、いのちを尊び、人間の尊厳を最高原理とすることを明確にしつつ、4 年次まで段階的に科目を設置し、キリスト教の人間観に基づく感性豊かな人間性の涵養/人格の成熟に重点を置いている。これら正課の授業の他、課外活動、特に各種ボランティア活動等を促すことにより、特に脆弱性を持つ人々に対する人間の尊厳、倫理、ケアリング、奉仕の精神を体験的に学ぶ機会の提供に努めている。学内組織であるカトリックセンター、地域・国際連携センターが涉外窓口となり重層的、継続的な支援に取り組んでいる。

「ロイ適応看護モデル」

キリスト教的人間観を基盤とするロイ適応看護モデルは、本学の建学の精神と合致することから、前身である聖マリア学院短期大学開設当初より本学の教育に取り入れられている。看護学部開学後も、ロイ適応看護モデルに基づく教育は継続され、約 40 年の月日が経過した。本学においてロイ適応看護モデルの哲学的前提は、「キリスト教概論」や「カトリ

ックの愛の精神」の授業科目によって、科学的前提は主に「心理学」、文化的前提は、「多様性の尊重」などの科目によって支えられている。学生は、人間の理解、人間と環境の関係、人間の環境への適応、適応を促進するための看護について、講義・演習・実習・ボランティア活動を通して理解を深めている。特に実習では、ロイ適応看護モデルに基づく実践を通して、様々な状況に置かれた人々の苦しみを理解することや、患者自身が置かれた状況に意味を見出すことが出来る看護の実践、環境への適応はその人の持つ対処能力が大きく影響することを学修している。

「国際看護教育」

本邦における開発途上国医療支援の長い歴史を持つ病院の1つである聖マリア病院は、昭和 59 (1984) 年、JICA カイロ大学小児病院 (エジプト) プロジェクトに技術指導者として看護師を派遣したことから国際協力活動を本格化させた。本学は、聖マリア病院の国際協力事業の実績を背景に、その前身の短期大学保健師課程に、平成 2 (1990) 年、本邦では初めての国際看護コースを開講、さらに聖マリア学院大学においては隣人愛/奉仕の精神に基づきグローバルな視点を併せ持つ看護者育成のために学部教育の中に国際看護コースを開設し、看護分野における開発途上国支援、異文化交流事業についての教育を継続している。

<看護学部看護学科>

本学は、カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目指している。

令和 4 (2022) 年度から適用された新カリキュラムにおいては、本学のミッションである地域ファーストの視点から、学生がグローバル (グローバル・ローカル) に学び、活動することを通して、人格の成熟と看護実践者としての成熟を促し、地域におけるケアの文化の創造に寄与することができるケアリング実践者の育成を目指している。

また、少子高齢化の進行に伴う人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備の必要性、医療分野への AI (Artificial Intelligence) や IoT (Internet of Things) の活用など、情報通信技術を学び、質の高いヘルスケアサービスを提供し、これを維持していくためのデータヘルスサイエンスの教育を強化した。

さらに、看護職員の就業場所の拡大に伴い多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することや対象者の健康問題の多様性・複雑性に対応するために、成人看護学と老年看護学、地域看護学と在宅看護学を統合し教育内容の充実を図っている。

本学の教育課程は、「生命・健康基盤分野」、「基盤臨床・適応看護システム分野」、「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」の 3 分野から構成される。この分野設定は、本学の建学の精神と合致し、ディプロマ・ポリシーにも明記するロイ適応看護モデルを念頭においた分野配置である。

生命・健康基盤分野では、建学の精神であるキリスト教的人間観に基づく人間の尊厳を尊重したケアリングと倫理的判断力を修得するための基礎的科目を配置するとともに、ヘルスケア領域における科学的思考と問題解決能力を修得するためにデータヘルスサイエン

ス関連科目を配置している。

基盤臨床・適応看護システム分野では、キリスト教的人間観を哲学的前提とするロイ適応看護モデルに基づき、看護の対象となる人々を全人的に捉え、統合に向けて適応を促進するための看護実践能力の強化を目指し、成人看護学と老年看護学を統合しケア技術の向上を図るための科目を配置している。

グローバル・コミュニティ適応看護システム分野では、生命・健康基盤分野、基盤臨床・適応看護システム分野での学修を基盤とし、持続可能な共生社会の形成や地域の人々との、協働・連帯、多様な環境で生活する人々に対するケア環境の構築を学ぶための科目を配置している。

また、世界規模、特に開発途上国における保健医療福祉の現状や課題、取組みを学び、将来、国内外で活躍できる人材の育成を目指して、国際看護コースとグローバルスタディーズコースを開講している。

<大学院看護学研究科>

看護学研究科においては、建学の精神である「カトリックの愛の精神」を礎に、「人間の尊厳を基盤とした生命倫理の教育（生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成）」「実践力の重視（医療・保健・福祉現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成）」「ロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開（看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開に寄与する高度専門職業人の養成）」を教育の特徴として掲げ、本学の使命を果たすことのできる人材の育成を行っている。

聖マリア学院大学

Ⅱ. 沿革

昭和 28 (1953) 年	9 月	医療法人（現：社会医療法人）雪の聖母会聖マリア病院開設
昭和 48 (1973) 年	4 月	医療法人雪の聖母会聖マリア病院付属 聖マリア高等看護学院 第 2 科看護専門課程設置（2 年課程）
昭和 51 (1976) 年	4 月	聖マリア高等看護学院 第 1 科看護専門課程設置（3 年課程）
昭和 51 (1976) 年	6 月	聖マリア高等看護学院を聖マリア看護専門学校と名称変更
昭和 57 (1982) 年	11 月	学校法人聖マリア学院設立
昭和 59 (1984) 年	4 月	聖マリア看護専門学校に保健師養成課程および助産師養成課程を を設置
昭和 61 (1986) 年	4 月	聖マリア学院短期大学看護学科開設
昭和 63 (1988) 年	3 月	聖マリア看護専門学校看護学科第 1 科および 2 科を閉科
平成 元 (1989) 年	3 月	聖マリア看護専門学校保健学科および助産学科を閉科
平成 元 (1989) 年	3 月	聖マリア看護専門学校閉校
平成 元 (1989) 年	4 月	聖マリア学院短期大学専攻科地域看護学専攻および助産学専攻 を設置
平成 2 (1990) 年	4 月	聖マリア学院短期大学専攻科地域看護学専攻に地域看護コース および国際看護コースを開設
平成 7 (1995) 年	4 月	聖マリア学院医療福祉専門学校介護福祉学科を開設
平成 17 (2005) 年	12 月	聖マリア学院大学看護学部看護学科設置認可
平成 18 (2006) 年	4 月	聖マリア学院大学看護学部看護学科開学
平成 20 (2008) 年	3 月	聖マリア学院短期大学看護学科を閉科
平成 21 (2009) 年	3 月	聖マリア学院短期大学専攻科地域看護学専攻および助産学専攻 を閉科
		聖マリア学院短期大学閉学
		聖マリア学院医療福祉専門学校介護福祉学科を閉科
		聖マリア学院医療福祉専門学校閉校
平成 22 (2010) 年	4 月	聖マリア学院大学大学院看護学研究科看護学専攻開設
平成 25 (2013) 年	4 月	聖マリア学院大学専攻科助産学専攻開設 (助産師課程を学部選択制から専攻科へ移行)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

<看護学部看護学科>

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、学則第 1 条に、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする」と定めている【資料 1-1-a】。

学内外への周知については、まず、学生に対しては、入学時講話、ガイダンス、各学年開始時のオリエンテーションを通して、「本学の建学の精神」、「教育理念」についての説明を行い、また「学生便覧」、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」に明示している【資料 1-1-b】【資料 1-1-c】。建学の精神である、カトリックの愛の精神については、授業科目「カトリックの愛の精神Ⅰ・Ⅱ」、「キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ」、「生命倫理Ⅰ・Ⅱ」、「看護の基礎」、「ロイ適応看護モデル入門」を受講することでより深い理解を促している。

さらに、「召命のつどい」、「やすらぎのつどい」、「合同クリスマス」などの学校行事や奉仕活動等に参加することで、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を理解する機会となっている。

教職員に対しては、上記の他、「カトリックセンター」主催において、原則として毎年度、全教職員を対象としたカトリック研修会を実施し、建学の精神、大学の使命・目的の理解、更には教育活動への反映を図っている【資料 1-1-d】。また、毎月定例開催される教授会及び教職員連絡会議（全教員・事務職員対象）の資料冒頭に「建学の精神」「教育理念」を掲載することにより、改めて心に留める機会となっている【資料 1-1-e】。さらに、ロイアカデミア看護学研究センター主催の研修会やワークショップもまた、建学の精神の理解や、教育・研究活動へ反映させる機会となっている。

役員に対しても理事会・評議員会資料冒頭に「建学の精神」「教育理念」を掲載しており、更に毎年度の事業報告書において、使命・目的の他、これらに基づく諸活動状況についても周知している【資料 1-1-f】【資料 1-1-g】。

令和 7（2025）年 4 月より看護師でありカトリック司祭の資格を持つ生命倫理担当教授

が就任、大学のチャプレンとしての役割を合わせ持ち、理念の学内外の周知に努めている。当該教授はローマ教皇庁より国際カトリック看護協会 (CICIAMS) の指導司祭として任命されていることから、本学の理念教育の充実が図られることが期待される。

学内各所には、建学の精神を示す十字架、マリア像を設置しており、また平成 29 (2017) 年 9 月に竣工した図書館正面の塔には「ミゼリコルディアの鐘 (※)」を設置し、指定時間には大学施設に鐘の音 (お告げの祈り) が響くことで、学生・教職員は常に建学の精神に触れ、思い起こすことができる。(※ミゼリコルディア：いつくしみ)

学外関係者に向けては、本学ホームページでの教育理念等の公表の他、保護者に向けては、毎年度、大学広報誌「MADONNA」を郵送、毎号に教育理念と教育の特色を掲載するとともに、学生及び教職員の建学の精神、教育理念に基づく諸活動の状況を報告している【資料 1-1-1】【資料 1-1-h】。

さらに、本学では、建学の精神、教育理念の下、学生及び教職員による社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。これら奉仕活動を通して、建学の精神を具現化し、本学の使命・目的を直接的に地域住民の方に周知する貴重な機会となっている。なお、本学の社会貢献活動等については、独自基準で詳細を記す。

看護師を志す高校生、受験生及び高校教員に対しては、上記ホームページの他、「大学案内」に建学の精神、教育理念等を掲載し、高校訪問、入試説明会やオープンキャンパス等を通して周知している【資料 1-1-i】。

なお、本学における看護教育は、令和 5 (2023) 年に 50 周年を迎えた。聖マリア病院開設 70 周年と併せ、その記念事業として令和 4 (2022) 年 11 月にローマ教皇庁「バンビーノ・ジェズ小児病院」との協定 (2 年間) を締結した。この協定ではカトリックの理念に基づく生命尊重及び倫理規範に関する協力、教育・研究・学術活動に関する協力等が主な活動内容となっている。このことは、ホームページや大学案内等で学内外に周知している。

令和 5 (2023) 年 12 月には、本学の看護教育 50 年の歴史や記録を振り返る、冊子「聖マリア学院 看護教育の 50 年～Misericordia et Caritas～Since 1973」及びフォトブック「Our St.Mary's Heritage」を刊行し、学内外に広く配布することで、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を周知した。

<大学院看護学研究科>

看護学研究科では、研究科の目的として、聖マリア学院大学大学院学則第 2 条に、大学の目的に則り、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている【資料 1-1-j】。

また、研究科規則第 2 条においては、「本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする」と教育研究上の目的を定めている【資料 1-1-k】。

学生・教職員に向けては、「学生便覧」「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」に記載し、学外へはホームページにおいて広く一般に公表・周知している【資料 1-1-b】【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 1-1-1】 聖マリア学院大学ホームページ（教育理念・目的を示す部分の URL）
- 【資料 1-1-2】 聖マリア学院大学ホームページ（教育研究上の目的を示す部分の URL）
- 【資料 1-1-a】 聖マリア学院大学 学則
- 【資料 1-1-b】 学生便覧 学部 p.1、研究科 p.22、27
- 【資料 1-1-c】 看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」目次裏
- 【資料 1-1-d】 聖マリア学院カトリックセンター規程
- 【資料 1-1-e】 教授会、教職員連絡会議 冒頭資料
- 【資料 1-1-f】 理事会・評議員会 冒頭資料
- 【資料 1-1-g】 令和 6 年度 事業報告書 p. 3、p. 42-52
- 【資料 1-1-h】 大学広報誌「MADONNA」 最終頁、他
- 【資料 1-1-i】 看護学部看護学科「大学案内」 p.2
- 【資料 1-1-j】 聖マリア学院大学大学院 学則
- 【資料 1-1-k】 聖マリア学院大学大学院 看護学研究科規則
- 【資料 1-1-l】 看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」目次裏

②中期的な計画への反映

本学では、令和 7（2025）年度より、新たな中期計画である第五次 5 年計画〔令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度〕に基づく取組みを開始した。

令和 6（2024）年度までの第四次 5 年計画では、その期間中に看護教育 50 周年を迎えることも踏まえ、50 年目の原点回帰～理念継承のための変革～をテーマとして作成、使命・目的を意識・反映させた内容としており、更に令和 7（2025）年度からの第五次 5 年計画においても、そのテーマを「理念の具現化・継承を第一の目的として」とし、引き続き、使命・目的並びに教育研究上の目的を念頭においた中期計画として作成している【資料 1-1-m】。

第五次 5 年計画は、5 つの重点項目、1. 教育研究の質向上、2. 学生支援策の充実、3. 安定的定員確保に向けた入試改革と戦略的広報活動、4. カトリックの愛の精神に基づく地域貢献・国際交流、5. 経営基盤の安定化と組織強化、により構成しており、それぞれの重点項目において使命・目的等を反映した計画を設定している。

例えば、重点項目の 1 つである、教育研究の質向上においては、本学の理念・特色を踏まえた教育並びに学修者本位の教育の推進を目標に設定し、目標を具現化するための方策として、カトリックの理念に基づく生命倫理の、教育へのさらなる反映および質の向上等を設定している【資料 1-1-m】

[エビデンス集資料編]

- 【資料 1-1-m】 第五次 5 年計画

③三つのポリシーへの反映

<看護学部看護学科>

前述の本学の設立経緯等を踏まえ、本学の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、(図表 1-1-1) に示すとおり、建学の精神、教育理念等を強く反映させた内容となっている。

看護学部看護学科では、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく教育理念（使命・目的）に沿った人材を育成するための教育目標を設定しており、ディプロマ・ポリシー冒頭には、「学生が卒業時に身につけているべき能力を教育目標に沿って定める」とし、更にディプロマ・ポリシーの各項目内容が示すとおり、ディプロマ・ポリシーは教育理念（使命・目的）、教育目標を反映した内容であることは明確である。

(図表 1-1-1) 看護学部 教育理念・教育目標とディプロマ・ポリシー

教育理念・教育目標	ディプロマ・ポリシー
<p>【教育理念】</p> <p>「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行って、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする。</p> <p>【教育目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 人間についての真理を探究し、人間の尊厳、すなわち個々の人間の存在そのものに価値を見出し、いのちを尊重することのできる豊かな人間性を養う 人間存在の本質的要素であるケアリングを本学の基本概念とし、さらに看護専門職として科学的思考と問題解決能力を具え、対象が生きることの安寧を保持できるよう全人的に看護する能力を養う 地域における個人・集団の安寧と発展をめざし、地域の中で人々と連帯・協働し、看護を実践するための能力を養う 看護学を体系的・学際的に捉え、将来看護に貢献できる専門職者として研鑽し続ける能力を養う 共通善をめざし、多様な文化と価値観を持つ人々を尊重し、世界市民の一員としての自覚を持ち、国際社会に貢献できる能力を養う 	<p>聖マリア学院大学看護学部では、学生が卒業時に身につけているべき能力を教育目標に沿って以下のように定めている。卒業要件を満たせば、これらを身に付けた者と認め、学士の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 他者の苦しみやよろこびに関心を持ち、全人的ケア/ケアリングの基本を身につけている。 人のいのちを取り巻く環境における様々な事象の倫理的本質を理解し、看護実践の基盤となる倫理的判断力を身につけている。 人間の生命現象・生活過程(ライフプロセス)、疾病の原因や症状、診断、治療を学び、根拠に基づき安全な看護を実践するための医療の基礎を修得している。 人のいのちの始まりから終わりにいたる成長発達に応じて対象を全人的に捉え、統合へむけて適応を促すためにロイ適応看護モデルを基盤とした看護を実践できる。 地域の人々と協働・連帯し、安全な生活環境を支える能力を修得している。 多様な環境で生活する人々に適切なケア環境を構築する能力を修得している。 生涯にわたり看護専門職者としての価値観を形成し専門性を発展させる能力を修得している。 持続可能な個人・集団・国の健康および地球環境の保全について関心を抱いている。

また、ディプロマ・ポリシーの実現を図るための教育編成方針をカリキュラム・ポリシーとして設定している（図表 1-1-2）。

カリキュラム・ポリシー冒頭には、「看護学部では、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラムを編成していること、カトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳の尊重を基盤とした教育目標を中核に捉え、看護専門職としてのコアコンピテンシーを段階的に学修し、人格の成熟と看護実践者としての成熟を促し、地域におけるケアの文化の創造に寄与することが出来るケアリングの実践者の育成を目指すカリキュラムを編成している」と記載のとおり、使命・目的を念頭に置いた内容としている。

（図表 1-1-2）看護学部カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー
<p>聖マリア学院大学看護学部では、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラムを編成している。カトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳の尊重を基盤とした教育目標を中核に据え、看護専門職としてのコアコンピテンシーを段階的に学修し、人格の成熟と看護実践者としての成熟を促し、地域におけるケアの文化の創造に寄与することが出来るケアリングの実践者の育成を目指すカリキュラムを編成している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.生命・健康基盤分野、基盤臨床・適応看護システム分野、グローバル・コミュニティ適応看護システム分野の3分野からカリキュラムを構築している。 2.生命・健康基盤分野では、本学の建学の精神であるキリスト教の人間観に基づく人間の尊厳を尊重したケアリングと倫理的判断力を修得するための基礎的科目を配置するとともに、ヘルスケア領域における科学的思考と問題解決能力を習得するためにデータヘルスサイエンス関連科目を配置している。 3.基盤臨床・適応看護システム分野では、キリスト教的人間観を哲学的前提とするロイ適応看護モデルに基づき、看護の対象となる人々を全人的に捉え、統合に向けて適応を促進するための看護実践能力の強化を目指し、成人看護学と老年看護学を統合しケア技術の向上を図るための科目を配置している。 4.グローバル・コミュニティ適応看護システム分野では、生命・健康基盤分野、基盤臨床・適応システム分野での学修を基盤とし、持続可能な共生社会の形成や地域の人々との、協働・連帯、多様な環境で生活する人々に対するケア環境の構築を学ぶための科目を配置している。 5.世界規模、特に開発途上国における保健医療福祉の現状や課題、取組みを学び、将来、国内外で活躍できる人材の育成を目指して、国際看護コースとグローバルスタディーズコースを開講している。 6.大学における学修への円滑な移行を促すため初年次教育に関する科目を配置し、主体的学修への転換を図り、4年間にわたり自ら探求する姿勢を育成する。 7.各科目の内容に応じた適正な評価方法をシラバス(授業計画)に明記し、「知識」、「技能」、「態度」、「創造的思考力」など様々な視点から、学修成果の評価を行う。

アドミッション・ポリシーに関しては、その冒頭に「カトリックの愛の精神に基づく奉仕の精神について理解する姿勢を有し、いのちの支援者としてそれぞれの看護実践の場で活躍を志す皆様を心から歓迎します」と示し（図表 1-1-3）、建学の精神、教育理念、教育

目標、更にはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと密接な連動の下、策定している。

(図表 1-1-3) 看護学部アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシー
<p>聖マリア学院大学は「カトリックの愛の精神」に基づく奉仕の精神について理解する姿勢を有し、いのちの支援者としてそれぞれの看護実践の場で活躍を志す皆様を心から歓迎いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暖かい開かれたところを持ちお互いを尊重し合うことに努力できる人 2. 幅広く学問を探究する姿勢を有している人 3. 人間の尊厳を尊重した看護ケアを探究することに意欲のある人 4. 地球環境と世界の全ての人々に関心を持ち、ヘルスケアのリーダーとなり行動する意欲のある人

<大学院看護学研究科>

看護学研究科の目的、教育研究上の目的、教育目標、並びにディプロマ・ポリシーは、以下（図表 1-1-4）のとおりである。

ディプロマ・ポリシー冒頭には、「本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに以下にあげる到達目標を達成するとともに（以下、略）」と定め、また、ディプロマ・ポリシーの各項目に示すとおり、本学の建学の精神である「カトリックの愛の精神」及び大学院学則第 2 条に規定する目的及び研究科規則第 2 条に規定する教育研究上の目的を念頭に置いた内容となっている。

(図表 1-1-4) 看護学研究科目的等とディプロマ・ポリシー

目的・教育研究上の目的・教育目標	ディプロマ・ポリシー
<p>【目的】 大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>【教育研究上の目的】 人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに以下にあげる到達目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士(看護学)の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「カトリックの愛の精神」に基づく、生命の価値、人間の尊厳について考え、保健医療福祉における全人的ケアについて探究する姿勢を身につけることができる。 2) 人間の生命と派生する諸問題に関心を持ち、人間の尊厳を尊重した社会のあり方、倫理の本質に

<p>【教育目標・目的】</p> <p>ケアを総合的な立場に位置づけて専門分野を築き、専門職として指導的な役割を果たすことができる人材、大学等の養成機関でレベルの高い教育を行い、かつ研究開発によって専門分野を発展させることのできる人材、国際的視野で活動できる人材の養成を行うことを目標としています。</p> <p>大学院の教育目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成－生命倫理の教育を理念として根底に置く。 2. 保健・医療倫理現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成－医療等現場の質向上に寄与できる実践力を重視する。 3. 看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開に寄与する高度専門職業人の養成－わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開を図る。 4. 国際的視野のもとに看護の実践・教育・研究を学際的に遂行できる高度専門職業人の養成－国際性・学際性を重視した教育を行う。 	<p>ついて究の視点で捉え、知識を深め、実践することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 看護の知識と研究する態度に基づいた医療・保健・福祉現場での看護実践を追求することができる。 4) 知識の探求力、他職種との協働力、現場環境への対応力を身につけ、現場の質向上に貢献できる高度実践看護師をめざすことができる。 5) ロイ看護モデルを含めた看護理論の開発・発展の過程を学び、看護実践への理論の活用について探求することができる。 6) 看護理論を看護実践において活用し、理論の有益性を検討・検証できる力を身につけることができる。 7) 看護の知識を実践・教育・研究のそれぞれにおいて、国際性・学際性をもって吟味し探求することができる。 8) 高度専門職業人として、看護の実践、教育、研究の分野で国際的、学際的な探求を行い、看護学の知識基盤の検証と発展に寄与することができる。
---	---

カリキュラム・ポリシー冒頭には、「本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現するために、次のことを意図し、カリキュラムを編成する」とし、教育理念（目的）等を反映した内容であることを示している（図表 1-1-5）。また、カリキュラム・ポリシーは、教育研究上の目的をより具体化した教育目標を大項目とし、大項目ごとにカリキュラム・ポリシーを設定することにより、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーとしている。

（図表 1-1-5）看護学研究科カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー
<p>本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現するために、次のことを意図し、カリキュラムを編成する。</p> <p>－編成方針・教育内容－</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成 <ul style="list-style-type: none"> －生命倫理の教育を理念として根底に置く。

(1) 生命・医療倫理の教育には、基盤教育科目に「生命倫理」「看護倫理」を配し、大学院での高度専門職業人育成の根幹の1つとして医療倫理原理の修得を位置づけ、「看護研究」の科目では、医療倫理の研究を通して具体的に検討できるようにしている。

(2) 専門教育（専門領域）として、健康・療養支援看護学領域、MCH（周産期・母子）看護学領域、統合看護学領域、データヘルスサイエンス看護学領域の4領域を設定し、それぞれの領域の基礎を説明する科目として、各領域に「特論」科目を配置、これらの科目は、専門教育においても一貫して生命・医療倫理の原則を引き継いだ構成となっている。

2) 保健・医療・福祉現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成

—医療等現場の質向上に寄与できる実践力を重視する。

(1) 高度専門職業人の養成には、教育・研究者をめざす修士論文コースと高度看護実践者をめざす専門看護師コースがある。共通の基盤となる科目には、「看護理論」「看護管理論」「看護政策論」「看護教育論」「コンサルテーション論」などがあり、専門看護師コースの基盤科目としてはさらに「臨床病態生理学」「臨床薬理学」「ライフスパンフィジカルアセスメント」を配している。

(2) 修士論文コースでは、健康・療養支援看護学領域に、ヘルスプロモーション看護学、小児・子育て支援看護学、クリティカルケア看護学、療養支援慢性看護学、老年看護学、精神看護学の6分野、MCH（周産期・母子）看護学領域に、MCH（周産期・母子）看護学の1分野を、更に、統合看護学領域に、看護政策・管理・教育システム（国際比較）、国際看護学の2分野、データヘルスサイエンス看護学領域にデータヘルスサイエンス看護学の1分野を設定する。それぞれの分野において、健康・療養支援（健康・療養支援看護学領域）、女性の生涯にわたる健康、周産期における母子とその家族の健康とその逸脱を含むリプロダクティブヘルス（MCH看護学領域）、医療供給制度、効果的なリーダー・管理者、看護による国際協力（統合看護学領域）、看護におけるデータヘルスサイエンス（データヘルスサイエンス看護学領域）に関する科目を配置し、未対応の課題や実践上の問題などを「特別研究」のなかで研究に起こし、修士論文においてその研究のプロセスと結論を表現することができるカリキュラムを編成する。

(3) 専門看護師コースには、健康・療養支援看護学領域に慢性看護専門看護師コース、MCH（周産期・母子）看護学領域に母性看護専門看護師コースを設定する。慢性看護専門看護師コースでは、長期療養を特徴とする慢性期疾患患者のケアに必要な支援技術と医療・地域連携に関する理論を学ぶ科目、専門看護師支援技術と連携医療を演習する科目、医療的措置・薬物療法への対処技術を修得する科目、更に、専門看護師技術や連携医療、薬物療法他治療的介入の実際を学ぶフィールド科目を配置し、母性看護専門看護師コースでは、周産期における母子と家族についての理論を学ぶ科目、周産期医療におけるエビデンス獲得やアセスメントに基づく看護ケアを探求する演習科目、更にそれらの基礎知識を実践に応用しながら高度看護実践を探求する科目、また、専門看護師機能や質保証に資する高度な看護ケア実践力を深めるためのフィールド科目を配置するなど、各専門看護師コースにおいて、講義、演習、実習の重層的構造により、知識と実践の効果的連結を意図したカリキュラムを編成する。

3) 看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるROI理論を含めた看護理論の基盤形成と

展開に寄与する高度専門職業人の養成

一わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開を図る。

(1) 看護知識やケア技術の検証によるエビデンスの集積に寄与できる能力を獲得するための科目として、ロイ看護モデルを含む看護の理論を学ぶ科目「看護理論」と「データヘルスサイエンス概論」を有し、知識と実践スキルにおける課題と看護の役割について教育的に探求する科目「看護教育論」を配置する。

4) 国際的視野のもとに看護の実践・教育・研究を学際的に遂行できる高度専門職業人の養成 一国際性・学際性を重視した教育を行う。

(1) 国際的視野に立った教育としては、「看護理論」は米国看護理論分析家による授業を配し、「異文化理解と国際医療協力論」では国際医療協力の交渉や実務の豊富な経験を有する者による授業を配し、国際医療協力を国際的・学際的に探求することができる科目を配置する。

(2) 統合看護学領域（国際看護学分野）では「国際看護学フィールドスタディ」を配しており、国際看護学を実地での修学を通して深めることができ、実地フィールドで見いだした課題を研究として修士論文完成のプロセスにおいて探求する。

一教育方法・評価方法一 (略)

アドミッション・ポリシーに関しては、(図表 1-1-6) に示すとおり、その冒頭に「本学の教育理念に基づき看護学・看護実践に対する正しい基本姿勢を踏まえて、看護の分野における高度かつ専門的な学術の理論および実践を研究し、高度実践看護の実践者、指導者、教育者、研究者、管理者等となるべき人材、また、国際的視野のもとに看護の教育・研究・実践を学際的に遂行できる優秀な人材の開発・育成を目標としています」とし、それらを踏まえ求める人材像を示すなど、本学の建学の精神及び教育理念・目的等を反映させた内容となっている。

(図表 1-1-6) 看護学研究科アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシー
<p>本学の教育理念に基づき看護学・看護実践に対する正しい基本姿勢を踏まえて、看護の分野における高度かつ専門的な学術の理論および実践を研究し、高度実践看護の実践者、指導者、教育者、研究者、管理者等となるべき人材、また、国際的視野のもとに看護の教育・研究・実践を学際的に遂行できる優秀な人材の開発・育成を目標としています。入学者選抜においては、以下にあげるような学生を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と、人間の尊厳を基盤に置く高い倫理観を求める者 2. 本学看護学研究科の教育を受けるための基礎学力を有する者 3. 看護学に対する強い興味と探究心を持ち、自立性および向学の志が高い者 4. 修士課程を修了し、その研究成果の応用によって看護の分野における地域社会および国際社会の幸福と健康に寄与する意思を有する者。

④教育研究組織の構成との整合性

本学では、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、聖マリア学院大学に看護学部看護学科、専攻科助産学専攻（助産師課程）、同大学院に看護学研究科を設置しており、使命・目的等を達成するための適切な教育研究組織を設置している【資料 1-1-n】。

看護学部看護学科内には、教育目標の1つである「共通善をめざし、多様な文化と価値観を持つ人々を尊重し、世界市民の一員として自覚を持ち、国際社会に貢献できる力を養う」ことを達成するため、上記教育目標に関連する必修科目を設定する他、選択コースとして「国際看護コース」並びに「グローバル・スタディーズコース」を設定している。更に、保健師国家試験受験資格取得を目指す学生に対しては、看護学部看護学科内に「保健師コース(保健師課程)」を設定している【資料 1-1-o】。

また、看護学研究科においては、研究科規則第2条に掲げる教育研究上の目的である「実践と研究を通じて看護学の発展に寄与」また、教育目標にある「実践力を重視」も踏まえ、将来の教育者・研究者の育成を図る「修士論文コース（4領域・10分野）」、高度実践看護師の育成に重点を置いた教育を行う「専門看護師コース（2領域）」を設定している。

【資料 1-1-p】（図表 1-1-7）。

（図表 1-1-7）看護学専攻科・領域・コース・分野設定

	修士論文コース	専門看護師コース	修士論文の研究分野
健康・療養支援 看護学領域	○	○ (慢性看護 専門看護師)	①ヘルスプロモーション看護学 ②小児・子育て支援看護学 ③クリティカルケア看護学 ④療養支援慢性看護学 ⑤老年看護学 ⑥精神看護学
MCH（周産期・母子） 看護学領域	○	○ (母性看護 専門看護師)	⑦MCH（周産期・母子）看護学
統合看護学領域	○	—	⑧看護政策・管理・教育システム (国際比較) ⑨国際看護学
データヘルスサイエンス看護学領域	○	—	⑩データヘルスサイエンス看護学

更に、法人又は大学内組織として、建学の精神を継承し、本学院の教育に浸透させ、「カトリックの愛の精神」に基づく人間の尊厳を尊重し、その具現化を図ることを目的とした「カトリックセンター」、並びに建学の精神及び教育理念に沿って行われる、地域貢献や社会連携、国際交流等に関する事業を所轄し、以って開かれた大学としての取り組みを推進する「地域・国際連携センター」を設置している。両センターは、学生・教職員のボラン

ティア活動を支援し、他者のために自己を活かすことを通じて「カトリックの愛の精神」を具現化するための実践の場の提供にも寄与している【資料 1-1-d】【資料 1-1-q】。

加えて、本学の使命・目的等に関し、学則附置研究所として、キリスト教文化の教育研究の充実を図ることを目的とする「キリスト教文化研究所」、更に本学の教育の特色として、また建学の精神である「カトリックの愛の精神」の具現化として「ロイ適応看護モデル」を基盤とした教育を実施していることも鑑み、いつくしみ (Mercy)、ケアリングと愛 (Caring and Love) を看護教育と看護実践から探究し看護学の発展に寄与することを目的とした「ロイアカデミア看護学研究センター (Roy Academia Nursology Research Center : RANRC)」を設置している【資料 1-1-r】【資料 1-1-s】。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-1-n】 学校法人聖マリア学院 組織図

【資料 1-1-o】 看護学部看護学科 選択コース一覧

【資料 1-1-p】 看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.9-11

【資料 1-1-q】 地域・国際連携センター規程

【資料 1-1-r】 聖マリア学院大学 キリスト教文化研究所規程

【資料 1-1-s】 聖マリア学院大学 ロイアカデミア看護学研究センター (Roy Academia Nursology Research Center) 規程

⑤変化への対応

<看護学部看護学科>

聖マリア学院大学は、平成 18 (2006) 年度の開設以降、建学の精神であるカトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、現在に至っている。建学の精神、教育理念については、普遍的な内容であることから、大学設置以降、継承し続けている。

変化への対応としては、大学教育のあり方、保健・医療・福祉分野の変化への対応等を目的に、定期的にカリキュラム改正を実施してきた。

令和元年 (2019) 年 8 月より「カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会 (以下、「カリキュラム検討会」) を立ち上げ、建学の精神に基づく人格の成熟と看護実践者としての成熟を目指した教育目標、看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時の到達目標の再考から開始し、「教学マネジメント会議」「教授会」とともに、検討を重ねた。本学独自の新カリキュラムは令和 4 (2022) 年 4 月 1 日より施行の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に対応するものである【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】。【図表 1-1-1】。

新カリキュラムの主な変更点は、成人看護学と老年看護学、地域看護学と在宅看護学を統合し教育内容の充実を図ったことにある。また、超高齢社会を迎え看護専門職として質の高いヘルスケアサービスを提供し、これを維持していくためのデータヘルスサイエンスの教育を再編・強化したことである。上記カリキュラムの変更点についての教職員への周知については、カリキュラム検討会・教育の質向上委員会・カトリックセンター・ロイアカデミア看護学研究センター (Roy Academia Nursology Research Center) が協働し、教職員を対象に令和元 (2019) 年から令和 4 (2022) 年までに新カリキュラムに関する研修

会を 12 回実施し、変更の趣旨や内容の周知を図った。

＜大学院看護学研究科＞

看護学研究科では、研究科の目的並びに教育研究上の目的については普遍的内容であることから、平成 22（2010）年度の大学院開設以来、継承し続けているが、研究科の目的等の実現に向け、カリキュラム検討会、教学マネジメント会議（必要に応じ検討グループを設定）、研究科教授会において、看護学専攻内に新たな分野領域の設定、ポリシーの検証並びに改正を行うなど、社会情勢や保健・医療・福祉分野のニーズ等に対応した検証・対応を行っている【資料 1-1-6】。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 1-1-3】カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ

【資料 1-1-4】教学マネジメント会議規程

【資料 1-1-5】教授会の運営に関する規程

【資料 1-1-6】研究科教授会の運営に関する規程

〔基準 1 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

1. 学生に対しては、建学の精神であるカトリックの愛の精神に基づき、人間の尊厳の尊重について、入学時のオリエンテーションから、「カトリックの愛の精神」「キリスト教概論」「生命倫理」などの特徴的な授業科目、学校行事に至るまで、一貫して伝えていることは特色ある取組みと言える。
2. 教職員に対しても、建学の精神であるカトリックの愛の精神を理解する様々な研修会を設け、教育・研究に加えて、ボランティア奉仕活動を通して理念を理解・継承する環境を構築していることも特色ある取組みと言える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

看護学研究科に関しては、看護学部看護学科のカリキュラム検討に比して、社会情勢や保健・医療・福祉分野のニーズ等に対応した教育課程に関する検証が十分になされているとは言い難い現状があり、今後検討を重ねる必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

看護学研究科において上記課題に対し、「新カリキュラム検討会」「教学マネジメント会議」「研究科教授会」等において、検討を始めている。今後も継続し検討を実施していく予定である。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

大学学則第 2 条において「本学は、その教育研究水準の維持・向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに改善に向けて努力する」とし、大学院学則第 3 条においても同様に自己点検・評価に関し規定している【資料 2-1-a】【資料 2-1-b】。

自己点検・評価の組織として、「自己点検・評価総括委員会」を設け、その任務を「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価及び結果の公表並びにこれに関連する事項を行う」としている【資料 2-1-3】。

「自己点検・評価総括委員会」は、大学及び教授会に置く各委員会及び部署等並びに大学方針を示す「教学マネジメント会議」等、更に教授会、教職員と連携を図り、自己点検・評価を実施し、その結果の共有、改善状況の把握など、大学全体の内部質保証を推進させる役割及び責任を担っている。

本学では、学内の各種委員会等の運営に関し「各委員会等は報告事項中心から“質向上”に向けた検討組織への転換を図る」との政策的方針に基づき、各委員会等は、それぞれが管轄する内容に関し、取組みの計画と実施、評価並びに改善に向けた取組みを推進する責任を担っている。各委員会は、自己点検・評価総括委員会との連携の下、自己点検・評価総括委員会から求められた評価項目に基づき点検評価を実施し、自己点検・評価総括委員会に報告する。その内容を踏まえ自己点検・評価総括委員会が大学全体としての点検・評価を行っている。

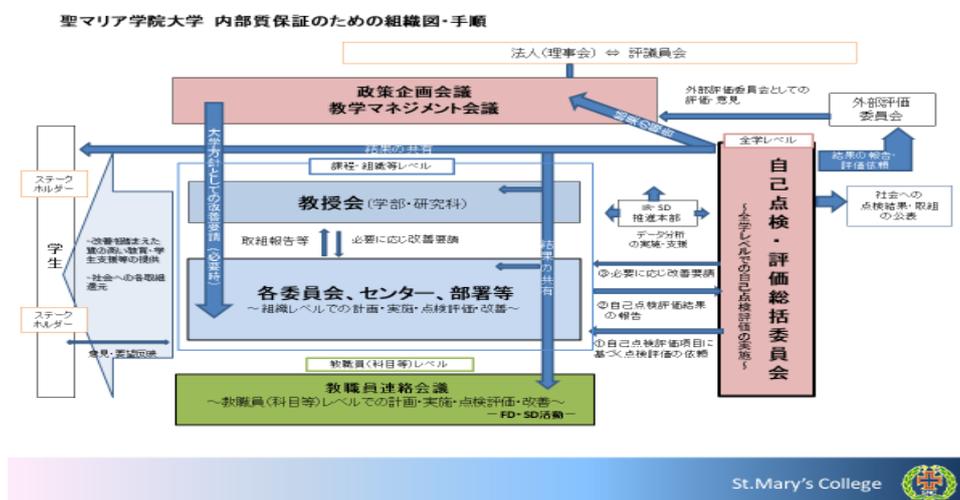
本学では学長を長とした教学運営に関し全学的な方針の策定を行う「教学マネジメント会議」を設置、適宜、関連する委員会等からの課題・評価報告並びに「自己点検・評価委員会」からの自己点検評価結果等を受け、必要に応じ、大学（学長）としての改善方針を示す体制も整備している。更に、学内運営に関しては、その方針策定を行う「政策企画会議」を設置している。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】。

上記のとおり、「自己点検・評価総括委員会」「各種委員会・部署等」「教学マネジメント会議」「政策企画会議」、それぞれにおける内部質保証の推進に向けての役割・責任体制を明確にし、これらについては「内部質保証に関する方針」「内部質保証に関する組織図・手順」等にも示されている【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】。

更に、学外からの客観的視点の取入れとして、「外部評価委員会」を設置、名誉学長の他、地元の自治体並びに民間企業からの参画を得て、毎年度開催（年 1 回）している【資料 2-1-c】。加えて、点検評価を主目的とした組織ではないものの、本学の母体であり主たる実習施設である聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンターとは、定期的な「連絡協議会」

を開催、相互の取組みや協働的取組み（実習以外を含む）に関し審議・検討を行うことで学外からの意見を取り入れている【資料 2-1-d】。

(図表 2-1-1) 聖マリア学院大学内部質保証のための組織図・手順



[エビデンス集資料編]

- 【資料 2-1-1】 聖マリア学院大学 内部質保証の方針
- 【資料 2-1-2】 聖マリア学院大学 内部質保証のための組織図
- 【資料 2-1-3】 聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会規程
- 【資料 2-1-4】 教学マネジメント会議規程
- 【資料 2-1-5】 政策企画会議規程
- 【資料 2-1-a】 聖マリア学院大学 学則
- 【資料 2-1-b】 聖マリア学院大学大学院 学則
- 【資料 2-1-c】 聖マリア学院外部評価委員会規程
- 【資料 2-1-d】 聖マリア学院大学 連絡協議会規程

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価としては、2-1①で記載のとおり、第一次的には「教育の質向上委員会」「学生委員会」等の各委員会等において、随時、委員会業務内における課題の把握とそれら課題に基づき改善を図っている。大学全体の内部質保証を推進する組織として「自己点検・評価総括委員会」を置き、各委員会等と連携を図

り、自己点検・評価総括委員会において指定した評価項目等に基づき、取組み状況の評価や改善方策等の提示を求め、点検評価を実施している【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】。

自己点検・評価総括委員会では、毎年度実施する評価（中期計画取組状況評価、アセスメント・ポリシーに基づく評価、ガバナンスコード遵守状況評価等）に加え、当該年度の状況等を踏まえ評価方法・項目を設定し自己点検・評価を実施、毎年度、自己点検評価報告書を作成、後述の学内における共有の他、社会に向けては、ホームページにおいて公表している【資料 2-2-a】。

なお、近年の点検評価内容は以下のとおりである【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】。

(図表 2-2-1) 自己点検・評価総括委員会で実施した点検評価内容（直近 5 年）

評価年度	主な評価内容
令和 6 (2024) 年度評価 －令和 5 年度の取組評価－	<ul style="list-style-type: none"> ・日本高等教育評価機構の評価項目への適合状況評価 ・看護学教育評価受審時の「検討事項等」への取組状況評価 ・第四次 5 年計画の進捗状況評価 ・学修成果・教育成果の評価（アセスメント・ポリシーに基づく評価） ・ガバナンスコード遵守状況評価
令和 5 (2023) 年度評価 －令和 4 年度の取組評価－	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次 5 年計画の進捗状況評価（当該年度取組評価及び中間評価） ・学修成果・教育成果の評価（アセスメント・ポリシーに基づく評価） ・ガバナンスコード遵守状況評価
令和 4 (2022) 年度評価 －令和 3 年度の取組評価－	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別認証評価（日本看護学教育評価機構）基準に基づく評価 ・中期計画の進捗管理（当該年度取組評価） ・学修成果・教育成果の評価（アセスメント・ポリシーに基づく評価）
令和 3 (2021) 年度評価 －令和 2 年度の取組評価－	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別認証評価（日本看護学教育評価機構）基準に基づく評価 ・中期計画の進捗管理（当該年度取組評価）
令和 2 (2020) 年度評価 －令和元年度の取組評価－	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別認証評価（日本看護学教育評価機構）基準に基づく評価 ・機関別認証評価の評価項目に基づく評価（平成 30 (2018) 年度受審時の将来計画として記載した事項についての取組評価） ・学修成果・教育成果の評価（アセスメント・ポリシーに基づく評価） ・中期計画の進捗管理

5 年計画における中期行動計画においては、内容に応じ評価指標・数値目標等を設定（数値化に適さない項目を除く）、また学修成果・教育成果に関する評価に際しては、アセスメント・ポリシーにおいて、エビデンスとなる評価指標を明示するなど、エビデンスに基づく点検評価を実施している【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】【資料 2-2-d】。

自己点検・評価総括委員会において取り纏めた自己点検評価報告書については、大学方針を示す「教学マネジメント会議」「政策企画会議」、並びに教授会へ提示する他、教職員に対しては全教員・事務職員を構成員とする「教職員連絡会議」において報告、更に学生にも周知することにより、取組状況や課題の学内共有を図っている【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-e】【資料 2-2-f】【資料 2-2-g】。

なお、令和6(2024)年度においては、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会として「カリキュラム研修会」を開催、アセスメント・ポリシーに基づく評価結果を教職員に説明するなど、課題を含めた現状の共通認識を図る機会とした【資料 2-2-h】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 2-2-1】 聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会規程
- 【資料 2-2-2】 聖マリア学院大学 内部質保証の方針
- 【資料 2-2-3】 令和5年度自己点検・評価報告書
(※令和5(2023)年度取組評価/令和6(2024)年度作成分)
- 【資料 2-2-4】 自己点検・評価総括委員会議事録
- 【資料 2-2-5】 自己点検評価結果を教職員に周知した記録(教学マネジメント会議、教授会、政策企画会議、教職員連絡会議の議事録)
- 【資料 2-2-6】 自己点検評価結果の学生への周知文
- 【資料 2-2-a】 聖マリア学院大学ホームページ(自己点検・評価報告書公表 URL)
- 【資料 2-2-b】 第四次5カ年計画(評価指標・数値目標の設定)
- 【資料 2-2-c】 アセスメント・ポリシー(改正前2025年1月以前)
- 【資料 2-2-d】 アセスメント・ポリシー(改正後2025年2月以降)
- 【資料 2-2-e】 教学マネジメント会議規程
- 【資料 2-2-f】 政策企画会議規程
- 【資料 2-2-g】 聖マリア学院大学 教職員連絡会議規程
- 【資料 2-2-h】 SD/FD 研修会レジュメ及び資料(抜粋)

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、各種情報の収集、蓄積及び調査分析を行うことにより、本学が大学運営の企画立案、意思決定を行う際の支援を行うこと等を目的とした「IR・SD(Staff Development)推進本部」を設置、各種情報・データの収集・分析は「IR・SD 推進本部」又は直接的に関連する委員会等により実施している【資料 2-2-7】。

令和6(2024)年度以降、「IR・SD 推進本部」並びに委員会等(同本部職員所属)で実施した主な調査及びデータの収集と分析事例としては、学修行動調査、入学時アンケート(入試区分別動向等)、学生満足度調査、学生及び卒業生に対するディプロマ・ポリシー達成度アンケート、教員対象カリキュラム評価アンケート、学生による授業評価アンケート等があげられる。

IR・SD 推進本部に属する教職員は、市内高等教育機関とのIR 合同会議や、IR に関する研修会(オンデマンド研修)参加等を通じ、他大学のIR 活用事例等を学ぶ機会とし、学内IR 活動の参考としている。また、過年度(平成30(2018)～令和4(2022)年度)においては、学内において情報分析に関連する科目を担当する教員(IR・SD 推進本部構成員)による同部署に属する事務職員等を対象に情報分析に関する教育プログラムを実施するなど、大学全体における分析力向上・分析への動機づけを図った。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-2-7】 聖マリア学院大学 IR・SD 推進本部規程

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、カリキュラムや学修支援、学修環境などに対する学生の意見、要望を把握するため、「IR・SD 推進本部」において学生満足度調査を実施している【資料 2-3-2】。同調査では、看護学部看護学科全学年の学生を対象に、カリキュラム（授業内容・教育方法）、学生支援（学修支援・国家試験対策・就職進学支援・履修ガイダンス・学修相談・学生相談・奨学金）・ICT 関係・施設設備関係についての満足度や要望を調査している。学生からの回答は、関連する委員会等へ報告し、各委員会からは調査結果や意見に対する回答（改善が必要な場合は改善方策）を求めることで改善に繋げている。更に各委員会から提示された回答は、「教学マネジメント会議」へ報告の上、学生に公表している【資料 2-3-3】。なお、従前においては、当該年度の結果に対する大学の回答を学生に公表していたが、より改善に繋げることを目的に、令和 6（2024）年度に関しては、前年度調査で学生に回答した内容への大学としての取組状況も、併せて学生に公表するものとした【資料 2-3-19】。

科目レベルでは、「教育の質向上委員会」において、学生による「授業評価アンケート」を実施しており、5 段階における評価の他、自由記述において当該科目への意見等を記載する欄を設けるなど、学生の意見・要望を把握する機会とし、科目責任者は当該結果を踏まえ、次年度に向けた「考察と課題」を提出、科目責任者が公表可とした内容については学生に公表するなど、授業改善に向けた取組みを行っている【資料 2-3-4】。なお、令和 6（2024）年度には個々の科目レベル並びに教育課程全体としての課題把握のため、全科目の評価結果については「教学マネジメント会議」に報告、課題検証に活用している。

上記調査の他、各委員会においても適宜、学生の意見・要望を把握するための調査（例えば、「学生委員会」におけるキャリア支援・学生支援に関する調査、各講座・学校行事後の調査等）を実施、委員会内での改善に活用している【資料 2-3-5】。

本学は、各学生に担当教員を配置するチューター制度（研究科は指導教員）をとっており、チューターによる学生との面談を実施している。このチューター面談は、学生からの要望を把握する機会ともなっている。令和 6（2024）年度には、上記により把握した学生からの要望を大学として把握するものとし、その内容を「教学マネジメント会議」において確認、関連委員会・部署等に対し必要な取組みを依頼することで改善に繋げている。

上記のとおり、多様な方法により、学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備して

いる【資料 2-3-1】。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-3-1】 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図

【資料 2-3-2】 聖マリア学院大学 IR・SD 推進本部規程

【資料 2-3-3】 教学マネジメント会議規程

【資料 2-3-4】 教育の質向上委員会規程

【資料 2-3-5】 聖マリア学院大学 学生委員会規程

【資料 2-3-19】 学生満足度調査結果を踏まえた大学の対応を学生に周知した文章

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では 2-1①で記載のとおり、「外部評価委員会」を設けており、地元自治体並びに民間企業、名誉学長に学外委員として参画いただき、学修成果、カリキュラム、入試状況、大学の諸活動・運営等についての評価並びに本学の運営に関する要望・助言等をいただいている【資料 2-3-7】。「外部評価委員会」における意見については、「教学マネジメント会議」等へ報告し、客観的意見を踏まえた改善必要性の検証に活用している【資料 2-3-3】。

また、本学の母体であり主たる実習施設である聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンターとは、双方間の教育研究活動における協働的取組体制の推進に資することを目的とした「連絡協議会」を定例開催、本学の取組みや協働的取組みに関する意見・要望を聴く機会となり、同協議会、並びに関連委員会等において検討を行うことで、新たな取組や改善・向上に反映している【資料 2-3-8】。

更に、「教育の質向上委員会」において、本学学生の就職先を対象とした学修成果等に関する調査を実施、本学の教育活動に関する意見及び要望を把握する機会となっている。その結果については、上記主催委員会の他、「教学マネジメント会議」等にも報告し、改善必要性の検証に活用している【資料 2-3-4】。

保護者に対しては、年 1 回教育懇談会を開催、例年約 30～50 人の参加をいただいている。教育懇談会では、全体説明会において本学の教育・支援等に関する取組説明を行い、更に個別面談を希望する保護者に対しては、個々の学生の学修状況等を説明、大学に対する質問や要望がある場合は、その意見を聞く機会にもなっている。更に参加いただいた保護者には、教育懇談会に関するアンケートの他、大学に対する要望等に関する設問を設定、その結果については、関連する委員会（「教育の質向上委員会」等）に報告し、改善に向け活用している。加えて令和 7（2025）年 4 月には、「学生支援センター学修支援部門」が企画し、看護学部 4 年生及びその保護者を対象とした国家試験対策ガイダンスを実施、個別面談並びにアンケートにより、大学、特に国家試験対策に関する要望を把握する機会ともなっている【資料 2-3-9】。

個々の学生の状況・背景等を踏まえた保護者からの意見・要望については、留年が決定した学生並びに退学予定者等に関しては、当該学生及び保護者を対象とした「アカデミックアドバイザー（教務部長、学生部長）」による面談、また修学支援申請（障がい学生支援体制）を希望する学生及び保護者を対象とした「学生支援センター・インクルーシブ教育

支援部門」による面談等を実施し、学生個々の状況に応じた大学への要望や配慮への希望を把握する機会となっている。

高校に関しては、本学が所在する筑後地区にある2つの高等学校と教育に関する協定を結び、高校からの意見・要望の把握、協働的取組みを行う体制を構築している。更に教職員による高校訪問（入試広報活動）においては、高校が大学に希望する取組み等を確認する機会となっている。

なお、本学では、令和4（2022）年度に任意受審である分野別評価（看護学教育評価/日本看護学教育評価機構）を受審し適合認定を受けた。適合認定を受けた時点において看護学教育評価機構における適合大学は九州で2大学目となるなど、積極的に学外からの評価を取り入れている。なお、受審結果において検討課題（改善勧告なし）とされた事項については、令和6（2024）年度に「自己点検・評価総括委員会」において、改善に向けた取組状況を点検・評価するなど、結果を教育活動の改善に活用している【資料2-3-a】【資料2-3-10】。

上記のとおり、多様な方法により、学外関係者の意見・要望をくみ上げるシステムを整備している【資料2-3-6】。

[エビデンス集資料編]

【資料2-3-3】 教学マネジメント会議規程

【資料2-3-4】 教育の質向上委員会規程

【資料2-3-6】 学外関係者の意見・要望をくみ上げ教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図

【資料2-3-7】 聖マリア学院外部評価委員会規程

【資料2-3-8】 聖マリア学院大学 連絡協議会規程

【資料2-3-9】 聖マリア学院大学 学生支援センター規程

【資料2-3-10】 聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会規程

【資料2-3-a】 聖マリア学院大学ホームページ（看護学教育評価機構における評価結果並びに聖マリア学院大学自己点検・評価報告書（分野別評価での検討課題への対応状況 p.66～）公表 URL）

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、課程（看護学部看護学科、看護学研究科、並びに専攻科）ごとに三つのポリシーを定め、その実現に向けては、各委員会等を中心に取組みを実施し、適宜、その取組状況は、学部教授会、研究科教授会等に報告又は審議に諮っている。

また、三つのポリシーに基づく学生の学修成果を把握・可視化するために、「アセスメント・ポリシー（アセスメント・プラン）」を定めている。「自己点検・評価総括委員会」では、各委員会等との連携の下、2-1①に記載する内部質保証の組織体制・手順、並びにアセスメント・ポリシー（アセスメント・プラン）に記載する実施体制・手順に基づき点検・評価を実施し、その結果を「教学マネジメント会議」並びに教授会等へ報告し、改善に活用している【資料2-3-b】【資料2-3-c】【資料2-3-11】【資料2-3-12】。

更に、大学運営に関し、自己点検評価結果や外部評価（外部評価委員会）において課題とされている定員充足に向けた対応については「政策企画会議」において検討を重ね、法人・大学としての方針を決定するなど、改善に向けた取組を実施している（詳細は基準 3 の「課題などに対する改善状況と今後の取組の予定」参照）【資料 2-3-13】。

本学では、50 年目の原点回帰～理念継承のための変革～をテーマとし、「教育の質向上」「学生支援策の充実」「入試改革と戦略的學生募集・広報活動の推進」「社会連携（地域貢献・国際交流）」「経営基盤・組織の強化」の 5 つの重点項目から構成する第四次 5 カ年計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度/以下、「中期計画」）を策定している。

「自己点検・評価総括委員会」では、毎年度、各委員会に対し、中期計画に基づく当該年度の取組報告、更に取り組状況を踏まえた次年度計画の作成を依頼し、その内容の点検評価（中期計画の進捗管理）を行っている【資料 2-3-d】。

また、上記単年度の取組評価の他、中期計画の折り返しとなる令和 4（2022）年度には中間評価を実施し、その結果を踏まえ、以降の中期計画に基づく単年度計画へ反映させ、更に最終年度となる令和 6（2024）年度後半から令和 7（2025）年度の始めにかけ、5 年間の総括評価を実施することにより、令和 7（2025）年度から対象となる第五次 5 カ年計画並びに同計画に基づく単年度計画への反映に取り組んでいる【資料 2-3-14】【資料 2-3-e】。

なお、自己点検・評価や分野別評価で明らかになった課題については、適宜、中期計画に基づく単年度計画に反映させ、前述の中期計画の進捗管理等を実施するなど、改善に取り組んでいる。特に、令和 6（2024）年度に作成した自己点検報告書（評価対象は令和 5（2023）年度取組）においては、前回評価時点で更なる取組みが必要と評価した事項、分野別評価での検討課題とされた事項への取組状況評価を別途記載するなど、課題の改善状況を踏まえた点検評価を心掛けている【資料 2-3-f】。

「自己点検・評価総括委員会」で作成した自己点検評価報告書は、学外に向けては「外部評価委員会」における周知の他、大学ホームページにおいて広く公表している【資料 2-3-15】【資料 2-3-16】。なお、機関別認証評価における評価報告書（本学作成分並びに評価機構作成分）並びに分野別評価（評価機構作成分）についても大学ホームページにおいて公表している【資料 2-3-17】。

学生に向けては、自己点検評価報告書の公表 URL を周知しており、更に 2-3①に記載のとおり、学生満足度調査結果を踏まえた大学の対応についての周知や、授業評価アンケート結果の公表及び科目責任者からの考察と課題を公表するなど、理解を得るよう努力している【資料 2-3-18】【資料 2-3-19】【資料 2-3-20】。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-3-11】 自己点検・評価総括委員会議事録（アセスメントポリシーに基づく評価）

【資料 2-3-12】 教学マネジメント会議議事録（該当回の議事録）

【資料 2-3-13】 政策企画会議議事録

【資料 2-3-14】 自己点検・評価総括委員会議事録（中期計画進捗管理）

【資料 2-3-15】 外部評価委員会議事録

【資料 2-3-16】 聖マリア学院大学ホームページ（自己点検・評価報告書 公開 URL）

- 【資料 2-3-17】 聖マリア学院大学ホームページ（前回受審時の機関別認証評価、分野別評価 公開 URL）
- 【資料 2-3-18】 自己点検評価結果の学生への周知文
- 【資料 2-3-19】 学生満足度調査結果を踏まえた大学の対応を学生に周知した文章
- 【資料 2-3-20】 授業評価結果及び科目責任者から提出される「考察と課題」を学生に周知した資料（表紙）
- 【資料 2-3-b】 アセスメント・ポリシー（改正前 2025 年 1 月以前）
- 【資料 2-3-c】 アセスメント・ポリシー（改正後 2025 年 2 月以降）
- 【資料 2-3-d】 中期計画進捗管理資料
- 【資料 2-3-e】 中期計画総括（概要）
- 【資料 2-3-f】 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書 p. 66～、p. 72～

【基準 2 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、内部質保証の推進を担う「自己点検・評価総括委員会」において、各委員会と連携し、中期計画に基づく当該年度の取組状況、並びにその内容に基づく年度計画を管理するなど、中期計画が適切に進捗するよう PDCA サイクルを機能させている。更に、全教職員が参加する「教職員連絡会議」において、その状況を報告することにより、全学的に中期計画を意識した取組みを推奨、進捗状況を把握できるよう心掛けている。

また、学生に満足度を問う「学生満足度調査」においては、単に結果を学生に周知するのみでなく「教学マネジメント会議」が主となり、各委員会に学生の意見を踏まえた改善策を求め、その内容についても学生に公表、更に令和 6（2024）年度には、前年度、学生に回答した内容への取組状況も併せて公表するなど、改善を意識した取組みを行っている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

現状、本学では、学生に関する情報を各部署がそれぞれのフォルダ等で管理している。今後に向け、入学前、入学時、在学時、卒業後までの情報を包括的に収集・分析し、各種改善へ結びつけることができるよう、情報の一元化とその利活用方法が課題として挙げられている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

情報の一元化については、「IR・SD 推進本部」において、既存 LMS（Learning Management System）との連携可能性や新規システムの導入、又は EXCEL 等を活用した運用可能性等を検討しているが、継続審議となっている。

引き続き、IR・SD 推進本部において検討を行い、入学前から在学中、卒業後まで一連の学びの実態を把握し支援へ結びつける「エンrollment・マネジメント」を推進できるよう、更にはその結果を、本学の将来計画への提案へ反映できるよう、各部署が保有する情報の一元化とその利活用策を検討する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学においては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの検討・策定に基づき、アドミッション・ポリシーについて検討し、下記アドミッション・ポリシー（図表 3-1-1）を策定、入学試験の原則として運用している。なお、アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと連動したものとなっている。

アドミッション・ポリシーは学部、大学院ともに大学案内、入試案内、学生募集要項、本学ホームページ等に明示することで、受験希望者をはじめとするステークホルダーへの周知体制がとられており、更に、本学オープンキャンパスや高校生向けガイダンス、高等学校教員向け説明会等においても、アドミッション・ポリシーに言及し、受験生や保護者、高等学校教員等のステークホルダーへの周知に努めている。【資料 3-1-a】【資料 3-1-b】【資料 3-1-c】【資料 3-1-d】【資料 3-1-1】

（図表 3-1-1） アドミッション・ポリシー

看護学部看護学科 アドミッション・ポリシー
<p>聖マリア学院大学は「カトリックの愛の精神」に基づく奉仕の精神について理解する姿勢を有し、いのかの支援者としてそれぞれの看護実践の場で活躍を志す皆様を心から歓迎いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暖かい開かれたところを持ちお互いを尊重し合うことに努力できる人 2. 幅広く学問を探求する姿勢を有している人 3. 人間の尊厳を尊重した看護ケアを探求することに意欲のある人 4. 地球環境と世界の全ての人々に関心を持ち、ヘルスケアのリーダーとなり行動する意欲のある人 <p>上記に基づき、入学者選抜の基本方針を次の通り定めます。</p> <p>〔総合型選抜〕</p> <p>総合型選抜では、基礎学力テストにおいて知識・技能、及び思考力・判断力・表現力、面接において主体性・対話性・協働性等、志願理由書において思考力・判断力・表現力・意欲等を評価する。</p> <p>〔学校推薦型選抜〕</p> <p>学校推薦型選抜は「系属校」「指定校」「一般」の3方式で実施する。</p>

<p>小論文において思考力・判断力・表現力、面接において主体性・対話性・協働性等、志願理由書において思考力・判断力・表現力・意欲等、調査書において知識・教養・技能等を評価する。</p> <p>〔特別選抜(学士・短期大学士)〕</p> <p>特別選抜(学士・短期大学士)では、小論文において知識・技能、及び思考力・判断力・表現力、面接において主体性・対話性・協働性等、志願理由書において思考力・判断力・表現力・意欲等を評価する。</p> <p>〔特別選抜(社会人)〕</p> <p>特別選抜(社会人)では、小論文において知識・技能、及び思考力・判断力・表現力、面接において主体性・対話性・協働性等、志願理由書において思考力・判断力・表現力・意欲等を評価する。</p> <p>〔一般選抜〕</p> <p>一般選抜では、学科試験において知識・教養・技能、面接・志願理由書において主体性・対話性・協働性や思考力・判断力・表現力・態度等を評価する。</p> <p>〔大学入学共通テスト利用選抜〕</p> <p>大学入学共通テスト利用選抜では、大学入学共通テストの成績において知識・教養・技能、面接・志願理由書において主体性・対話性・協働性や思考力・判断力・表現力・態度等を評価する。</p>
<p>看護学研究科 アドミッション・ポリシー</p>
<p>本学の教育理念に基づき看護学・看護実践に対する正しい基本姿勢をふまえて、看護の分野における高度かつ専門的な学術の理論および実践を研究し、高度実践看護の実践者、指導者、教育者、研究者、管理者等となるべき人材、また、国際的視野のもとに看護の教育・研究・実践を学際的に遂行できる優秀な人材の開発・育成を目標としています。入学者選抜においては、以下にあげるような学生を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と、人間の尊厳を基盤に置く高い倫理観を求める者 2. 本学看護学研究科の教育を受けるための基礎学力を有する者 3. 看護学に対する強い興味と探究心を持ち、自立性および向学の志が高い者 4. 修士課程を修了し、その研究成果の応用によって看護の分野における地域社会および国際社会の幸福と健康に寄与する意思を有する者。

なお、三つのポリシーの連動性を踏まえ、看護学部看護学科のアドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの検討を実施した「カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会」において同時に検討、「教学マネジメント会議」、教授会での審議を経て決定している【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】。なお、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の基本方針は、以下に記載する「入学者選抜委員会（以下「入試委員会」）で決定している。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 3-1-1】 聖マリア学院大学ホームページ（アドミッション・ポリシーを掲載した部分の URL）

【資料 3-1-2】 カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ

【資料 3-1-3】 教学マネジメント会議規程

【資料 3-1-a】 看護学部看護学科「大学案内 2025」 p.2

【資料 3-1-b】 看護学部看護学科「2025（令和 7）年度入試案内」 裏表紙

【資料 3-1-c】 看護学部看護学科「2025（令和 7）年度学生募集要項」 表紙裏

【資料 3-1-d】 看護学研究科「2025（令和 7）年度学生募集要項」 表紙裏

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れについては、入学者選抜規程に基づき、「入試委員会」において、入学者選抜の概要が策定され、教授会の意見を徴し、学長が決定している。なお、入試委員会については、「入試委員会（学部・専攻科）」「入試委員会（研究科）」がそれぞれ組織され、入学者選抜の計画、実施運営にあたっている【資料 3-1-4】。

また、入学試験の内容の検討や業務進捗状況について確認する「入試運営会議」を令和 5（2023）年度より発足させ、当該事項に係る意見を聴取した上で、入試委員会への提言等を行っている【資料 3-1-5】。

入試問題作成にあたっては、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別選抜（社会人、学士・短期大学士）のそれぞれについて本学自ら作成している。一部の入試問題については、入試問題作成委員を外部委嘱しているが、外部の委員が作成した問題については、必ず本学もしくは本学が委嘱する監査委員が監査を担当し、適切な問題作成に努めている。

学校推薦型選抜等で実施している小論文の採点については、正確な採点基準を設け採点担当者で共有し正確かつ公平に採点できるようにしている。また、面接実施前に面接評価表（ルーブリック）に基づき、評価の基準や質問内容について面接官相互に確認の上実施するなど、公正で適正な入試の実施に細心の注意を払っている。

看護学部看護学科では、アドミッション・ポリシーに基づき、面接評価基準等の評価方法について入試運営会議で検討・立案の上入試委員会に提出、そこで最終決定することとしている。

【入学試験の概要】

本学の入学試験の概要は以下のとおりである。特別選抜（社会人、学士・短期大学士）の実施等、社会経験者や高等教育経験者に対しても学び直しの機会を提供するなど、多様な学生の受け入れに努めている。また、本学のアドミッション・ポリシーに沿った人材を獲得するために、以下に記載する入学試験は、アドミッション・ポリシーを踏まえた内容としている。

<看護学部看護学科>

〔総合型選抜〕

総合型選抜は、特に本学での学修を強く望んでいる者に対し、受験機会を提供するので、出願資格にあたっては特段成績の制限は設けていない。そのため、選抜において

は基礎学力テスト（小論文、計算問題）を課し、看護学生として必要な文章力（読解、記述）並びに基礎的な計算能力の有無を問うものとしている。また、総合型選抜の特性（適性・意欲・マッチング等）を十分に評価するため、個人面接の比重を大きくしている。また、志願理由書でも同様に思考力・表現力・意欲等を評価している。

〔学校推薦型選抜（系属校、指定校、一般）〕

学校推薦型選抜は、本学での学修を強く望んでいる者に対し、出身学校長の推薦に基づき学科試験を免除し、小論文、面接及び調査書、志願理由書等の出願書類をもとに総合的に判断し、合否を決定している。一般型（公募制）については、出願資格に全体の学習成績の状況 3.5 以上という条件を定め、基礎学力の担保を行っている。なお、系属校、指定校の各選抜については専願で高等学校もしくは中等教育学校卒業見込みの者に限るが、学校推薦型選抜（一般）の選抜については、受験生の受験機会を多く確保するため、併願を認め、前年度高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者にも出願資格を与えている。

〔一般選抜〕

一般選抜（前期）は、学科試験に基づく選抜試験方式で、試験科目は、国語（現代の国語、言語文化）、英語（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、論理・表現Ⅰ）、理科（「生物基礎」、「化学基礎」より1科目選択）である。本試験では学科試験の成績が重視されるが、面接の実施や志願理由書の提出を課すことで適性・意欲等を評価している。

一般選抜（後期）は、3月中旬実施で募集人員が若干名ということもあり、小論文、面接、志願理由書の3点で合否を決定している。こちらも面接や志願理由書を課すことで、適性・意欲等の評価を行っている。

〔大学入学共通テスト利用選抜〕

大学入学共通テスト利用選抜は、学力試験（大学入学共通テスト）の成績を重視するが、面接や志願理由書を課すことで適性・意欲等を評価している。

〔特別選抜（社会人）〕

特別選抜（社会人）は、高等学校もしくは中等教育学校卒業後、3年以上の社会経験を有し、入学時に満21歳以上である者に出願資格を認め、学修意欲の高い社会人を受け入れることを目的とする。また、社会人経験者に学修の機会を提供するだけでなく、社会人経験者を受け入れることで他の学生に刺激を与え、大学全体が活性化されることも期待する。選抜方法は小論文、面接の結果及び志願理由書等の出願書類をもとに総合的に判断し合否を決定する。

〔特別選抜（学士・短期大学士）〕

特別選抜（学士・短期大学士）は、大学もしくは短期大学を卒業・卒業見込みの者に出願資格を認め、基礎学力が高く、将来を見据え学び直しの意欲が高い学生の獲得を目的とする。選抜方法は小論文、面接の結果及び志願理由書等の出願書類をもとに総合的に判断し合否を決定する【資料 3-1-e】。

<大学院看護学研究科>

大学院入試の試験科目は、英語、専門科目、面接であり、その結果と研究計画書等の内容を精査し、合否を決定している。なお、秋期・春期両日程とも一般選抜、社会人特別

選抜（看護職として3年以上職務経験がある者が対象）を実施している。試験科目は同じであるが、社会人特別選抜は専門科目加重配点とし、社会人でも受験しやすい状況を整え、受験機会を確保している。また、出願にあたっては、志望分野の担当教員と事前相談を必ず行い、研究の方向性を定めた上で出願するように求めている【資料3-1-f】。

なお、先述の「入試運営会議」にて、合議制による合格者判定を行っていること、判定資料への氏名等不記載による恣意的な判定操作の防止等の措置を講じていることを以って、入学試験における公正性は担保できていることを確認し、また、アドミッション・ポリシーに沿った試験内容、判定方法より、入学試験の妥当性も担保できていることを確認している【資料3-1-g】。

[エビデンス集資料編]

【資料3-1-4】 聖マリア学院大学 入学者選抜規程

【資料3-1-5】 聖マリア学院大学 入試運営会議規程

【資料3-1-e】 看護学部看護学科「2025（令和7）年度学生募集要項」 p.2-19

【資料3-1-f】 看護学研究科「2025（令和7）年度学生募集要項」 p.2-6

【資料3-1-g】 令和7年度第1回入試運営会議議事録

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員・入学者数・入学定員充足率等は以下（図表3-1-2）のとおりである。

看護学部看護学科については、大学を設置（短期大学からの改組）した平成18（2006）年度以降、入学定員を満たしてきたが、18歳人口の減少や県内看護大学の増加等の影響により、受験者数については、減少傾向にあり、令和4（2022）年度入学生において初めて入学定員を下回る結果となった。令和5（2023）年度入学生では定員を充足したが、令和6（2024）年度、令和7年（2025）年度と再び定員を満たすことができなかった。

なお、入学定員の充足に向けては、関連する委員会等において対策を講じており、その内容については、基準3の自己評価に記載する。

大学院看護学研究科については、開設当初、定員に近い入学生が確保できていたものの入学者数は減少傾向にあり定員を確保できていない状態が続いている。

（図表3-1-2）入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移（令和7年5月1日現在）

学部等	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
看護学部 看護学科	入学定員	110	110	110	110	110
	入学者数	110	99	110	62	73
	入学定員充足率	1.00	0.90	1.00	0.56	0.66
	収容定員	420	430	440	440	440
	収容定員充足率	1.02	0.98	0.98	0.86	0.77

研究科	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大学院 看護学研究科	入学定員	12	12	12	12	12
	入学者数	2	4	2	1	1
	入学定員充足率	0.17	0.33	0.17	0.08	0.08
	収容定員	24	24	24	24	24
	収容定員充足率	0.50	0.46	0.42	0.33	0.17

※大学院看護学研究科の入学定員充足率に対して収容定員充足率が高いのは、長期履修の学生が在籍しているためである。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

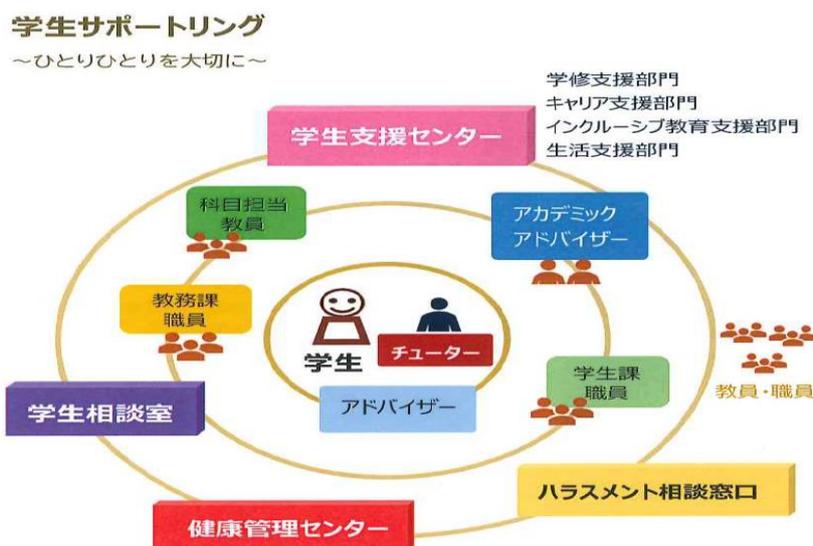
「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、円滑な教職員協働による学修支援を行うために、従前より教員及び事務職員が各種委員会の委員として発令を受け、教職員間の連携強化を図りながら、学修支援の取り組みを進めている。

(図表 3-2-1) 学生サポートリング



学生の正課科目の単位認定に係る学修支援については、「教育の質向上委員会」が、課外活動や学生生活全般に係る学修支援については、「学生委員会」が主体となり、支援に取り

組んでいる【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】。なお、近年の学生の多様化に伴い、本学においては、支援を必要とする学生の早期把握と支援強化のために、令和 2（2020）年度より、「学生支援センター」を設置し、その下位部門に学修支援部門・キャリア支援部門・インクルーシブ教育支援部門・生活支援部門を位置づけた【資料 3-2-5】。学修支援部門では、支援計画等に基づき、支援を必要と判断された学生に対して、チューター教員・アカデミックアドバイザー教員と教務課・学生課職員が連携し、協働で学修支援に取り組んでいる【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-1】 学修支援部門支援計画

【資料 3-2-2】 学生支援センター学修支援部門議事録

【資料 3-2-3】 教育の質向上委員会規程

【資料 3-2-4】 聖マリア学院大学 学生委員会規程

【資料 3-2-5】 聖マリア学院大学 学生支援センター規程

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

1) TA(Teaching Assistant)

TA として在籍する大学院生は殆どが仕事をもつ社会人であることから TA 業務は限られた時間となるが、特に、専門看護師コースに在籍する学生は、自身の臨床経験を活かし、臨地実習前に看護実践能力を評価する科目「スキルラボ臨床レベルⅢ」(OSCE)における演習補助を担当するなど、学修支援の一役を担っている。

また、PC 操作の支援が必要となるデータヘルスサイエンス入門プログラム関連科目における演習補助も TA が担い、授業が円滑に進められるよう支援を行っている【資料 3-2-6】。

2) チューター教員、アカデミック・アドバイザー、学修支援部門

本学の学修支援体制を支えるものとしては、「チューター教員」「アカデミックアドバイザー教員」「学修支援部門」が挙げられる【資料 3-2-a】。

チューター教員は、学生にとって、学修や学生生活に関する相談者として身近な存在となる教員である。

アカデミックアドバイザーは、教務委員長及び学生委員長がその役割を担っており、主に、単位修得状況から生じる学修や生活面に関する支援や、チューター教員から特別な指導や支援の依頼がなされた学生への支援を行っている。

チューター教員及びアカデミックアドバイザーは、留年となった学生に対しては保護者を交えた面談を行い、安易に退学に繋がらないよう、今後の学修や学生生活に対する不安を聴きながら、学修継続に向けての助言を行っている。

休学する学生に対しては、復学後スムーズに大学生活に戻るよう、休学中も可能な限り定期的に大学へ出向きチューター教員と学修状況の確認や面談を行うこと、規則正しい生活リズムを崩さないこと、大学図書館や学生ラウンジを利用し、学修する時間を作ることなど、休学中に大学から完全に離れてしまうことがないよう助言や学修サポートを行っ

ている。

なお、面談には関係部署の事務職員も必要時には同席し、面談時に付随して相談される事務的内容（具体的な履修登録、留年・休学中の学納金、奨学金手続き等）にも速やかに対応し、学生や保護者の不安要素を取り除くことができるよう心がけている。

学修支援部門の活動としては、ピアサポートグループが形成され、1年次から3年次の学生がお互いに学修を深めることが出来るように、支援部門の教職員が活動をサポートしている。また、4年次の学生に対しては、チューター教員と共に、国家試験の受験に向けた学修を支援している。

3) 障がいのある学生への合理的配慮

障がいのある学生への合理的配慮については、「学生支援センターインクルーシブ教育支援部門」が学生の窓口となり、支援内容の検討及び関係部局間との連絡調整を行っている。インクルーシブ教育支援部門は、学生の支援の申し出を受け、その教育的ニーズと意思を十分尊重したうえで、個別の支援計画を策定することとしている。

学生からの支援の申し出については、「修学に関する支援申請書」により書面による申し出ができるようになってきている。また、入学時に大学へ提出する「学籍カード」裏面には「大学へ知らせたい内容」の記載欄を設けており、学生課は、記載内容に応じ、チューター教員及び関係する部署や委員会等へ情報を伝え、対応への働きかけを行っている【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】。

修学に関する支援のニーズがある学生に対してのアナウンスは、新年度オリエンテーション時に、インクルーシブ教育支援部門長より、学部全学生に対し、制度の周知を行っている。また、学生保護者に向けては、「教育懇談会」の際に、同様に制度の周知を行っている。入学前の相談体制として、オープンキャンパス時に相談コーナーを設け、参加者からの相談に対応している。

修学上の合理的配慮の内容としては、講義中の環境調整や、実習記録様式の工夫、課題提出に関する配慮等が提供された【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】。現在までに合理的配慮申請を行った学生は、支援を受けながら就学を継続し、卒業・就職することが出来ている。

4) オフィスアワー

オフィスアワーは、学部・研究科共に年度始めのオリエンテーション時に紹介している。専任教員の在室状況は担当する科目のシラバス中にも記載しているが、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」冊子巻末に一覧表を掲載し、学生が利用しやすいように周知している。非常勤講師については、原則、授業前後の時間で対応することとしているが、限られた時間となるため、メールによる質問等も対応している【資料 3-2-7】。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-6】 聖マリア学院大学 “ティーチング・アシスタント” に関する規程

【資料 3-2-7】 オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書（オフィスアワー一覧表）

【資料 3-2-8】 障害学生支援規程

【資料 3-2-9】 修学に関する支援申請書、合意書、学籍カード（裏面）

【資料 3-2-10】 支援状況報告シート

【資料 3-2-11】 学生からの申請に基づいた合理的配慮の主な内容

【資料 3-2-a】 学生指導及び支援に関する規程

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

<看護学部看護学科>

本学の教育課程は、専門職者を育成する学士課程として相応しいディプロマ・ポリシーを設定し、人格の成熟と看護実践者としての成熟を促すと共に、その達成に向けて段階的に学修することによりキャリア形成ができるよう編成されている。

具体的な科目の配置としては、ディプロマ・ポリシーに挙げる「専門職者として継続した能力の向上」を担う科目として、1年次に「専門職入門Ⅰ・Ⅱ」、3年次に「リーダーシップとデリゲーション」「看護管理学」「看護研究Ⅰ・Ⅱ」、4年次に「看護研究Ⅱ」「適応促進統合実習」を配置し、段階的に、適切に実施している【資料 3-3-3】。

特に1年次に開講される、「専門職入門Ⅰ」では、聖マリア病院から専門看護師や管理栄養士、薬剤師、臨床工学技士などの専門職者を講師に迎え、講義を受講することで専門職者としてのキャリアを描くことができる機会としている。

また、授業科目「カトリックの愛の精神」や「ロイ適応看護モデル入門」においては、本学の建学の精神に基づく期待される看護師の在り様について思考し、それは、後に開講される看護学実習において、実践を通して理解を深めながらキャリア形成へと繋がっていると考える。

本学において、看護基礎教育の学士課程を修めた学生は、卒業時には理念に沿った看護専門職者としてのコンピテンシーを具え、就職希望者の殆どが看護専門職として就職し、看護専門職者としての使命、役割・責務を果たすべく相応しい進路を選択している。

特に、本学と設立理念「カトリックの愛の精神」を共にする聖マリア病院へは、毎年度一定数の学生が就職しており、これがより一層、教育課程におけるキャリア教育の適切性を表していると考えられる。

また、進学希望者は、本学専攻科を中心とした助産師課程への進学が卒業生のうち約 1 割、

養護教諭と大学院（職務経験を経た後の進学を含む）への進学者も少数ながら一定数を維持していることから、キャリア教育の実施の結果と言える。これらは、生涯を通して自己研鑽に努め、広く人間社会の健康に寄与できる人材育成を目標とする教育理念の下に実施されている。

<大学院看護学研究科>

本学大学院は、教育・研究者を目指す修士論文コースと高度看護実践者を目指す専門看護師コースの2つのコースを有しており、その何れも、高度専門職業人の養成を目指すカリキュラムとなっている。修士論文コースにおいては、未対応の課題や実践上の問題などを「特別研究」のなかで研究に起こし、修士論文においてその研究のプロセスと結論を表現することができるカリキュラムを編成している。また、専門看護師コースにおいては、講義・演習・実習の重層的構造により知識と実践の効果的連結を意図したカリキュラムを編成することで、教育課程内におけるキャリア教育の実施が可能となっている。

②キャリア支援体制の整備

本学のキャリア支援は、キャリア支援担当組織である「学生支援センターキャリア支援部門」及び各学生の担当チューター教員による支援体制を整えている【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】。

学生支援センターのキャリア支援部門では、部門員が進路選択への個別の相談対応や就職・進学活動への支援を行っている。また、チューター教員においても、学生一人ひとりの個性や適性、ニーズに応じ、相談対応や助言、履歴書添削や面接練習などの個別支援を行っている。

教育課程外でのキャリア講座は、学内の学生支援組織である「学生委員会」及び「学生支援センター・キャリア支援部門」により、学年ごとに、以下に述べる講座の企画や運営を行っている【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】。

各学年（1～4年生）に対しては、毎年4月の新年度オリエンテーション時に、進路ガイダンスを実施しており、学生が自身のキャリアを具体的に考え、主体的な進路選択を支援する機会としている。

1年次には、自らのライフプランを考え、自身の理想とする将来を描くことを目的とした、「ライフプランセミナー」を実施、2年次には、自分らしいキャリアデザインを描く機会とするための「キャリアデザイン講座」を実施している。就職活動が本格化する3年次においては、卒業後の進路に対する相談・助言体制の一貫として、実習病院である聖マリア病院と連携し、先輩看護師による講話や病棟説明会を実施している。説明会では、身近なキャリアモデルと触れ、将来について先輩看護師に相談することで、自身のキャリア形成を具体的にイメージする機会としている。

加えて、3、4年生を対象とし、福岡県看護協会長による講話を実施し、医療・看護を取り巻く現状と課題やキャリアアップ等について理解を深める機会としている。

この他、学外専門講師による就職対策講座として、「就活スタート講座、自己分析講座、履歴書・小論文・面接対策講座」を看護学部3年生対象に実施している【資料 3-3-2】【資料 3-3-6】。

さらに、学生のニーズにそったキャリア支援・学生生活支援の充実を図ることを目的と

して、学部4年生に対しては、毎年卒業時に、「キャリア支援・学生生活支援に関する実態調査」を無記名で実施している。令和6(2024)年度の、教職員による進路支援の満足度は、大変満足45人(46.9%)、満足33人(34.4%)、普通17人(17.7%)、やや不満1人(1.0%)との回答が示され、8割の学生は満足と回答していた。また、自由記載では、「教職員が親身になって対応してくれた」等の意見が記述された【資料3-3-a】。

[エビデンス集資料編]

【資料3-3-1】 学生部ガイダンス資料

【資料3-3-2】 キャリア支援計画

【資料3-3-3】 キャリア支援に関する授業科目名一覧(看護学部)

【資料3-3-4】 聖マリア学院大学 学生委員会規程

【資料3-3-5】 聖マリア学院大学 学生支援センター規程

【資料3-3-6】 キャリア支援計画2024(キャリア支援講座)

【資料3-3-a】 キャリア支援・学生生活支援に関する実態調査集計結果

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生生活の充実を図るうえでの必要な事項を審議、調査又は処理するため、「学生委員会」を設置し、毎月2回定例で会議を開催している。学生委員会では、学生の「課外活動、自治会活動、奨学金・授業料の減免、賞罰、進路、生活指導、カウンセリング、学籍異動、学生寮、障がいのある学生の支援、その他学生の厚生補導」に関する審議、調査等を行っている【資料3-4-4】。

本学における主な学生支援体制として、一人ひとりの学生に教員を配置する「チューター制度」を設けている。チューター教員の役割は、学修、生活、進路などの学生生活全般の支援となっている。チューター教員は学生に定期的な面談を実施し、欠席が目立つ学生や心身不調の学生、学修に苦手さのある学生等に対しては、早期に学生支援センターや学内カウンセリングへつなぎ、連携しながら支援を継続している。

また、留年学生や休学学生、精神疾患を有する学生、その他の気がかりな学生については、学生状況報告シート等の各種様式を活用し、学内支援組織で個人情報の取り扱いに留意しながら情報を共有し、継続的な支援を行っている【資料3-4-1】【資料3-4-2】【資料3-4-3】。

チューター教員の学生支援に関する相談先としては「アドバイザー教員」を配置しており、チューター教員は適宜助言を受けながら、学生対応を行っている。更に、教学・生活全般を側面からサポートするアカデミックアドバイザー(教務委員長・学生委員長)を配置しており、チューター、アドバイザー、アカデミックアドバイザーの教職員が連携しな

がら、学生生活の安定のための支援に取り組んでいる。

学生支援センター生活支援部門においては「何でも質問・相談」コーナーを保健室横の学生相談室に設け、健康相談や進路相談、経済的相談、並びに対人関係の相談などに応じている。

学生への学生支援組織の周知については、新年度学生部ガイダンスにおいて、全学生に対し、相談窓口及び大学の支援体制について周知を行っている。また、「教育懇談会」の際に保護者に対し、同様の周知を行っている【資料 3-4-1】。

学生生活状況を把握し、必要な支援を行うため、毎年度後期開講後の10月に「学生生活アンケート」を実施している。アンケートでは、「体調・生活リズム・睡眠・食欲・気分の落ち込み・経済不安・アルバイト」等に関する調査を行い、調査結果に基づき、チューター教員や学生課職員による継続的な支援を実施している【資料 3-4-d】。

学生が健康を保持増進し、健康問題や保健の課題に対処するため、「健康管理センター」が設置されており、健康診断の企画運営や健康診断後のフォローアップ、健康相談対応を行っている。令和6(2024)年度は、支援が必要な対象者38人に対し、健康管理センターより個別のフォローを行った。また、心身の健康維持・管理への支援の1つとして「保健室」を設置し、体調不良時や怪我等の際には学校医が診察し、健康管理センター作成の担当表に基づき昼休み時間は看護師免許を有する教員が交代で待機し、適宜、対応している【資料 3-4-6】。

学生の心的支援として、「学生相談室」が設置されており、学生の学業の悩み、心身の健康、家庭での心配事、対人関係等様々な問題へ対応している。公認心理師・臨床心理士の資格を有する非常勤の相談員を採用し、毎週水曜日又は金曜日の13時～17時の時間帯で個別相談に対応している。また、相談日以外の学生の相談は学生課が相談員に連絡をとり対処している【資料3-4-1】。

本学では、正課教育を基盤としつつ、課外活動を通じた学びも重視している。学生の自主性と社会性を育むため、さまざまな課外活動を支援している。クラブ・サークル活動においては、活動を活性化するための活動費の補助(年間30万円を予算化)や「クラブ委員会」における学生間の交流、担当教職員による助言・相談対応が実施されており、学生の多様な学びと成長を後押ししている【資料3-4-7】。

また、本学のディプロマ・ポリシーに則った人材育成、並びに学生自らが学修環境を整え活動していくことで学生生活の充実をはかることを目的として、学生による自治会組織「学年運営委員会」を設置している。学部学生全員が委員会に所属し、教職員組織である学生委員会を中心に各種関連委員会による支援を行っている。学生は、学生委員会教職員と連携しながら、学生が主体となる行事(学院祭、新入生歓迎行事)の企画・運営や種々の取り組みを行っている。また、学年運営委員会における委員長及び副委員長の役割を担う学生が、教職員組織である学生委員会へ出席し意見を述べる等、教職員との連携を図る場を設けている【資料3-4-a】。

ボランティア・社会貢献活動では、東北や能登半島への復興支援、地域施設での活動(子ども食堂)などが実施され、交通費や参加費の補助に加え、教職員による募集案内、参加調整、事前準備会や報告会の運営支援が行われている。特に被災地復興支援活動に参加した学生による報告会は、自分たちの体験を伝えることを通じて継続的な被災地支援活

動を可能にすることにつながっている。

国際交流活動では、協定締結校から来学した韓国学生との交流会（7月と1月）や ASEACCU（東南アジア・東アジアカトリック大学連盟）の学生会議への派遣に対し、企画相談、会場手配、参加のための費用補助等の支援が提供されている【資料3-4-b】。

正課活動と課外活動は、学生の成長を支える両輪であり、知識と実践、個人と社会、計画と偶然といった多様な学びのバランスを取るうえで、互いに補完し合う関係にある。今後も、学生が無理なく両立できる環境づくりと、課外活動の意義が伝わる支援体制の整備に努めていく。

奨学金などの学生に対する経済的な支援については、学生支援センター生活支援部門及び学生課職員により、経済的不安を有する学生や保護者に対し、積極的で細やかな情報提供、申請に向けての支援を行っている。令和6（2024）年度は、61件の相談があり、個別の経済事情に応じ申請に向けての支援を行った。また、本学独自の奨学金制度として、前年度の成績優秀・品行方正な看護学部学生に対して授業料の減免を行う「特待生奨学金制度」、関係者の子弟等である学生に対しての「子弟奨学金制度」、家計の急変に対応する「緊急時奨学金制度」を設けている【資料3-4-9】【資料3-4-10】。

学外団体奨学金として、「日本学生支援機構奨学金」「聖マリア病院奨学金」などがあり、受給者は看護学部学生全体の約6割となっている。

前述した、「キャリア支援・学生生活支援に関する実態調査」の令和6（2024）年度の回答結果によると、「大学生活の中で相談したいことがあった際は相談できているか」の問いに対し、「相談できた、概ね相談できた」と回答した者が92.7%を占めていた。自由記載では、「チューターの先生やチューター以外の先生方に相談することができ、充実した学生生活を送ることができた」との記述を多く認めた【資料3-4-c】。

〔エビデンス集資料編〕

【資料3-4-1】 学生部ガイダンス資料

【資料3-4-2】 チューター業務について

【資料3-4-3】 学生状況報告シート

【資料3-4-4】 聖マリア学院大学 学生委員会規程

【資料3-4-5】 聖マリア学院大学 学生支援センター規程

【資料3-4-6】 聖マリア学院大学 健康管理センター規程

【資料3-4-7】 クラブに関する規程（学生準則より抜粋）

【資料3-4-8】 聖マリア学院大学 特待奨学金規程

【資料3-4-9】 聖マリア学院大学 緊急時奨学金規程

【資料3-4-10】 聖マリア学院大学 子弟等奨学金規程

【資料3-4-11】 聖マリア学院大学 系属校協定締結校特待奨学金規程

【資料3-4-a】 自治会及び学年運営委員について

【資料3-4-b】 学生の課外活動支援状況

【資料3-4-c】 キャリア支援・学生生活支援に関する実態調査集計結果

【資料3-4-d】 学生生活に関するアンケート集計結果

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

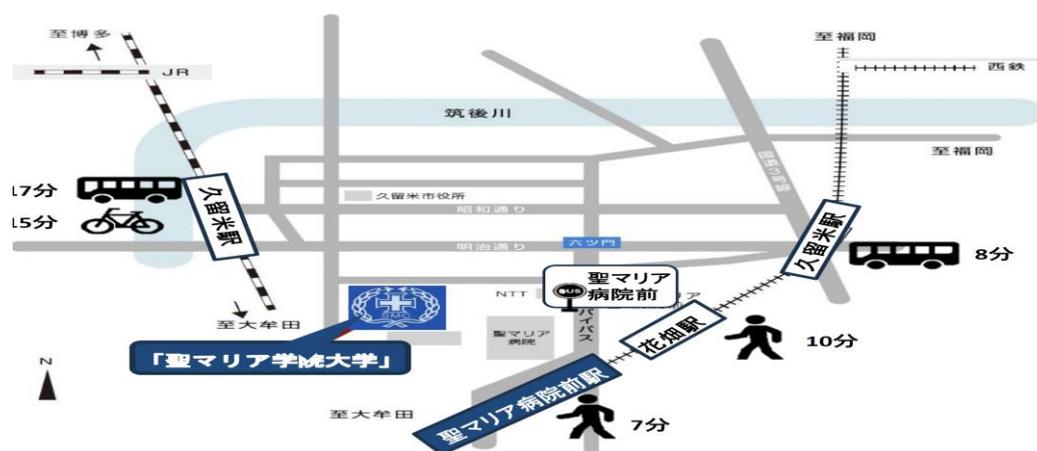
(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

1) 設置場所

本学の校地・校舎は福岡県久留米市のほぼ中央部に位置しており、西日本鉄道天神大牟田線の聖マリア病院前駅より徒歩7分の距離にあり、通学に利便性の良い位置に立地している。

(図表 3-5-1) 大学周辺地図



なお、本学は、主たる実習施設であり設立理念を共有する「聖マリア病院」と隣接した位置にあり（図表 3-5-2）、更に病院内にはカンファレンスルームが設置されるなど、看護を志す学生にとって、適切な学修・実習環境が整っている。

(図表 3-5-2) 本学と聖マリア病院との位置関係



2) 校地・校舎等

校舎は、主に看護学部が利用する 2 号館（講義教室、パソコン室、保健室、研究室、事務室等）、3 号館（実習室、学生ラウンジ）、5 号館（講義教室、演習室、学生食堂）、6 号館（講義教室、演習室、研究室）、主に看護学研究科が利用する 7 号館、更に大学・大学院共用として図書館・別館・体育館を有している。

(図表 3-5-3) 学内校舎配置



校地・校舎面積は（図表 3-5-4）に示すとおり、大学設置基準を上回り看護の単科大学としては十分な校地・校舎等の面積を有している。

(図表 3-5-4) 校地・校舎面積

本学の校地面積 (㎡)		大学設置基準上の面積 (㎡)	本学の校舎面積 (㎡)		大学設置基準上の面積 (㎡)
校舎敷地	17,345	4,400	校舎等施設 (体育館等除く)	12,355	5,156
その他	397				
合計	17,742				

<看護学部看護学科>

1) 講義教室

講義教室に関しては、看護学部の入学定員である 110 人以上が収容可能な講義教室を 5 教室（521 教室、522 教室、651 教室、652 教室、221 教室）、中教室を 1 教室（232 教室）を有している。

521 教室・522 教室は各教室 162 人の収容が可能であり、521 教室は看護学部 1 年、522 教室は看護学部 2 年が主に利用する。651 教室・652 教室は各 110 人程度の収容が可能な教室であるが、通常は両教室の中央仕切りを外し看護学部 3 年が主に利用する。

651 教室・652 教室は可動式の机を配置しており演習方式の授業にも対応可能である。651 教室・652 教室を主に利用する看護学部 3 年生は後期から実習期間となり原則講義

教室を利用しない。3年生が651教室・652教室を利用しない期間は他学年の講義に活用している。

221教室は120人収容可能な教室であり主に保健師コース学生が利用する。232教室は50人程度の収容が可能で特に学年を定めず多目的に活用している。

収容定員が160人を超える521教室・522教室には各教室3台のプロジェクター及びスクリーンを配置することにより、学生がより良い環境で学修できるよう整備している。

651教室・652教室に関しては、各教室1台のプロジェクター及びスクリーンを設置する他、両教室に各2台のテレビモニターを設置することで、特に教室後方に座る学生の学修環境に配慮している。221教室、232教室にも各教室1台のプロジェクター及びスクリーンを配置している。

(図表 3-5-5) 各教室面積、収容人員、主な利用学年

講義教室名	面積 (m ²)	収容人 (人)	主な利用学年
521 教室 (5号館 2階)	251.65	162	1年
522 教室 (5号館 2階)	250.57	162	2年
651 教室 (6号館 5階)	140.40	※110	3年、他
652 教室 (6号館 5階)	132.60	※110	3年、他
221 教室 (2号館 2階)	140.60	120	4年
232 教室 (2号館 3階)	99.48	※50	指定なし

※の教室は可動式機のため、機の配置状況により収容人数は変動する。

2) 実習室

看護技術指導に必要な実習室については、4室(基礎看護学実習室、母子看護学実習室、成人・老年看護学実習室、地域看護学実習室)を有している。各実習室を利用する領域は図表 3-5-6 のとおりであるが、複数領域で使用する実習室については、利用が重複しないよう時間割作成時に調整を行っている。実習室には、シミュレーション教育が可能となるよう、プロジェクター及びスクリーンを配置している。

(図表 3-5-6) 各実習室面積、主な利用領域

実習室名	面積 (m ²)	利用領域
基礎看護学実習室 (5号館 3階)	345.82	基盤臨床・適応看護システム分野(基礎看護学・成人看護学・老年看護学)
母子看護学実習室 (5号館 3階)	139.83	基盤臨床・適応看護システム分野(母性看護学、小児看護学)
成人・老年看護学実習室 (6号館 4階)	320.32	基盤臨床・適応看護システム分野(基礎看護学・成人看護学・老年看護学)
地域看護学実習室 (3号館 1階)	294.40	グローバル・コミュニティ適応看護システム分野(在宅看護学・地域看護学)

3) カンファレンス室

カンファレンス室(10~20人程度が利用可能)を9室(看護学研究科との併用を併せ

15室) 有し、各カンファレンス室には移動式白板を配置し、学生の主体的学修や少人数教育に対応している。

4) 学生ラウンジ (自修室)

学生ラウンジ (図書館を除く) として 3 号館 2 階、7 号館 2 階 (フランススコラウンジ) 及び 4 階 (テレサラウンジ) を有している。学生ラウンジは予約なく利用が可能であり、静かな環境で学修したい、学生同士で会話しながら学修したいなど多様な学生要望に応えるため、3 号館ラウンジは食事・会話が可能なスペース、7 号館学生ラウンジは静かな環境で学修したい学生向けのスペースとして多様な学生要望に応える設定とした。

5) 情報処理室 (パソコン室) 及び ICT (情報通信技術) 環境

情報処理室を 2 教室 (241 教室<99.48 m²>・242 教室<99.48 m²>) 有し、インターネット利用可能なパソコンを 2 教室合計で 90 台配置している。

241 教室に関しては予約を必要とせず、学生が多目的に利用可能としている。242 教室は原則としてパソコンを利用する講義教室として活用するが、241 教室が満室の場合などは、利用を許可するなど有効に活用している。

なお、令和 7 (2025) 年度からの学生のパソコン必携化に伴い、現在では、原則として学生自身が持参するパソコンを利用し講義を行い、補助的に情報処理室のパソコンを利用している。これら状況を踏まえ、令和 7 (2025) 年度内にパソコン設置台数の見直し等を予定している。

この他、全館に Wi-Fi 設備を導入しており、LMS を活用した講義・演習、出席管理、研究活動など多目的に利用可能としている。なおセキュリティの都合上、フリーWi-Fi とはしておらず、また、利用にあたっては「ネットワーク運用規程」の遵守を前提としている【資料 3-5-1】。

本学におけるネットワークサービスとしては、LMS として日本データパシフィック株式会社の「WebClass」、学内連絡ツールならびにビジネスツールとしてマイクロソフト社「Microsoft365」を主に活用している。

WebClass は平成 19 (2007) 年に導入し、現在では、語学関連分野を含むほぼすべての分野で利用されている。WebClass のサポート体制としては、学生には全員ユーザー登録を行った上で入学直後に実施する新入生ガイダンスにて概要を説明しており、また、担当事務職員がヘルプデスクとして適宜対応している。

Microsoft365 は、平成 29 (2017) 年より本格運用を開始したマイクロソフト社のクラウドサービスである。マイクロソフト社のビジネスソフト「Office」を踏襲したサービスとなっていることから、メール機能を通じた学生との直接の連絡が可能なほか、時間割変更や施設予約などの情報共有がスムーズにできる点で利便性が向上した。Microsoft365 のサポート体制も WebClass 同様に入学直後の新入生ガイダンスにて初期設定を行いながら概要を説明しており、また、担当事務職員がヘルプデスクとして対応している【資料 3-5-4】。

6) 図書館 (※看護学研究科共用)

平成 29 (2017) 年 10 月に、アクティブ・ラーニングに対応するためのラーニングコモ

ンズ機能を備えた図書館（3階建て）を開館した（詳細は3-5-②に記載）。

7) 体育施設（※看護学研究科共用）

本学では体育館及びグラウンド（フットサルコート）を有しており、正課科目（体育実技）及び課外活動に活用している。また体育館は入学式、学位授与式においても活用している。

8) 厚生施設（※看護学研究科共用）

5号館1階に学生食堂（ラ・カサ・デラ・マドンナ）を有しており、学生の昼食の場でもあるとともに、学食営業時間以外は自己学修スペースとしても有効活用している。また、同階では外部書店も営業（毎週水曜日）しており、学生及び教職員が学内において図書の購入ができるように配慮している。

また、学内敷地内には、定員20人の学生寮（Villa Maria II）を有し、主に県外からの入学者を対象とし、遠方からの本学での学びを希望する学生への配慮も行っている。

<大学院看護学研究科>

平成22（2010）年4月の大学院開設に伴い、平成22（2010）年3月に7号館（大学院棟：5階建）を建築し、大学院の講義・演習及び教員研究室を中心に活用している。

1) 講義・ゼミ室（Class Room）・セミナールーム・テレビ会議室

講義・ゼミ室（Class Room）を9室配置している。

2階・3階・4階の各階に18人程度収容可能な部屋を1室、12人程度収容可能な部屋を2室配置している。全領域共通の基盤教育は727室を利用し、各専門領域については、当該年度の各領域の院生の在学状況に応じ、授業重複が生じないように教室を配置している。

（図表 3-5-7）看護学研究科の講義・ゼミ室の面積・収容人員

講義・ゼミ室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)
Class Room 727 (7号館2階)	48.22	18程度
Class Room 726 (")	26.01	12程度
Class Room 725 (")	26.01	12程度
Class Room 737 (7号館3階)	48.22	18程度
Class Room 736 (")	26.01	12程度
Class Room 735 (")	26.01	12程度
Class Room 747 (7号館4階)	48.22	18程度
Class Room 746 (")	26.01	12程度
Class Room 745 (")	26.01	12程度

※収容人員は機の配置状況（可動式機）により変動する。

※上記教室の一部については、大学院授業がない時間帯において学部生も利用

また、上記のほか、7号館1階にセミナールーム4室（15.88 m²、15.60 m²、15.60 m²、20.21 m²）、テレビ会議室2室（34.78 m²、34.96 m²）を配置している。

2) 共同実験スペース・共同データ処理室（パソコン室）・学生ラウンジ

共同実験スペース 1 部屋（80.51 m²）、共同データ処理室（46.08 m²、パソコン 7 台）を配置している。また、学生が自修を行うスペースとして学生ラウンジを 2・4 階に配置している（看護学部共用）。

3) 院生研究室

別館 1 階にネット環境を備えた個人机（30 台）や給湯室を配置した院生研究室（118.46 m²）を配置、24 時間の利用を可能とし、研究に集中できる環境を整えている。

<運営、管理/看護学部・看護学研究科共通>

学内施設・設備の管理運営は、施設管理については事務部庶務課、各教室の機器等については「教育の質向上委員会」並びに事務部教務課が中心となり、相互に連携し実施している。

なお、施設利用に関しては「学生準則（第 16 章施設等の利用）」、実習室については「実習室運用方針」に従い、利用・運用している【3-5-2】【3-5-3】。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-5-1】 聖マリア学院大学 ネットワーク運用規程

【資料 3-5-2】 学生準則（第 16 章）

【資料 3-5-3】 実習室運用方針

【資料 3-5-4】 ICT ガイダンス資料

②図書館の有効活用

図書館は 3 階建ての独立した建物であり、その面積及び所蔵資料等については、適切な規模かつ十分な学術情報資料を確保している。運用に関しては聖マリア学院大学図書館規程に則り、図書館利用規程、図書館収集方針（内規）、図書館選定基準一覧（内規）を定め運用している【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】【資料 3-5-8】。

座席数は 208 席でフロア別に学修環境を整えており、より主体的な学修ができるよう整備している。1 階のフロアはラーニングcommonsとなっており、グループ学修に対応した座席 42 席のほか、パソコン・視聴覚ブースなど 39 席を設置している。また、シラバス掲載図書やリクエスト図書など学修に必要な資料を配置している。2 階のフロアは閲覧室や静かに学修ができる個人学修室など 79 席を設置しており、講義や実習等で必要となる専門書を中心に配置している。専門書については毎年度領域別に図書を購入しており、教育研究上必要な資料を整備している。3 階のフロアは研究ブースや個人学修室など 48 席を設置し、より静かな環境で学修できるよう整備している。

開館時間については、平日 9 時から 20 時まで開館しており、講義や実習後に自己学修できる環境を整えている。土曜日については、定期試験や国家試験対策として限定的に開館時間を 9 時から 16 時まで延長した。また、大学院生に限り時間外開館を実施しており、平日の夜間や休館日である日祝日も利用することが可能である。

館内には専任の司書を配置しており、レファレンス対応や利用ガイダンスを実施している。利用ガイダンスについては、学年に応じて段階的に実施しており、学生が学修に必要な資料をいつでも入手できるようサポートしている。また、学術情報へのアクセスについては、学内外から必要な文献にアクセスできるよう整備しており、必要に応じ文献検索ガイダンスを実施している。これらの利用ガイダンスや文献収集に必要な資料については、オンラインでいつでも閲覧できるよう整備している【資料 3-5-9】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 3-5-5】 聖マリア学院大学 図書館規程
- 【資料 3-5-6】 聖マリア学院大学 図書館収集方針
- 【資料 3-5-7】 聖マリア学院大学 図書館選定基準
- 【資料 3-5-8】 聖マリア学院大学 図書館利用規程
- 【資料 3-5-9】 図書館利用ガイド

③施設・設備の安全性・利便性

本学は、図表 3-5-3 に示したとおり、2号館・3号館・5号館・6号館・7号館・体育館（1階は別館）及び図書館を有し、3号館と体育館を除くすべての建物において車椅子利用者用操作盤付きのエレベーターを設置している。3号館へは2号館から、体育館へは6号館から、それぞれ連絡通路でつながっているため、車椅子のままですべての建物・フロアへ移動することができる。更に、車椅子において学内を移動することを可能とするよう、スロープを設置、また2号館と体育館を除くすべての建物において、車椅子のまま入ることができる多目的トイレを設置している。

本学は全ての校舎において耐震化率 100%を達成している【資料 3-5-10】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 3-5-10】 2024 年度私立学校校舎等実態調査 耐震改修状況等調査票

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

基準項目 3-2「学修支援」の障がいのある学生への合理的配慮については、学生支援センターインクルーシブ教育支援部門が窓口となり、講義や演習、実習中の支援内容の検討及び関係部署との連絡調整を行っている。特に、就職においては、実習病院の看護管理者と協働・連帯し、就職及び就職後の支援を行い、現在も離職することなく勤務を継続できている。このことは、障がいのある学生と支援者の両者が共に成長・成熟する経験となっている。

本学の取り組みは、先駆的に施設全体で取り組んでいると評価され、「看護展望(2023)」より執筆依頼を受け、本学の教員によって「特集発達障害のある学生への支援」において紹介されている。また、他大学令和6年度実習指導教員研修会「合理的配慮を要する学生の实習指導について(2024年8月)」の講師、日本私立看護系大学協会の研修会「看護系大学

における特別な支援を必要とする学生への教育支援の実際（2025年1月）」のファシリテーターの依頼、支援に困難を抱えた他施設の看護管理者からの個別相談を受けるなど、取り組みが着目されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

看護学部看護学科については、18歳人口の減少並びに県内看護大学数増加の影響により、受験者数、入学者数ともに減少傾向にあり、定員充足に向けた取り組みが喫緊の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

上記課題解決に向けては、広報活動及び制度の両側面からの対応を実施・計画している。広報活動については、「学生募集・広報戦略委員会」においてSNSを利用して発信する情報の質や見せ方の工夫・改善を行い一定の効果が現れている。引き続き、本学のブランディングイメージの効果的な発信に取り組み、アドミッション・ポリシーに合致した学生の受験を促す。

制度面においては、高校生の年内入試志向（早期の進路決定）を踏まえ、令和7（2025）年度入試より総合型選抜を導入、募集定員10人に対して、21人に受験者があり年内入試での入学者確保に一定の役割を果たしたものとする。更に、大学方針策定会議である「政策企画会議」等において、より多くの受験生（学生）に本学の質の高い教育を受ける機会を提供するため、また入学後により多くの時間を学修に充てることができるよう、入学金並びに授業料の改定（値下げ）、更には適正規模の定員設定、新たな入試区分の設定等の検討を重ね、令和7（2025）年5月、本年度入試からの導入を決定した。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

<看護学部看護学科>

看護学部看護学科では、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく教育理念に沿った人材を育成するために教育目標を設定しており、この目標に沿って教育を受けた学生が卒業時に修得すべき能力をディプロマ・ポリシーとして明示している。

本学においては、指定規則の改正に先立ち、令和元（2019）年8月より、本学のミッションである地域ファーストの視点から、「カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会（以下、「カリキュラム検討会」）を立ちあげ、建学の精神に基づく人格の成熟と看護実践者としての成熟を目指した教育目標、看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標の再考から開始し、「教学マネジメント会議」、教授会における審議を経て策定に至った【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】。

学生並びに教職員、非常勤講師等に対するディプロマ・ポリシーの周知は、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」・カリキュラムマップ等を用いて行っている。周知内容は、卒業要件を満たすことでディプロマ・ポリシーに記された能力を身に付けることができるように教育課程が編成されていることを解説している【資料 4-1-5】。特に、学生に対しては、入学時並びに各学年のオリエンテーション、各科目開講時においては各科目とディプロマポリシーの関連について説明している【資料 4-1-6】。

学外に対してはホームページで広く周知を行い、受験生に対しては「大学案内（冊子）」においても周知している【資料 4-1-1】【資料 4-1-a】。

なお、令和 4（2022）年度以降入学生対象の新カリキュラムにおいては、教育目標とディプロマ・ポリシーの関連性をより詳しく示し、更にディプロマ・ポリシーの下位項目までを知識・技能・態度・創造的思考力に区分、関連科目を含めて表記した表「教育目標と DP、DP 下位項目と特徴的な科目」を作成している。令和 6（2024）年度には新カリキュラム履修中の 3 年次学生に対して、ディプロマ・ポリシー達成度自己評価を依頼した。約 7 割の学生が回答し、現時点でのディプロマポリシーの達成度や、最終学年で取り組むべき課題を明らかにしている【資料 4-1-b】。

<大学院看護学研究科>

看護学研究科では、本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに以下にあげる到達目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文

の審査および最終試験に合格した学生に修士（看護学）の学位を授与する、とし、これらを踏まえた8つの項目（到達目標）からなるディプロマ・ポリシーを定めている。

ディプロマ・ポリシーは、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」により、学生並びに教職員に周知しており、学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいても説明を行っている。また学外に対してはホームページで広く周知を行い、更に受験生には大学案内（冊子）において周知している【資料 4-1-7】【資料 4-1-2】【資料 4-1-c】。

なお、ディプロマ・ポリシーは、「教学マネジメント会議」において策定し、教授会の審議を経て決定している。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-1-1】 聖マリア学院大学ホームページ（看護学部ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL）

【資料 4-1-2】 聖マリア学院大学ホームページ（看護学研究科ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL）

【資料 4-1-3】 カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ

【資料 4-1-4】 教学マネジメント会議規程

【資料 4-1-5】 看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.3、6-7

【資料 4-1-6】 看護学部1年教務部ガイダンス資料

【資料 4-1-7】 看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.6

【資料 4-1-a】 看護学部看護学科「大学案内」 p.3

【資料 4-1-b】 教育目標とディプロマ・ポリシー、ディプロマ・ポリシー下位項目と特徴的な科目

【資料 4-1-c】 看護学研究科「大学案内」

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

<看護学部看護学科>

単位認定については、学則第 25 条（単位の授与）、第 26 条（学習の評価）及び「試験および評価規程第 4 条（評価の基準）」に規定している【資料 4-1-11】。

学則第 25 条において、「授業科目を履修し、その試験またはこれに代わるべきものに合格した者には、所定の単位を与える」と定めている。

試験は各学期末に行われる定期試験を指すが、科目によってはレポート等を定期試験に代えることがある。成績評価をどの方法で行うのかについては各科目の担当者がその割合と共にシラバスに明記し学生に周知している。なお、科目責任者に対し、シラバスにおける「成績評価方法・基準」を記載するにあたり、学生に公表するシラバスとは別様式において、当該科目内における到達目標及び成績評価方法・割合の記載を依頼し、ディプロマ・ポリシーを意識した科目内容及び単位認定基準を求めている【資料 4-1-d】。

単位認定に関わる追試験・再試験や追実習・再実習、不正行為、成績評価に関する異議申し立て等については「試験および評価規程」において詳細に定めている。

単位認定については、各科目の責任者があらかじめシラバスに明示した成績評価方法に則って行っており、進級判定、実習・科目の履修要件、卒業認定については、科目責任者から提出された評価に基づき、「教育の質向上委員会」において審議を行い、教授会の意見を徴し、学長が決定している（大学学則第 31 条）【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】。

進級基準については、「科目の履修および進級に関する規程」第 5 条（進級及び仮進級）に規定している【資料 4-1-12】。

本学の進級基準は看護学を体系的に学ぶことを目的に、当該学年に開講される全ての必修科目の単位修得を要件としている（仮進級制度<科目の履修および進級に関する規程第 5 条>を適用する 1 年を除く）。進級判定の審議の際は、未修得科目のある学生については、科目責任者及びチューター教員からの報告、他の科目の成績状況等を勘案しながら総合的に判断し、厳正な審議を行っている。

成績評価は素点を元に「優（80 点以上）」「良（80 点未満から 70 点）」「可（70 点未満から 60 点）」「不可（60 点未満）」の標語の他、同じく素点を元にした GPA（Grade Point Average）を算出し、学生に示している【資料 4-1-e】。進級基準が前述のとおり看護学を体系的に学ぶことを前提として規定された内容ではあるが、仮進級制度においてのみ GPA による緩和措置が設けられている【資料 4-1-12】。

なお、GPA が 1.3 以下の学生に対しては、留年者と共に修学指導の対象としており、度重なる修学指導にも関わらず学修意欲の向上が見受けられない場合は、（2 年連続して在籍年次開講必修科目 GPA が 0.5 以下）、原則として退学勧告を行うものとしている（科目の履修および進級に関する規程第 5 条の 2）【資料 4-1-12】。なお、GPA 制度導入以降、チューター教員、アカデミックアドバイザー教員等の事前指導（面談）により、学業継続の意思がある学生に関して退学勧告に至った者はいない。

進級要件とは別に、各臨地実習及び一部科目を履修するにあたっては、履修を開始するまでに修めておくべき授業科目を定めており、「臨地実習の履修要件」「科目の履修要件」として、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」に明示している【資料 4-1-f】。

卒業認定に関しては、学則第 31 条（卒業）に規定している。また、看護学部では、選択コースとして、「保健師コース」「国際看護コース」「グローバル・スタディーズコース」を設けているが、それぞれのコース修了要件については、学則第 31 条別表第 2 において規定している。なお、学位については、学則第 32 条並びに学位規程に定めている【資料 4-1-8】。

単位認定、進級基準、卒業認定に関しては、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」において明示し、更に、年度始めの履修ガイダンスで学生に説明している【資料 4-1-g】【資料 4-1-h】。

<大学院看護学研究科>

単位認定については、大学院学則第 33 条（単位の授与）、第 34 条（学習の評価）及び研究科規則第 8 条（成績の評価及び判定）に規定している【資料 4-1-13】。大学院学則第 33 条（単位の授与）において、「授業科目を履修し、その試験またはこれに代わるべきものに合格した者には、所定の単位を与える」と定めている。成績評価は、シラバスに学修到達目標に対する達成度を、どのように測るかについて、評価種別、割合、基準について

記載し周知している。

修了認定については、大学院学則第 38 条（修了の要件）、第 39 条（修了の認定）及び研究科規則第 10 条（修了要件）に規定している。

大学院学則第 38 条には、「修士課程の修了の要件は、本大学院に 2 年以上在学し、第 30 条第 2 項に規定する授業科目について 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。」と規定し、修士論文の審査及び最終試験については、学位規程第 4 条（学位論文提出手続）、第 5 条（学位論文の審査）、第 6 条（最終試験）に規定、更に学位論文に係る評価基準も適切に定めている【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】。

また、看護学研究科においては修士論文コース及び専門看護師コースを設置するが、それぞれのコース修了要件については、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」に記載し学生に周知している【資料 4-1-i】。

単位認定については各科目の責任者があらかじめシラバスに明示した成績評価方法に則って行い、修了の認定については科目責任者から提出された評価に基づき「教育の質向上委員会」において審議を行い、教授会の意見を徴し、学長が決定している（大学院学則第 39 条）【資料 4-1-16】。

単位認定、修了認定、学位論文の提出手続については「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」に記載し、また、年度始めの履修ガイダンスで学生に説明している【資料 4-1-j】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 4-1-8】 聖マリア学院大学 学位規程
- 【資料 4-1-9】 聖マリア学院大学大学院 看護学研究科学位規程
- 【資料 4-1-10】 学位論文に係る評価基準
- 【資料 4-1-11】 試験および評価規程
- 【資料 4-1-12】 科目の履修および進級に関する規程
- 【資料 4-1-13】 聖マリア学院大学大学院 看護学研究科規則
- 【資料 4-1-14】 教育の質向上委員会規程
- 【資料 4-1-15】 教授会の運営に関する規程
- 【資料 4-1-16】 研究科教授会の運営に関する規程
- 【資料 4-1-d】 科目の到達目標及び成績評価方法・割合を示す様式 p. 2
- 【資料 4-1-e】 看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.28
- 【資料 4-1-f】 看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.15、16
- 【資料 4-1-g】 令和 7 年度 看護学部 1 年生教務課ガイダンス資料
- 【資料 4-1-h】 看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p19-29
- 【資料 4-1-i】 看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.11-13 他
- 【資料 4-1-j】 看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.145-150 他、
p.159-177

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

前述のディプロマ・ポリシーを達成しうるためのカリキュラムを編成する方針としてカリキュラム・ポリシーを定めている。

<看護学部看護学科>

看護学部看護学科では、4-1①に記載のディプロマ・ポリシーの策定（改正）検討と同時に、カリキュラム・ポリシーに関しても、「カリキュラム検討会」による検討を重ね、「教学マネジメント会議」「教授会」での審議を経て、見直しを実施した【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】。

カリキュラム・ポリシー冒頭には、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラムを編成していること、カトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳の尊重を基盤とした教育目標を中核に捉え、看護専門職者としてのコアコンピテンシーを段階的に学修し、人格の成熟と看護実践者としての成熟を促し、地域におけるケアの文化の創造に寄与することが出来るケアリングの実践者の育成を目指すカリキュラムを編成することを明記し、更に具体的なカリキュラム編成方針等を示している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー同様、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」により、学生並びに教職員、非常勤講師等に周知しており、学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいても説明を行っている【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】。

また、学外に対してはホームページで広く周知を行い、更に受験生には大学案内（冊子）において周知している【資料 4-2-1】【資料 4-2-a】。

<大学院看護学研究科>

看護学研究科では、令和 5（2023）年度からのカリキュラム改正に併せ、「教学マネジメント会議」及び「教授会」においてカリキュラム・ポリシーの見直しを実施、策定を行っている。

カリキュラム・ポリシー冒頭には、本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現するために、次のこと（詳細はカリキュラム・ポリシー参照）を意図し、カリキュラムを編成することを示し、更に具体的な編成方針等を示している。

カリキュラム・ポリシーは、看護学部看護学科同様、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」により、学生並びに教職員、非常勤講師等に周知しており、学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいても説明を行っている【資料 4-2-7】。また学外に対しては

ホームページで広く周知を行い、更に受験生には大学案内（冊子）において周知している【資料 4-2-2】【資料 4-2-b】。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-2-1】 聖マリア学院大学ホームページ（看護学部カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL）

【資料 4-2-2】 聖マリア学院大学ホームページ（看護学研究科カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL）

【資料 4-2-3】 カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ

【資料 4-2-4】 教学マネジメント会議規程

【資料 4-2-5】 看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.4

【資料 4-2-6】 看護学部 1 年生教務部ガイダンス資料

【資料 4-2-7】 看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.6-8

【資料 4-2-a】 看護学部看護学科「大学案内」 p.3

【資料 4-2-b】 看護学研究科「大学案内」

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<看護学部看護学科>

看護学部看護学科のカリキュラム・ポリシー冒頭には「ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラムを編成している」ことが明記されている。カリキュラム・ポリシーに沿って設定されている各科目と各ディプロマ・ポリシーとの関連性はカリキュラムマップに明示されており、更に各科目シラバスにおいては、当該科目とディプロマ・ポリシーの関連性を明記するなど、両ポリシーは一貫性のある内容となっている【資料 4-2-8】。

<大学院看護学研究科>

看護学研究科では、カリキュラム・ポリシーに沿って設定している各科目と各ディプロマ・ポリシーの関連性をシラバスに明記するなど、一貫性のあるポリシーとなっている。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-2-8】 カリキュラムマップ（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.6-7）

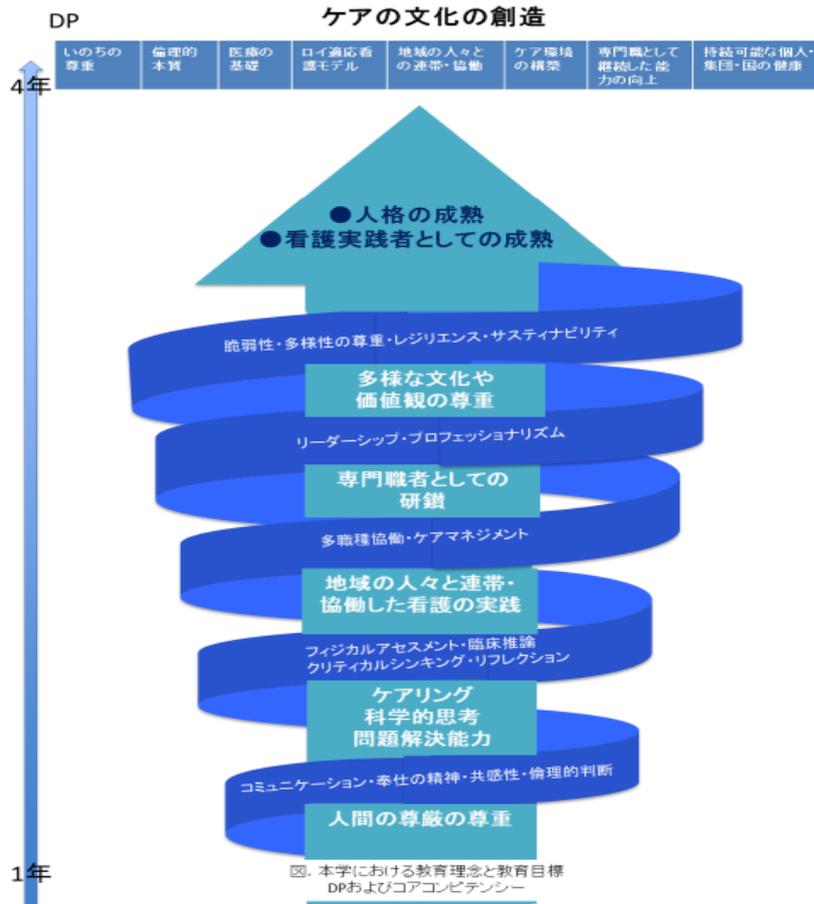
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<看護学部看護学科>

看護学部看護学科では、カトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳の尊重を基盤とした教育目標を中核に捉え、看護専門職者としてのコアコンピテンシー（概念図内の螺旋上に示している）を1年次から4年次までに段階的に学修し、人格の成熟と看護実践者としての成熟を促し、地域におけるケアの文化の創造に寄与することが出来るケアリングの実践者の育成を目指すカリキュラムを編成している（図表4-2-1 カリキュラム概念図）。

前述のカリキュラム・ポリシーに基づき「生命・健康基盤分野」「基盤臨床・適応看護システム分野」「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」の三分野からカリキュラムを構築し、カリキュラム概念図、分野別科目配置表（学年毎の配置状況）並びにカリキュラムマップで示すとおり、教育目標及びディプロマ・ポリシー達成に向けた体系的編成としている【資料4-2-8】【資料4-2-9】。

(図表4-2-1) カリキュラム概念図



また、教育課程を体系的に学修していく観点から、前述（基準項目4-1）に記載のとおり、進級要件とは別に、当該科目を履修する上で、特に関連性のある科目（当該科目の履修に当たり必須となる基礎的内容を学修するための科目）を前提科目とみなし、当該科目または実習科目の履修要件として、事前に修得すべき科目を設定している【資料4-2-10】。

シラバスの整備に関しては、シラバス作成要領に基づき各科目責任者が作成している。シラバス作成要領には、各科目責任者に対して、カリキュラムマップを確認し、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連を記載するように求めており、作成者が科目の位置づけを理解する機会となっている。また、作成したシラバスは、教員間で内容を確認し、より学生が講義の目的や位置づけを理解しやすいように検討している【資料4-2-15】。シラバスの確認を通して教員は、教育内容とディプロマ・ポリシーとの関連を再認識する機会とな

っている。

更に、単位制度の実質を保つため全ての学年において年間登録単位数の上限を設けており、適切な学修時間を担保した上で単位認定を行っている。なお、前年度履修した必修科目の GPA が 2.5 以上の場合は上限を緩和する制度も設けており、学生の学修意欲を妨げない工夫も行っている【資料 4-2-12】。

学生への周知は、まず新入生ガイダンスで行い、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要 19 ページ」にも記載している。各科目のシラバスには、予習・復習の内容や取組時間を記載することで、学生の単位制度の実質に関する理解を促している。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-2-8】カリキュラムマップ（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.6-7）

【資料 4-2-9】分野別科目配置表（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.8）

【資料4-2-10】臨地実習の履修要件、科目の履修要件（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS授業概要」 p.15-16）

【資料4-2-12】科目の履修および進級に関する規程

【資料4-2-15】シラバス作成要領、シラバスチェック資料

<大学院看護学研究科>

看護学研究科のカリキュラム・ポリシーには、大項目 4 項目と、その大項目と教育課程との関連性を示した小項目を記載しており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程となっている。また、領域・分野ごとの履修モデルに示すとおり、体系的な編成及び実施を行っている【資料 4-2-11】。

シラバスは、看護学部看護学科と同様に「教育の質向上委員会」において、各科目の記載内容を教員間にて確認を行うシステムを構築しており、シラバスに記載する内容については、ディプロマ・ポリシーと科目の関連性、予習・復習の内容と時間の明記を徹底するなど、適切な整備が行われている。

看護学研究科の履修に関しては「研究科規則」により定められている【資料4-2-13】。

入学時に、指導教員へ相談の上、学修時間等を考慮しながら修了までに履修する科目を決定しており、十分に単位の質が保たれていることから、履修登録単位数の上限は設けていない。なお、職業を有する者などを対象とした長期履修制度を設け、体系的に編成された教育課程を適切に履修することができるよう、制度面からの支援も実施している【資料 4-2-14】。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-2-11】領域・分野別履修モデル（看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.18-30）

【資料4-2-13】聖マリア学院大学大学院 看護学研究科規則

【資料4-2-14】聖マリア学院大学大学院 長期履修規程

④教養教育の実施

<看護学部看護学科>

本学の教養教育は、新カリキュラムにおいては設立理念に基づく看護専門職者としての人格の成熟を目指すための重要な位置づけとしている。新カリキュラムにおいては分野を「生命・健康基盤分野」・「基盤臨床・適応看護システム分野」・「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」に改め、教養教育科目は主に「生命・健康基盤分野」「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」に配置された科目において適切に実施されている。

「生命・健康基盤分野」には、本学の建学の精神であるカトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳の尊重を基盤とした教育目標の中核となる科目「カトリックの愛の精神Ⅰ・Ⅱ」、「キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ」、「生命倫理Ⅰ・Ⅱ」、「サービス・ラーニング」、「多様性の尊重」など17科目を配置し、1年次から4年次まで段階的に学修できるように編成している【資料4-2-9】。また、ヘルスケア領域における科学的思考と問題解決能力を修得するためにデータヘルスサイエンス科目を配置している。

さらに、「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」においては、持続可能な共生社会の形成や、地域の人々との協働・連帯、多様な環境で生活する人々に対するケア環境の構築を学ぶための科目として、「地球環境と共生社会」等の科目を配置している。

教養教育は看護専門職としてのコアコンピテンシーを段階的に学修していく上で重要なものであることから教育内容の検討は担当教員および適宜、「教育の質向上委員会」や「カリキュラム検討会」においても検討がなされている【資料4-2-3】【資料4-2-16】。

[エビデンス集資料編]

【資料4-2-3】カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ

【資料4-2-9】分野別科目配置表（看護学部看護学科「履修の手引き SYLLABUS 授業概要」p.8）

【資料4-2-16】教育の質向上委員会規程

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

<看護学部看護学科>

教授方法の工夫として、各教科目の開講時ガイダンスでは、当該科目の到達目標を説明すると共に、シラバスの「授業区分」の欄には教育方法（講義、演習、実習の別）を、各回の授業「方法」の欄には更に具体的な方法（グループワーク、プレゼンテーションなど）を明記している。アクティブ・ラーニングを取り入れた授業科目も多数あり、グループワークやプレゼンテーションの他、課題学習、スキルラボ、ゼミナールといった授業方法を採用している科目は全体の5割程度となっている。

また、Covid-19禍において実施したスキルラボにおける動画教材の事前配信や、ルーブリック評価表の事前配布等の教授方法は、現在の教育にも効果的な教授方法として生かされており、学生は、動画とルーブリックによる事前学習に取り組み、スキルラボに参加することで、より早期のスキルの修得が可能となっている。

3年次の各論実習の前に開講される「スキルラボ臨床レベル3」(OSCE)においては、聖マリア病院の実習教育担当者も参加し、教員と共に教育に参画する体制を構築している。

さらに、本学の主たる実習施設であり、理念を共にする聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンターとは、三者が協働し質の高い看護実践と教育が行われると評価される「教育モデル病棟」を構築している【資料4-2-c】。

教育モデル病棟の要件として「学生、教員、病院看護部より最適な臨床教育/学修環境であると評価された病棟」「病棟管理者は看護学学士、又は看護学修士を有している、又はそれと同等と評価されるものが望ましいこと」「病棟内に『臨床看護教授、臨床看護准教授、臨床看護講師』のいずれかが所属している、又は上記職位者からの支援を受ける体制が整っている」ことを定めている【資料4-2-d】。

なお、上記施設とは、毎月、連絡協議会を開催し、教育・研究等に関する協議を行うなど、理念を共にする実習施設との協働により、学外学修環境においても建学の精神に基づく教育が可能な体制を整えている【資料4-2-e】。

加えて令和5(2023)年度より、聖マリア病院の聖マリア・クリニカルシミュレーションラボと協働し、同病院内で臨床の場を想定した演習を行うなどの取組みも行っている。

このような取組みを通して、臨地実習における大学と実習施設間の連携・協働の強化を図り、延いては学生が主体的に学び、学修を積み上げることで学修目標を達成できるように工夫している。併せて、授業を行う学生数(クラスサイズ)についても、2クラス編成から数名ずつの少人数編成を採るなど、科目の特性に応じ最適な人数で実施している。

<大学院看護学研究科>

大学院教育においては、プレゼンテーションやディスカッションを積極的に授業に採り入れ、講義・演習科目を段階的・重層的に学修することでケアリングの実践能力の育成と看護の質向上に寄与できる高度専門職の育成に繋げている。

また、修士論文・課題研究の指導には指導教員2人を配置し(主指導教員・副指導教員各1人)より研究が円滑に進むような支援体制をとっている。

更に、OSCEや病院における医師や専門看護師のクリニカルラウンドに同行し臨床推論の技術・能力を修得し、実習では、専門看護師の役割機能の修得に加えて、専門看護師において将来必要となる、薬剤調整、組織の改善について、医師や薬剤師、専門看護師、担当教員の指導のもと修得できる構成にしている。

[エビデンス集資料編]

【資料4-2-c】教育モデル病棟に関する申し合わせ

【資料4-2-d】聖マリア学院大学 臨床教授等の称号付与に関する規程

【資料4-2-e】聖マリア学院大学 連絡協議会規程

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、教育課程全体及び科目レベルでの学修成果について、以下の方法で学生に周知している。

本学が求める学修成果については、ディプロマ・ポリシー及び教育目標等に示しており【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】、これらの達成に向けた科目配置、科目の繋がり、積み上げについては「カリキュラムマップ」に示している【資料 4-3-a】。

更に「カリキュラム概念図」を作成し、学年が進むにつれて、卒業時の到達目標に向け段階的に学修が構築され、カリキュラムを通じて「人格の成熟」と「看護実践者としての成熟」を促すことを図示している【資料 4-3-b】。

科目レベルについては、各科目のシラバスに、当該科目とディプロマ・ポリシーの関連性を示した上で、当該科目における「授業の概要・目的（何を教えるのか）」「学修の到達目標（どのような能力が身に付くのか）」を明確に示している【資料 4-3-3】。

これらの内容は「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」や新入生ガイダンス時、各学年のオリエンテーションで学生に周知している【資料 4-3-5】【資料 4-3-6】。

なお、新カリキュラムにおいては、ディプロマ・ポリシーの各項目について、学生に期待される学修成果を、知識・技能・態度・創造的思考力の視点から記述し、ディプロマ・ポリシーの下位項目として設定している。令和 6（2024）年度の看護学部 3 年生を対象に、ディプロマポリシーの到達度調査を行い、学生にも周知して自己評価を依頼した【資料 4-3-4】。

学修成果を可視化、査定する方法として、アセスメント・ポリシーを定めている【資料 4-3-7】【資料 4-3-8】。アセスメント・ポリシーは、平成 30（2018）年度に定めたが、学修成果を基軸とした内部質保証の更なる実質化に向け、「教学マネジメント会議」において検討を重ね、令和 7（2025）年 2 月、従前の評価指標の掲載の他、各指標における主な測定内容、改善に向けた活用例の明記、ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報の関係、更に改善に向けた取組みの実施体制・手順等のアセスメント・プランを含む内容へと改正した【資料 4-3-9】。

アセスメント・ポリシーでは、在学生・卒業生・就職先等を対象とした各種アンケート調査、並びに単位修得状況、進級・休学・退学率、看護師等国家試験合格率、就職状況、建学の精神に基づく活動状況等、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて把握・評価するものとしている。

実際の運用としては、2-1①に記載の内部質保証体制、並びに上記アセスメント・ポリシー（アセスメント・プラン）に定める実施体制・手順に基づき、「教育の質向上委員会」「学生委員会」「学生支援センター（学修支援部門）」をはじめとした、各指標を担当する委員会にて調査、分析を行い、課題がある場合はその改善策等を担当委員会等で検討する。その結果を「自己点検・評価総括委員会」において点検評価を行っている【資料 4-3-10】【資料 4-3-11】。

点検評価結果については、「教学マネジメント会議」「教授会」へ報告し、報告内容に応じ必要と判断される場合は大学方針として各委員会等へ改善要請を行うものとしている【資料 4-3-12】。

なお、本学では客観的評価の観点から、「外部評価委員会」においても学修成果に関する点検評価結果に対する意見を求めている【資料 4-3-c】。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-3-1】 ディプロマ・ポリシー（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p. 3）

【資料 4-3-2】 看護学部看護学科「教育目標」（看護語学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 目次裏）

【資料 4-3-3】 看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.37-205

【資料 4-3-4】 教育目標とディプロマ・ポリシー、ディプロマ・ポリシー下位項目と特徴的な科目

【資料 4-3-5】 看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」

【資料 4-3-6】 看護学部1年教務部ガイダンス資料

【資料 4-3-7】 アセスメント・ポリシー（改正前 2025 年 1 月以前）

【資料 4-3-8】 アセスメント・ポリシー（改正後 2025 年 2 月以降）

【資料 4-3-9】 教学マネジメント会議規程

【資料 4-3-10】 聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会規程

【資料 4-3-11】 アセスメント・ポリシーを踏まえた評価結果
（令和 5 年度実績に基づき令和 6 年度に評価した結果）

【資料 4-3-12】 教学マネジメント会議議事録（アセスメント・ポリシーに基づく点検評価結果のフィードバック）

【資料 4-3-a】 カリキュラムマップ（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.6-7）

【資料 4-3-b】 カリキュラム概念図（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.5）

【資料 4-3-c】 聖マリア学院外部評価委員会規程

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

アセスメント・ポリシーに記載する評価指標に関しては、4-3①に記載するとおり、原則として関連する委員会自ら（調査指標により「IR・SD 推進本部」）、必要な調査内容の検討・実施・分析・評価を実施し、課題とした事項については、各委員会が主体的に改善に取り組むものとしている。その上で「自己点検・評価総括委員会」における点検評価を行い、学長を長とする「教学マネジメント会議」等において、大学方針としての改善要請を示す必要があると判断される場合は、担当委員会へ指示を出すことで改善に繋げている。

以下、取組（評価指標）ごとの教育内容・方法及び学修指導の改善に向けてのフィードバックの例を示す。

1) 卒業生アンケート・就職先調査

卒業生アンケートは、「教育の質向上委員会」が主となり、「各ディプロマ・ポリシーの理解度」「仕事への活用度」「本学での学修が看護師としての実践や成長にどのように活かされているか」「大学の各種支援の満足度」等を調査している。

就職先調査では、本学卒業生の勤務状況を踏まえ「ディプロマ・ポリシーに記載する能力・資質を身に付けているか」「大学教育への要望」等を調査している。

結果は、「教育の質向上委員会」「教学マネジメント会議」等の関連部署において教育方法、カリキュラム、学生支援等の適切性検証に活用している【資料 4-3-13】【資料 4-3-14】【資料 4-3-15】。

2) 在学生ディプロマ・ポリシー達成度調査

「教育の質向上委員会」が主催し、卒業直前の看護学部看護学科4年生に対し、ディプロマ・ポリシー達成状況について調査している。結果は「教育の質向上委員会」「教学マネジメント会議」等の関連部署において、教育方法、カリキュラムの適切性検証に活用している【資料 4-3-15】【資料 4-3-16】。

また、新たな取組みとして、看護学部3年生を対象に実施した「ディプロマ・ポリシーの到達度評価」は、7割程度の学生からの回答を得ている。自己評価により、各学生が学修成果を振り返り、最終年次の履修に向けた課題を記述している。本結果については、チューター教員から学生にフィードバックされると共に、チューター教員においては学修成果を把握し、指導につなげる機会となっている【資料 4-3-d】。

3) 授業評価アンケート

「教育の質向上委員会」が主催し、全科目について学生による授業評価アンケートを実施、科目責任者には、当該科目の結果を、学年及び学科全体平均と比較可能な様式で返却している。質問項目には、「シラバスに記載されている目的をあなたは達成できたと思うか」などの設問もあり、当該科目における学生の自己評価による学修成果の状況把握にも繋がっている。科目責任者には、結果を踏まえた「考察と課題」の提出を求め、授業改善へと繋げている。なお、科目責任者より記載された内容のうち「学生への公表可」とした内容については、学生に公表している【資料 4-3-e】。

令和6(2024)年度においては、全科目の総合評価等を「教学マネジメント会議」において確認し、授業評価に関しては科目特性も影響することを踏まえつつ、総合的に改善を要すると判断される科目がある場合は、科目責任者との調整や大学としての教育方法の在り方の検証に活用した。更に、令和6(2024)年度より授業評価アンケートの結果の平均値を学生及び教職員へ公表することとした。教職員に対しては、「教職員連絡会議」において結果概要を説明し、評価が低かった設問の共通認識により、教育方法等の改善に繋げている【資料 4-3-17】【資料 4-3-18】。

4) 学修行動調査

「IR・SD 推進本部」で実施する学生の学修行動調査（学年ごとの学修時間、学修動

向等)については、「教育の質向上委員会」「学生支援センター(学修支援部門)」「教学マネジメント会議」へフィードバックし、学修支援策、教育方法等の検討に活用している【資料4-3-19】【資料4-3-20】【資料4-3-21】。

5) 授業科目の成績

学生及び保護者に対し、当該年次までの成績通知を行っている。学生の成績・順位については、学内サーバーに保管しており、教員はチューター学生の成績状況を把握することが可能であり履修指導等に活用している。

6) 入学時テスト、学年末テスト、国家試験結果

「学生支援センター(学修支援部門)」が主催し、入学時テスト、学年末テストを実施している。入学時テストでは入学直後の学力、学年末(看護学部1年~3年)実力テストでは、当該学年までに学修した内容の理解度を把握する機会としている。学年末実力テスト結果については、学生本人の他、チューター教員へもフィードバックし、学修指導に活用している。更に、「学生支援センター(学修支援部門)」における今後の学修支援の方針検討に活用している。

国家試験結果については、全教職員を対象とする「教職員連絡会議」において、合格率の他、得点分布、分野別偏差値、正答率(全国との比較)等を周知・共有し、今後の教育・支援活動に活用している【資料4-3-22】。

なお、令和6(2024)年度には、「教育の質向上委員会」等において、「新カリキュラムの評価の理解と内部質保証の実質化に向けた協働」をテーマとしたカリキュラム研修会(FD・SD研修会)を企画、令和6(2024)年度に改正したアセスメント・ポリシーの内容、並びに、アセスメント・ポリシーに基づく点検評価結果の説明を行い、教育内容・方法及び学修指導などの改善に向けて、学修成果の状況や課題の共通認識を図る機会とした【資料4-3-23】。

[エビデンス集資料編]

【資料4-3-13】教育の質向上委員会議事録(卒業生アンケート結果の活用)

【資料4-3-14】教学マネジメント会議議事録(就職先調査の活用)

【資料4-3-15】教学マネジメント会議議事録(各種調査結果—学修行動調査、教員対象カリキュラム評価、在学生・卒業生DP達成度調査の活用)

【資料4-3-16】教育の質向上委員会議事録(卒業時到達度調査結果の活用)

【資料4-3-17】教学マネジメント会議議事録(授業評価アンケートフィードバック方法の検討)

【資料4-3-18】教職員連絡会議議事録(授業評価アンケートのフィードバック)

【資料4-3-19】教育の質向上委員会議事録(学修行動調査結果の活用)

【資料4-3-20】学生支援センター学修支援部門会議議事録(学修行動調査結果の活用)

【資料4-3-21】教学マネジメント会議議事録(学修行動調査結果の活用)

【資料 4-3-22】 学生支援センター学修支援部門会議議事録（学年末実力テスト、入学時テスト、国家試験結果の活用）

【資料 4-3-23】 教育の質向上委員会議事録（カリキュラム研修会におけるアセスメントポリシーに基づく評価結果の活用）

【資料 4-3-d】 ディプロマ・ポリシー達成度自己評価：返却用シート

【資料 4-3-e】 授業評価に関する考察と課題様式及び学生周知時の表紙

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

1. 新カリキュラムにおける特色ある教育の取組み

新カリキュラムにおいて、「キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ」「カトリックの愛の精神Ⅰ・Ⅱ」「生命倫理Ⅰ・Ⅱ」等の教養教育科目を、一年次から段階的に設置したことは、本学の建学の精神であるカトリックの愛の精神を継続して学び、人格の成熟を促していることが伺える。

また、「カトリックの愛の精神」や「キリスト教概論」等の教養教育科目と、「看護の基礎」や「ロイ適応看護モデル入門」の科目間の連動により、学生は教養教育科目を学ぶ意義について理解を深めている。

さらに、建学の精神を具現化するロイ適応看護モデルを中核に据え、4年間を通して、看護学を探究することは、本学が求める看護の実践者として成長・成熟を促していることが伺える。

2. 聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンターとの協働・連帯による教育

本学の臨床教育の殆どは建学の精神を共有する聖マリア病院で行われることから、実習教育担当者に対しては、継続教育の一環として実習前の学生の準備状況を把握することを目的に、実習前に開講される「スキルラボ臨床レベル3；OSCE」に参加している。また、平成 29（2017）年度からは、臨床と大学の協働による最適な臨床教育／学習環境と学修モデルの構築を目指して、聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンターの看護部長らと協働し、教育モデル病棟を設置した。教育モデル病棟で実習した学生は、「病棟に受け入れられている」「看護学への興味が高まった」と学修環境を評価している。

なお、教育モデル病棟の構築の取組みは、令和元（2019）年に石川県で開催された第 39 回日本看護科学学会学術集会の交流集会、OSCE と実習教育の取組みは令和 6（2024）年に熊本県で開催された第 44 回日本看護科学学会学術集会企画シンポジウムにおいて報告した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

昨今の 18 歳人口の減少、多様な学生の受け入れから、学生の学修成果到達に向けた教授方法の工夫については、今後も検討が必要であると考えている。各学生が自らの学修成果到達度を理解し、能動的な学習を促すために、学修ポートフォリオの作成や活用の検討が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

先述した学修ポートフォリオについては、現在、3年生を対象にディプロマ・ポリシーに沿った自己評価をチューターより返却したが、今後は、1年生から毎年度末に自己評価を実施する企画を進めている。また、今後は学修成果の自己評価のみならず、成績評価を踏まえた学修ポートフォリオの開示が出来るように準備を進めている。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、組織規程第 22 条に「学長は、所属教職員を統督して校務を掌理し大学の教学を代表する」とし、聖マリア学院大学学則第 38 条 3 項においては「学長は校務を掌り、所属職員を統督する」と規程上に学長の責任と役割を明確にしている【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】。

学部・研究科運営において重要な役割を担う学部長・研究科長候補者については、「学部長候補者選考内規第 3 条」「研究科長候補者選考内規第 3 条」に基づき、学長が選出するものとし(理事長に報告し、理事長は教授会の意向を徴した上で候補者を選定し任命)、更に、理事長並びに学長の補佐を行う「プロボスト」並びに「プロボスト補」を配置、「プロボスト会議」を定例開催するなど、学長がリーダーシップを発揮するための体制を整えている【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-a】。

本学では、教育課程の編成及び教学運営に関する全学的な方針の策定を行う「教学マネジメント会議」を設置している。「教学マネジメント会議」は学長を長とし、学部長、研究科長、教務部長、教学マネジメント担当事務職員、その他学長が必要として認めた者を規定上の構成員としており、議長である学長のリーダーシップのもと、教育改革を推進している【資料 5-1-2】。

学長（教学マネジメント会議）における教育改革推進への取組みの 1 つとして、本学では教学マネジメント会議が主催し、教育理念に則り、高度な人材育成を目的とした教育改革を推進するための事業に対し、経費を助成する「教育改革推進助成」制度を設けている。本制度は原則として公募にて行い、制度開始以降、25 件以上の取組みを助成し、教職協働での取組事例も多数含まれている。本助成での取組みは、その成果を、全教職員を対象とする「教職員連絡会議」で報告することにしており、これらを通じて学長のリーダーシップの下での学内全体における教育改革に向けた意識向上に繋がっている【資料 5-1-b】【資料 5-1-c】。

なお、教学マネジメント会議の決定事項は教授会及び全教職員を対象とした「教職員連絡会議」冒頭において「今後の大学方針」として報告を行っている。

更に、大学の管理・運営に関する重要事項について協議を行う、「政策企画会議」を設置、学長は構成員となり、大学運営について協議し、法人と大学間の相互連携を図っている【資料 5-1-3】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 5-1-2】 教学マネジメント会議規程
- 【資料 5-1-3】 政策企画会議規程
- 【資料 5-1-4】 学校法人聖マリア学院 組織規程
- 【資料 5-1-5】 聖マリア学院大学 学則
- 【資料 5-1-6】 学部長候補者選考内規
- 【資料 5-1-7】 研究科長候補者選考内規
- 【資料 5-1-a】 学校法人聖マリア学院「プロボスト」に関する規程
- 【資料 5-1-b】 教育改革推進に係る助成制度規程
- 【資料 5-1-c】 教育改革推進助成 過去の採択事業一覧

②権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、学部教授会に関しては、大学学則第 41 条並びに「教授会の運営に関する規程第 5 条」において、研究科教授会に関しては、大学院学則第 11 条並びに「研究科教授会の運営に関する規程第 5 条」において、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを規定し、両者の役割及び関係性を明確にしている【資料 5-1-5】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】。

学長が決定を行うに当たり教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、上記規程において学長が定め、教授会において周知している【資料 5-1-d】。

教授会は、大学学則第 39 条～43 条、大学院学則第 9 条～13 条、並びに「教授会の運営に関する規程」に基づき、学部教授会の議長を学部長、研究科教授会の議長を研究科長とし、原則として毎月第 2 水曜日に開催、また必要に応じ臨時でも開催する【資料 5-1-11】。

大学の意思決定に関する組織図に記載のとおり、権限の適切な分散と責任の明確化が行われている【資料 5-1-1】。

なお、学生の懲戒に関しては、大学学則第 47 条並びに大学院学則第 49 条に基づき、教授会並びに教授会に置く各種委員会において調査・審議した結果を踏まえ、学長が懲戒するものとし、その手続きについては、「学生懲戒規程」において学長が定めている【資料 5-1-12】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 5-1-1】 聖マリア学院大学 意思決定組織図
- 【資料 5-1-5】 聖マリア学院大学 学則
- 【資料 5-1-8】 教授会の運営に関する規程
- 【資料 5-1-9】 聖マリア学院大学大学院 学則
- 【資料 5-1-10】 研究科教授会の運営に関する規程
- 【資料 5-1-11】 教授会の開催日時・議題一覧
- 【資料 5-1-12】 聖マリア学院大学 学生懲戒規程
- 【資料 5-1-d】 教授会議事録

③職員の配置と役割の明確化

本学の職員組織については、「組織規程」並びに「事務分掌規程」により、職員の配置とその役割が定められ、これらを基に、業務状況に応じた職員体制の組織化、構築がなされている。また、有限な人的資源を効果的に活用する点においては、部局毎の過度な分業細分化を抑制するため、法人部門、大学部門、これらの実務管理責任者を「事務次長」として其々の部門長に置き、組織横断的な業務管理体制、つまりは、実効的なミドルマネジメントによる業務執行の組織化を講じることにより、定型業務のみならず突発的事象等にも対応出来得る柔軟な職員体制を構築している【資料 5-1-4】【資料 5-1-14】。

令和 7 年 5 月 1 日現在での職員配置は次のとおりとなっている。なお、部門兼務者を(兼)で表示し、契約職員等を除く専任職員数を計上している【資料 5-1-13】。

法人部門／担当事務次長管下 ○総務・人事 1 人(兼) ○管財・営繕 1 人(兼)
 大学部門／担当事務次長管下 ○企画・庶務 3 人 ○会計・出納 2 人 ○入試 2 人
 ○教務・学生 6 人 ○大学院 1 人(兼) ○図書館 2 人

大学における教育研究支援のための職員体制としては、特に学生の修学支援に直接的に関わる学内委員会を中心に、担当職員を委員会構成員として配置し、委員会組織と大学事務部門組織との有機的連携を図ることとしており、委員会単位での予算編成をはじめ、年度計画、種々の施策立案の実務等、包括的な支援体制を整え、より円滑な業務執行を可能にしている。一方で、定型的な教育研究業務とは別に、臨時的或いは時限的業務等への対応については、学長直下、いわゆる教職協働によるタスクフォース形式で学長を補佐し、機動的に業務(入試制度改革、看護教育 50 周年記念催事 他)を遂行してきた実績があり、一定の成果を挙げているものと認められる。

職員の採用方針については、「就業規則」や「行動規範」等の規程により、本学の教育理念に沿った服務規律や、あるべき職員像が示されており、職員採用時の依るべき指針として運用している【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】。また、職員の昇任に関する取扱いについては、これまで、人員配置の必要性の都度、業務実績に照らした人事発令としていたところ、令和 3 (2021) 年度に「(事務組織所属) 職員の昇任に関する規程」を制定し、本学における管理職員の役割責任を明確化した【資料 5-1-17】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 5-1-4】 学校法人聖マリア学院 組織規程
- 【資料 5-1-13】 事務局組織図 (学校法人組織機構図)
- 【資料 5-1-14】 学校法人聖マリア学院 事務分掌規程
- 【資料 5-1-15】 学校法人聖マリア学院 就業規則
- 【資料 5-1-16】 学校法人聖マリア学院 行動規範
- 【資料 5-1-17】 学校法人聖マリア学院 事務組織所属職員の昇任に関する規程

昇任規程の制定に際しては、組織の経営計画に基づく将来的な人材投資戦略を前提とする一方で、所属職員個人々の成長を促す動機付けを趣旨とした規程として位置付け、次の 3 つの管理職階層別に、それぞれに役割責任の基準と、昇任評価の視点を定めた。

- ①レベル1 [係長・主任・主査級職員／業務管理職層]
- ②レベル2 [室長・課長級職員／組織管理職層]
- ③レベル3 [次長・部長級職員／経営管理職層]

これまで、職員組織の構築における採用人事に関しては欠員補充の考え方で運用していたが、経年的に若年～中堅層の空洞化の懸念があり、近年、一定の年度間隔での職員採用を行うこととし、また、前記のとおり昇任の取扱いに関しても、組織規模に照らした規程化を行い、組織課題への対応策、改善策を講じてきた経緯がある。

経営体としての大学職員組織の構築、という視座においては、労働集約型から資本集約型への転換を促す人事制度改革の必要性がある。一方で、現実的には、専門化、多様化する現場業務に適応出来る人的資源、組織力を担保するマンパワーの必要性も否めない。組織の経営力を下支えする職員力を高めること、この点において、より戦略的、政策的な手法を立案し、実践できる職員組織へ脱皮し、旧態依然とした“事務処理型業務”から、経営環境の変化に対応する“企画提案型業務”への転換が必要と言える。これを啓蒙・推進する手段のひとつとして、前記の職員昇任規程を効果的に活用することとし、組織構築の考え方としては、量（職員の数）を維持することで、緩やかな世代交代を担保し、かつ、質（職員の能力）を高めることで、組織内に適度な競争意識を醸成し経営力を担保することを基本的方針とし、引き続き職員組織力の向上に努めることとする。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学の教員採用及び昇任については、「聖マリア学院大学教員選考基準」「聖マリア学院大学教員選考規程」「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」「聖マリア学院大学教員の任期制に関する規則」に規定している【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】。

「聖マリア学院大学教員選考基準」第1条1号には、教員の基礎要件として、「本学の目的、使命を十分に理解し、この達成に誠実である者」とし、教育目的に即した教員の採用を行っている。

同基準第2条には「本学の教授、准教授、講師、助教、及び助手の資格は、学校教育法並びに大学設置基準の他、関係法令に定める資格基準を満たし、かつ別に定める「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」における各資格基準を満たすこととする。」と定め、法令に基づく採用を行っている。

「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」では、各職位の詳細の資格を明記している。更に、各職位の資格に関し、資格内容の透明性と採用・昇任の公平性確保の観点から、論文・学会発表などの研究成果等について推奨される基準を「教員昇任採用基準に関する申

し合わせ事項」として定めている。また、「聖マリア学院大学教員の任期制に関する規則」は、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、教員が主体的に教育研究活動に取り組むことにより、本学における教育研究の活性化と発展に資することを目的に制定され、職位ごとの具体的な任期と任用・再任用の手順を示している【資料 5-2-5】。

採用手順については、「聖マリア学院大学教員選考規程」第 4 条に基づき、原則として公募により行い、同第 5 条において学長が候補者適任者を選出するための組織を指定、同第 6 条により選考組織は審査の過程並びに結果を教授会に報告、教授会は、同規程及び「教授会の運営に関する規程」第 5 条並びに「研究科教授会の運営に関する規程」第 5 条に基づく審議ののち、学長に対し意見を述べるものとしている。学長は教授会の意見を聴いて任用を判断し、適当と認める場合は理事長に当該任用を申し出る。

上記選考組織としては、教育課程の編成及び教学に係る全学的な運営方針を示す「教学マネジメント会議」を指定し、教育課程を展開するための適切な教員配置となるよう採用・昇任計画を審議している（同会議規程第 2 条 4 号）【資料 5-2-6】【資料 5-2-7】【資料 5-2-8】。

昇任手順に関しては、「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」第 7 条により教科領域長の推薦を得ることを原則とし、聖マリア学院大学教員選考規程を準用し同規程第 5 条の選考組織（教学マネジメント会議）にて適任の可否を判断し、結果を教授会に報告している。教授会においても採用時と同様、教授会の運営に関する規程第 5 条及び研究科教授会の運営に関する規程第 5 条に基づく審議ののち、学長へ意見を述べ、学長が昇任の採否を判断、適当と認める場合は理事長に当該任用を申し出る。

令和 7（2024）年 5 月 1 日現在の教員数は、図表 5-2-1 に示すとおりであり、大学設置基準及び大学院設置基準を上回る。また、本学看護学部は保健師学校・看護師学校、専攻科助産学専攻は助産師学校としての指定を受けており、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく専任教員数を上回り、教育課程に即した教員の確保と配置がなされている。

（図表 5-2-1）看護学科・大学設置基準との比較

学部名称	専任教員数					助手	設置基準上 必要数	
	教授	准教授	講師	助教	計		教員数	教授数
看護学部看護学科	13	8	8	2	31	6	21	11
合計	13	8	8	2	31	6		

（図表 5-2-2）看護学科・専攻科 保健師助産師看護師学校養成所指定規則との対比

	規則上の 最低人数	指定学校としての専任教員数 (関連免許保有者)
看護学部看護学科 (保健師・看護師学校)	8	23
	3	
助産学専攻(助産師学校)	3	3

(図表 5-2-3) 看護学科・専攻科 保健師助産師看護師学校養成所指定規則との対比

研究科名	専任教員数			設置基準上必要数	
	研究指導教員 (うち教授)	研究指導 補助教員	計	研究指導教員 (うち教授)	研究指導 補助教員
看護学研究科	21(13)	8	29	6(4)	6

※大学院教員は学部との併任

更に看護学部看護学科及び看護学研究科においては、実習等協力機関である聖マリア病院並びに聖マリアヘルスケアセンターの医師・看護師等に対し、「聖マリア学院大学臨床教授等の称号付与に関する規程」に基づく、臨床教授、臨床看護教授等の称号を付与し、実習等協力機関との連携強化を図ることにより、臨床看護教育における学修環境並びに教育体制の整備等、臨床教育の質向上に取り組んでいる【資料 5-2-a】。

〔エビデンス集資料編〕

- 【資料 5-2-1】 聖マリア学院大学 教員選考基準
- 【資料 5-2-2】 聖マリア学院大学 教員選考規程
- 【資料 5-2-3】 教員の採用及び昇任に係る選考基準細則
- 【資料 5-2-4】 聖マリア学院大学 教員の任期制に関する規則
- 【資料 5-2-5】 教員昇任採用基準に関する申し合わせ事項
- 【資料 5-2-6】 教授会の運営に関する規程
- 【資料 5-2-7】 研究科教授会の運営に関する規程
- 【資料 5-2-8】 教学マネジメント会議規程
- 【資料 5-2-a】 聖マリア学院大学 臨床教授等の称号付与に関する規程

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、FD (Faculty Development) 実施方針に基づき、「カトリックの愛の精神」に基づく教育理念および教育目標を実現するために、「聖マリア学院大学が求める教職員像」を踏まえた、教員の教育研究能力の向上を目的とした組織的な FD 活動を推進し、教育の質保証並びに質向上を図っている【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】。

FD については、主に「教育の質向上委員会」が担当し、同委員会内に FD 担当を置いている。FD 担当は、教員及び事務職員で構成し、企画・実施・評価に渡り教職協働で実施している。FD 担当で検討した内容は「教育の質向上委員会」における審議に諮り、更に参加

状況や参加者からの評価（アンケート結果等に基づく）を報告し、次年度以降の FD 活動に繋げている【資料 5-3-a】【資料 5-3-3】。

令和 5（2023）年度においては、同委員会における意見を踏まえ、以下に記載する授業公開（授業参観）の実施目的を、公開者の授業改善から、参観者の授業改善に重きを置くことへ変更し、その目的に応じた実施方法へ変更するなど、適宜、見直しを行っている。更に令和 6（2024）年度においては、従前の取組の継続の他、令和 4（2022）年度に改正した看護学部看護学科カリキュラムが令和 7（2025）年度に完成年度を迎えることを踏まえ、全学的にカリキュラム評価とその結果を受けた改善への取組必要性から、「新カリキュラム評価の理解と内部質保証の実質化に向けた協働」をテーマとした「カリキュラム研修会」を 2 回開催するなど、その時々に適したテーマで、教育改善に繋がる FD を企画・実施している。

なお、FD は「教育の質向上委員会」の他、「カトリックセンター」「教学マネジメント会議」「研究倫理審査委員会」等の組織においても実施しており、その状況については、「教育の質向上委員会」において把握している。

令和 6（2024）年度に実施した FD 活動としては、研修会（内容により SD 合同）として、(1) 前述のカリキュラムに関する研修会（教育の質向上委員会）、(2) カトリック研修会（カトリックセンター）、(3) 研究倫理に関する研修会（研究倫理審査委員会）を実施、更に、各外部団体等が主催する研修についても、有益と判断される内容については積極的に教職員に案内している。

また、研修以外の FD への取組みとして、(1) 全科目において学生による授業評価アンケートを実施、科目責任者には結果を踏まえた「考察と課題」の提出を求めることで教育内容や教育方法の改善を図る取組み（教育の質向上委員会）、(2) ティーチング・ポートフォリオの作成を求め、作成の過程を通して自身の教育活動について自己省察する機会とし、更に学内サーバーにおいてティーチング・ポートフォリオを共有することにより、他の教員の取組状況を参考に各教員が自身の教育改善に取組むことができるシステム（教学マネジメント会議）、(3) 本学実施の履修証明プログラム受講推進（教学マネジメント会議）などを実施している。

また、設立理念を共にし、実習等協力施設である「聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンター」との取組みとして、理念教育・人材開発の共同プログラム「看護職のユニフィケーション」を設け、聖マリア病院看護職員が本学教員（現状は助手）として出向、当該看護職員の教育力育成の他、本学における臨床教育の質向上にも資するものとしている。更に、令和 5（2023）年度からは教員の実践能力向上（教育研究への反映）を目的とした聖マリア病院等における臨床研修制度（前述と異なり出向等を伴わない研修）を開始、令和 5（2023）年度 10 人、令和 6（2024）年度 1 人が実施した。実施初年度となる令和 5（2023）年度には、全研修終了後には、教職員連絡会議（全教職員を対象とした会議）において、各研修者からの評価や今後の展望についての報告会を実施している【資料 5-3-b】【資料 5-3-c】。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-3-1】 FD 実施方針及び令和 7 年度計画

【資料 5-3-2】 聖マリア学院大学が求める教職員像

【資料 5-3-3】 令和 6 年度 FD 実施報告

【資料 5-3-a】 教育の質向上委員会規程

【資料 5-3-b】 聖マリア学院大学教員のユニフィケーション（臨床研修）について

【資料 5-3-c】 看護職のユニフィケーションに関する資料

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、資質・能力を向上させるための研修及び必要な取組（SD<Staff Development>）を推進するため、「IR・SD 推進本部」を設置している。IR・SD 推進本部では、SD 実施方針並びに求める職員像を定めた上で SD を実施するなど、組織的・計画的な SD を実施している【資料 5-3-d】【資料 5-3-4】。

SD に関しては「IR・SD 推進本部」以外の組織においても実施しており（カトリックセンター主催による建学の精神に関するカトリック研修会等）、その参加状況については、「IR・SD 推進本部」においても把握している。

令和 6（2024）年度の主な SD 研修（内容により FD と合同）として、(1) カトリック研修会（カトリックセンター主催）、(2) カリキュラム研修会（教育の質向上委員会主催）、(3) 学校法人会計に関する研修会（IR・SD 推進本部主催）等を実施、更に、私学経営研究会主催セミナーでは大学運営に関連する多様なセミナー（オンライン・オンデマンド）が準備されており、「IR・SD 推進本部」において関連部署に所属する教職員に対し SD 研修としての受講を推奨している【資料 5-3-4】。

更に本学では、新入教職員は、「カトリックセンター」又は「地域・国際連携センター」の何れかの組織に所属するものとしている。「カトリックセンター」は、建学の精神を継承し、本学院の教育に浸透させ、カトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳を尊重し、その具現化を図ることを目的としている。また「地域・国際連携センター」は、建学の精神及び教育理念に沿って行われる地域貢献や社会連携、国際交流等に関する事業を所轄し、開かれた大学としての取組みを推進する組織である。新入教職員がこれら組織の活動に参画することで、新入教職員の建学の精神並びに建学の精神を具現化する取組みの理解促進を図っている【資料 5-3-e】【資料 5-3-f】。

SD 実施内容に関しては、参加者報告やアンケート、学内からの要望、また当該年度に本学として必要とされる内容等を参考に、随時見直しを行いながら実施している。その例として、令和 5（2023）年度には、日本高等教育評価機構に講師を依頼しての「認証評価の評価基準、判断事例を踏まえた大学運営への取組・留意点/学修成果と内部質保証」に関する研修会、外部団体主催の「生成 AI に関する研修会」への参加推奨（FD と合同）、また令和 6（2024）年度には学内からの要望に応じ、学校法人会計に関する研修会を企画するなど、その時々に適した内容や要望に応じた研修を企画することで、より効果的な SD となるよう心掛けている。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-3-4】 「SD 実施方針」並びに「令和 6 年度報告及び令和 7 年度計画」

【資料 5-3-d】 聖マリア学院大学 IR・SD 推進本部規程

【資料 5-3-e】 聖マリア学院カトリックセンター規程

【資料 5-3-f】 地域・国際連携センター規程

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

1) 研究施設・設備の充実

本学は講師以上の専任教員へ対し、約 20 m²の個室の研究室を配置している。助教及び助手においては、約 140 m²の部屋をパーテーションで分けたスペースを配置しており、視覚的プライバシーに配慮した研究環境を提供している。研究に必要な備品類（パソコン・プリンター・保管庫等）は一通り大学から貸与されている。

不足する備品や物品は全教員へ支給される教員研究費から購入することも可能としており、個別のニーズに応じた環境整備が可能である。

図書館では専門書や学術雑誌を重点的に収集しており、研究活動において必要となる専門的知識や最新の情報を学内外から入手できる環境を整えている。令和 6（2024）年度の受入は、図書 63,189 冊、学術雑誌 4,340 誌（冊子 118 誌、電子ジャーナル 4,222 誌）であった。

また、研究に必要な文献を収集するために、国内データベースの『医学中央雑誌 Web 版』、『メディカルオンライン』、『最新看護索引 Web』、国外データベースの『CINAHL Ultimate』、『Cochrane Library』を契約している。さらに、看護系文献検索データベースの『CINAHL Plus With Full Text』を電子ジャーナルの契約数が多い『CINAHL Ultimate』へアップグレードし、より効率的に文献にアクセスできる環境を整えた【資料 5-4-a】。

2) 研究時間の確保

本学では「教員の研修日に関する申し合わせ」に基づき、学外における実験・調査文献収集等において研修日を取得することを可とする制度を設けている。また、研修に要する経費を教員研究費から支出することを可としている【資料 5-4-b】。

3) 専門領域内での支援

各看護専門領域内では研究支援体制を整備しており、各領域の長は領域内教員の要請に応じて研究に関する相談に随時対応する等の支援を実施している。例えば科学研究費助成事業の応募時の申請書類の作成から獲得後の研究実施において継続的に切れ目ない支援を実施している。また領域内の教員間においてはピア・レビューの精神の下、職位に関係な

く相互に研究に関する意見交換を行い、領域全体の研究能力の育成と向上を図っている。

領域内教員が本学の研修日制度を活用して研究時間の確保を希望する場合は、領域長は領域内の業務量を調整する等を行うことにより、各教員が必要な時期に、必要な研究時間を確保できるように図っている。

加えて、研究に必要な資金確保という観点から本学の「教員研究費配分」の制度を活用し、領域内で配分額の少ない職位の教員からの要請に応じて、配分額の多い領域長などの上位職者がその必要性を判断したうえで研究資金の再配分のための申請を促すこととしている。

4) 研究環境の評価・改善

教育研究環境整備に関する方針・計画に基づき研究環境を整備している【資料 5-4-2】。さらなる研究環境の充実を図ることを目的に、研究環境に関する実態調査（調査期間：令和7（2025）年3月12日～26日）を実施した【資料 5-4-1】。調査の結果、改善が必要と思われる事項については、今後の対応を検討する為に会議を実施【資料 5-4-c】、教授会で内容を共有し、改善に着手した。

これらのことから、研究環境の整備と適切な管理運営はなされていると評価する。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-4-1】 研究環境に関する実態調査

【資料 5-4-2】 教育研究環境整備に関する方針・計画

【資料 5-4-a】 図書、資料の所蔵数一覧

【資料 5-4-b】 教員の研修日に関する申し合わせ

【資料 5-4-c】 研究環境改善に向けた検討会議議事録

②研究倫理の確立と厳正な運用

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」および「研究活動における不正行為の対応等に関するガイドライン」に基づき各種規程等を整備・運用している。「研究活動における不正防止に関する基本方針」に基づき、機関内の責任体系の明確化、不正防止計画の運用、コンプライアンス教育、研究倫理教育、不正防止啓発活動等を行い学内の研究倫理意識向上を図った【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】。全学的な取組みとする為に、研究倫理審査委員会が主導し、啓発活動は年度内に4回実施することで、定期的に構成員の倫理観を刺激した。

コンプライアンス教育では恒常的に問い合わせが多いルールを中心に説明を行った結果、研究者からの問い合わせが減少した。このことは、研究者側の理解が向上した結果と言える。

研究倫理教育については、毎年度内容を更新している。令和6（2024）年度はJST映像教材「倫理の空白」を活用し、事例を踏まえた実践的な研修を実施した。新任教員には日本学術振興会 eラーニングコース (eLCore) の受講を義務付けている。映像教材や eラーニングを活用することで、各自の都合の良い時間に研修を受けることが可能となり、受講率の向上に繋がった。

これらの研究不正防止に関する取り組みは、法人の理事会・評議員会にて報告・審議をしており役員からその評価を受けている。

また、「研究インテグリティの確保」に関しても規程の整備や管理体制の明確化に取り組み学内外へ公表している【資料 5-4-5】。

<定期的な研究倫理審査と研究計画管理>

月に1回、研究倫理審査委員会を開催し、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、各研究者（教職員および大学院生）からの申請に対する審査を実施している。

審査委員は、学内委員7人、学外委員2人（令和6（2024）年度）で構成されており、中立的かつ公正な審査を行っている。審査は対面で行われ、申請された研究計画に対して倫理的な側面を中心に可能な限り具体的に提言・助言を行っている【資料 5-4-d】。審査意見を纏めた書面を迅速に申請者へフィードバックし、修正申請が容易となるよう運営をしている。審査の実施状況は月1回の教職員連絡会議で共有し、審査状況を公開している。

研究計画の変更には、変更届けを提出することを義務付けており、変更届けは事務局で随時受け付け、迅速な審査を行っている。

年度末には研究計画の進捗点検（書面での報告書提出）を一斉に実施しており、計画遵守状況を点検している。

これらのことから、研究倫理の確立と厳正な運用がなされていると評価する。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 5-4-3】 聖マリア学院大学 研究活動における不正防止に関する基本方針

【資料 5-4-4】 聖マリア学院大学における研究不正防止計画

【資料 5-4-5】 聖マリア学院大学 研究インテグリティの確保に関する規程

【資料 5-4-d】 聖マリア学院大学 研究倫理審査委員会運営規程

③研究活動への資源の配分

1) 教員研究費配分

大学の自己資金から、職位に応じた教員研究費を配分している。これは専任教員に対して配分されるものであり、研究活動に必要な経費に広く使用可能としている。

学会の年会費、参加費、出張旅費、物品購入費、文献購入費、データ収集時の郵送費等に充てられ、研究活動を資金面から支援している。

令和6（2024）年度は、教授25万円、准教授20万円、講師・助教18万円、助手15万円を基本額とし、前年度使用残高、当年度研究実施状況に応じて最大20万円が加算される制度にて運用した。この制度は、(1) 研究実施責任者として倫理審査を申請し承認を得た課題がある (2) 筆頭で学会発表を行った (3) 筆頭で論文が掲載された、これらに該当する場合に加算されるもので、研究への積極的な取り組みを助成したものである【資料 5-4-6】。

配分額としては、他の私立看護系大学と比較しても同程度、もしくはそれ以上配分されており、十分な助成がなされていると言える。

また、研究環境に関する実態調査の結果、研究費の配分額は満足している旨の回答が得られた。

(図表 5-4-1) 他学との比較【満額加算の場合での比較】

職位	本学	看護系私大平均※
教授	450,000 円	370,932 円
准教授	400,000 円	334,466 円
講師・助教	380,000 円	297,552 円
助手	350,000 円	159,418 円

※2022 年度日本看護系大学協議会調査値

2) 論文投稿費用支援

論文投稿を費用面から支援する為に、前述の教員研究費とは別に論文投稿（筆頭執筆）に係る投稿料・英文校正料・別刷り代等を大学が負担する制度を設けている【資料 5-4-6】。

3) 研究支援人材

事務部に 2 人、研究支援を行う職員を配置している。研究倫理審査に係る事務、各種申請書・報告書の作成支援、外部研究費の応募支援、資金配分機関と研究者との橋渡し、不正防止ガイドラインへの対応、規程の整備、コンプライアンス教育、啓発活動、研究費の管理等をシームレスに行い、研究者を支援している。

また、研究費から研究補助員の雇用を可としており、資料整理やデータ入力等の業務を行う者の雇用を認めている【資料 5-4-7】。

4) 外部研究費獲得支援

外部研究費獲得支援を実施している。特に科学研究費助成事業については、全学的に獲得を支援している。令和 7 (2025) 年度公募において下記の取り組みを実施した【資料 5-4-8】。

- (1) 教員間での指導体制（ピアレビュー）への働きかけ
- (2) 学内教員の採択課題申請書を開示
- (3) 事務局による各種情報へのアクセス仲介・紹介
- (4) 事務局による申請書点検
- (5) 科研プレ研究等を推進するための研究費配分制度構築

結果として新規課題 5 件が採択され、一定の成果が出た（採択率 50%）【資料 5-4-9】。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-4-6】 研究費利用マニュアル

【資料 5-4-7】 研究活動への資源配分・人的支援に関する規則

【資料 5-4-8】 科研申請情報学内周知

【資料 5-4-9】 令和 5 年度外部資金応募・獲得の実績一覧

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

1. 教育課程の編成及び教学運営に関する全学的な方針の策定を行う「教学マネジメント会議」を設置、議長である学長のリーダーシップのもと、教育改革を推進している。教育改革推進への取組みの1つとして、教育改革を推進するための事業に対し、経費を助成する「教育改革推進助成」制度を設けており、その成果を全教職員を対象とする「教職員連絡会議」で報告することにより、学内全体における教育改革に向けた意識向上に繋がっている。
2. 本学では、原則として毎年度、建学の精神である「カトリックの愛の精神」についての理解を再確認し、具現化の道を探り、理念に基づく教育等への反映、質向上を目的とした「カトリック研修会」を開催している。更に新入教職員は、建学の精神を継承し、本学院の教育に浸透させ、カトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳を尊重し、その具現化を図ることを目的とする「カトリックセンター」、若しくは、建学の精神及び教育理念に沿って行われる地域貢献や社会連携、国際交流等に関する事業を所轄し、開かれた大学としての取組みを推進する組織である「地域・国際連携センター」の何れかの構成員になる仕組みを構築するなど、建学の精神、教育理念に基づく諸活動への反映、継承に繋がる取組みを推進している。
3. FD活動の一環として、ティーチング・ポートフォリオの作成を求め、作成の過程を通じて自身の教育活動について自己省察する機会とし、更に学内サーバーにおいて作成したティーチング・ポートフォリオを共有することで、他の教員の取組を参考に各教員が自身の教育改善に取り組むことが出来るシステムを構築している。
4. 設立理念を共にし、実習等協力施設である「聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンター」との取組として、理念教育・人材開発の共同プログラム「看護職のユニフィケーション」を設け、聖マリア病院看護職員が本学教員（現状は助手）として出向、当該看護職員の教育力育成の他、本学における臨床教育の質向上にも資するものとしている。更に、令和5（2023）年度からは教員の実践能力向上（教育研究への反映）を目的とした聖マリア病院等における臨床研修制度（前述と異なり出向等を伴わない研修）を開始、本学教員の看護実践力向上を図り、教育研究の質向上に繋げている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学を取り巻く環境が変化する中、組織の経営力を下支えする職員力を高めること、この点において、より戦略的、政策的な手法を立案し、実践できる職員組織への脱皮、“事務処理型業務”から経営環境の変化に対応し、大学の目的や学長方針を協力で推進するための“企画提案型業務”への転換、職員組織力の向上の必要性が述べられている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

IR・SD推進本部では、学内の有志教職員で取り組んだ課題解決に向けたプロジェクト事例報告をSD研修として予定、企画提案型業務への意識啓発を目指す。更に新たな取組みとして、創造的提案を行い自ら実行できる職員の育成を目指し、若手中心のプロジェクト型SDを企画中であり、本取組を令和7（2025）年度内に実施予定である。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

学校法人聖マリア学院（以下、「本法人」）は、その寄附行為の第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリックの愛の精神を基調とした学校教育を行い、篤実有能な人材を育成することを目的とする。」と定めている。寄附行為や「組織規程」などをはじめとする学内規程はもとより、私立学校法などの関係法令に則り、規律ある運営を行っている。また、自主行動規範である「ガバナンス・コード」を定めており、理事会への報告などの点検作業を行い、かつそれを大学ホームページで公表し、大学の主体性を重んじながら、公共性を高める自律的なガバナンスを確保しつつ、時代の変化に対応した大学づくりを進めている【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】。

本法人並びに本学に係る情報は、私立学校法等の法令の定めによりホームページ上で適切に公表しており、特に教育に関するものについては、教学マネジメント指針も参考に、本学の教育の特色や三つのポリシー、教育環境（学内施設、図書館及び臨床教育環境等）、また学修・教育成果に関しては、学修時間、GPA（Grade Point Average）分布、平均取得単位数、卒業時到達度アンケート結果、卒業生・就職先からの評価等、分析結果や解説を含め積極的に開示しており、公共性の高い教育研究機関として社会に対する説明責任を果たしている【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】。

また、法人業務の適正性を確保するため、「内部統制システム整備の基本方針」を理事会で定めるなど、内部統制システムの整備も行った【資料 6-1-7】【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 6-1-1】 学校法人聖マリア学院 寄附行為

【資料 6-1-2】 学校法人聖マリア学院 組織規程

【資料 6-1-3】 ガバナンス・コードの遵守状況について

【資料 6-1-4】 学校法人聖マリア学院 財務書類等の閲覧等に関する規程

【資料 6-1-5】 聖マリア学院大学ホームページ（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL）

【資料 6-1-6】 聖マリア学院大学ホームページ（私立学校法第 151 条に対応した部分の URL）

【資料 6-1-7】 学校法人聖マリア学院 内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-1-8】 内部統制の組織体制を示す図

【資料 6-1-9】 学校法人聖マリア学院 コンプライアンス推進規程

②環境保全、人権、安全への配慮

本法人では、学生が安全に大学生活を送り、また教職員が教育研究、管理業務に専念できるよう、関連委員会や部署が連携し、環境保全・人権・安全等への配慮を行っている。

1) 環境保全

環境保全に関しては、学内（2号館、5号館、7号館）に太陽光パネルを設置しCO₂削減を図り、またEcoネットシステム（デマンド監視装置）の導入による電気の「見える化」や人感センサーの設置、図書館のLED導入などにより省エネにも繋げている。

2) 人権

人権に関しては、ハラスメント防止について「学校法人聖マリア学院 ハラスメント防止等に関する規程」により、各種ハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切かつ迅速に対応し、解決するための措置を定めている。上記規程に基づき、「ハラスメント防止委員会」を設置し、同委員会においてハラスメント防止に向けた取組み（教職員向け研修会、ハラスメント予防啓発ポスターの貼付等）を実施している。

学生に対しては、学生便覧に上記規程並びに「ハラスメント防止に関する指針」を掲載し、ハラスメントの相談担当窓口等について周知している【資料6-1-10】【資料6-1-11】。

3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、「個人情報保護委員会」を設置し、個人情報の適切な保護に資することを目的とし「個人情報保護基本方針」「個人情報の保護に関する規則」を制定している。また、本学が扱う各種個人情報やマイナンバーについても、それぞれ法令や「個人番号及び特定個人情報取扱規則」に則り管理している【資料6-1-12】【資料6-1-13】【資料6-1-14】。

4) 安全への配慮

本法人では労働安全衛生法に基づき、「衛生委員会」を設置し、職場巡視などにより、職場の環境保全（照度確認等）や危険防止に努め、教職員が安全に業務を遂行できるよう対応している【資料6-1-a】。

全学的危機管理体制としては、「リスク管理委員会」を設置、また、リスク管理及び災害対策等に関し、基本となる事項を定めることにより、様々な事象に伴うリスクに迅速かつ的確に対応すること並びに学生、教職員の安全を図ること等を目的に「リスク管理規程」を定め、更に火災等の災害予防に関しては「消防計画」を定めている。当該「消防計画」に基づき、年1回（コロナ禍を除く）、消防署の協力を得た上で、学生・教職員等を対象とした消防訓練を実施しており、新年度の学生オリエンテーションでは防災に関するガイダンス（防災掲示板の周知、大震災時対応マニュアルの配布等）を行うなど、防災に対する意識づけ等を行っている。

学内2か所にAED（自動体外式除細動器）を設置し、緊急時の対応を可能としているほか、看護実習という特性から、万が一に備えて全学生に賠償保険加入を義務づけ、実習におけ

る事故発生時の手順を「実習 HandBook」に明記している。また、個人情報保護やハラスメント防止対策の説明を行うなど、学生の安全面にも配慮している【資料 6-1-15】【資料 6-1-16】【資料 6-1-17】【資料 6-1-18】【資料 6-1-19】【資料 6-1-20】【資料 6-1-b】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 6-1-10】 学校法人聖マリア学院 ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 6-1-11】 学校法人聖マリア学院におけるハラスメント防止に関する指針
- 【資料 6-1-12】 個人情報保護基本方針
- 【資料 6-1-13】 学校法人聖マリア学院 個人情報の保護に関する規則
- 【資料 6-1-14】 学校法人聖マリア学院 個人番号及び特定個人情報取扱規則
- 【資料 6-1-15】 学校法人聖マリア学院 リスク管理規程
- 【資料 6-1-16】 学校法人聖マリア学院 リスク管理委員会規程
- 【資料 6-1-17】 学校法人聖マリア学院 消防計画
- 【資料 6-1-18】 聖マリア学院大学 大地震対応マニュアル（学生配布用）
- 【資料 6-1-19】 震災対応マニュアル（教職員向け）
- 【資料 6-1-20】 実習 Hand Book p.11、15、16
- 【資料 6-1-a】 学校法人聖マリア学院 衛生委員会規程
- 【資料 6-1-b】 令和 6 年度消防訓練実施報告書

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、「学校法人聖マリア学院 寄附行為」第 14 条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定しており、法人の最終的な意思決定機関としての権限を明示している【資料 6-2-1】【資料 6-2-a】。

理事会において、予算や決算、中長期計画などを審議・承認している。理事の選任についても、寄附行為の規定どおりに行っており、理事会は適切に運営されている【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】。

令和 7（2025）年 5 月 1 日現在、理事現員は 6 人であり、その半数が外部理事となっている。令和 6（2024）年度においては、5 月、10 月、3 月に理事会を開催した。令和 7（2025）年 4 月改正施行された私立学校法および本法人の寄附行為に則り、今後も適切に理事会を運用していくものである。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 6-2-1】 法人意思決定組織図

- 【資料 6-2-2】 第 150 回理事会議事録（抄）
- 【資料 6-2-3】 第 148 回理事会議事録
- 【資料 6-2-4】 学校法人聖マリア学院 理事選任機関運営規程
- 【資料 6-2-5】 第 151 回理事会議事録（抄）
- 【資料 6-2-6】 第 152 回理事会議事録（抄）
- 【資料 6-2-a】 学校法人聖マリア学院 寄附行為

②使命・目的の達成への継続的努力

本学の特色の一つとして、「学院長」を置いている。建学の精神を大学の教育に浸透させるため、学院に功労のあった者の中から理事会において選任すると寄附行為に定められており、大学の使命・目的を達成のために重要な役割を担っている。

また、理事会資料には、毎回、「建学の精神」、「聖マリア学院大学の教育理念」、及び本法人の「行動規範」を明示している。併せて「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」も記載しており、理事及び監事がそれらを認知した上で理事会審議に臨めるよう取り計らっている。その反復は使命・目的の達成への継続的努力に資していると言える。

また、本学では学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする」と謳っており、その具現化の 1 つとして、第五次 5 ヶ年計画においても、建学の精神である「カトリックの愛の精神」をその全ての根幹とすることを明示した上で策定し、理事会にて承認されている。本学の使命・目的の達成のためにも、その中期的な計画の着実な遂行に努めるものである【6-2-b】【6-2-c】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 6-2-b】 理事会添付資料
- 【資料 6-2-c】 第五次 5 ヶ年計画

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

本法人並びに大学の経営及び教育研究に関する重要事項については、寄附行為の定めるところにより「評議員会」に諮問しあらかじめ意見を聴いた上で「理事会」において審議している。理事会と評議員会の決議が異なる場合の協議方法についても寄附行為に定めており、互いに尊重し連携して法人の意思決定を行う体制となっている。

また、全教職員が参加する「教職員連絡会議」を月に 1 度開催している。情報共有のみ

に留まらず、連絡会議に引き続いて各種研修会の開催や各組織等における取組事例の紹介なども開催に行われており、教職員の意見交換や提案の場としての役割も果たしている【6-3-a】。

[エビデンス集資料編]

【資料 6-3-a】 令和 7 年度 4 月教職員連絡会議議事録

②評議員会と監事のチェック機能

評議員会は、寄附行為第 43 条により、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集し、また、寄附行為第 39 条に規定する予算、事業計画をはじめとする法人の業務に関する重要事項について、理事会より諮問される。私立学校法及び寄附行為に則り、決算及び事業の実績について理事会の議決ののち、評議員会に意見を求めており、評議員会は諮問機関として有効に機能している。評議員の選任についても、寄附行為の規定どおりに運用されており、評議員会は適切に運営されている【資料 6-3-1】【資料 6-3-3】【6-3-b】。

監事は、寄附行為の規定に則り適切に選任されている。毎年度策定される監事監査計画に基づき監事監査を実施している。また、全ての理事会及び評議員会に出席し、決算や事業の実績についての監査報告を行うとともに、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べるなど、法人の監査役としての実効性を発揮している【資料 6-3-1】【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】。

以上により、評議員会と監事のチェック機能は有効に働いていると言える。

また、令和 7（2025）年 4 月に改正施行された私立学校法により新たに義務づけられた会計監査人についても、寄附行為に基づき選任している【資料 6-3-2】。

[エビデンス集資料編]

【資料 6-3-1】 第 138 回評議員会議事録（抄）

【資料 6-3-2】 第 139 回評議員会議事録（抄）

【資料 6-3-3】 第 137 回評議員会議事録（抄）

【資料 6-3-4】 第 135 回評議員会議事録

【資料 6-3-5】 学校法人聖マリア学院 監事監査規程

【資料 6-3-6】 令和 6（2024）年度監事監査計画書

【資料 6-3-b】 学校法人聖マリア学院 評議員会運営規則

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

財務基盤の根幹となる学生生徒等納付金収入に直結する入学定員については、平成 18 (2006) 年の四年制大学改組以来、これまでは順調に確保できていたところ、令和 4 (2022) 年度及び令和 6 (2024) 年度において看護学部が入学定員未充足となった。入学生の獲得に向けて、入試制度改革を行い、広報予算の特化措置をはじめ教職協働による高校訪問や SNS を活用した情報発信などを実施し、令和 7 (2025) 年度入学生については微増ながらも回復した【共通基礎】。この復調傾向を拡大すべく、さらなる入試制度の改編など引き続き様々な方策を実施している。

主な財務比率については、大きく入学定員未充足となった令和 6 (2024) 年度は悪化したものの、それまでは概ね堅調であった【表 6-2】【表 6-4】【表 6-5】。以下の図表 6-4-1 に示すとおり、特に資金関連の貸借対照表関係比率においては、全国平均や九州平均と比しても良好であることから、大学財政が直ちに逼迫する事態に陥ることはない。

【図表 6-4-1】 貸借対照表関係比率（抜粋）

比率	算式（×100）	令和02年度	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	大学法人	
		(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	全国平均	九州平均
内部留保資産比率	$\frac{\text{運用資産} - \text{総負債}}{\text{総資産}}$	37.2%	39.5%	43.3%	44.9%	46.2%	28.2%	25.8%
運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産} - \text{外部負債}}{\text{経常支出}}$	298.3%	321.4%	355.9%	353.6%	377.5%	2.0%	1.5%
積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	98.8%	101.9%	107.4%	105.5%	103.3%	75.9%	71.1%

※『今日の私学財政(令和6年度)』より
 ※「全国平均」は医歯系法人を除く

令和 6 (2024) 年度決算における活動区分資金収支計算書を見ても、教育活動資金収支差額と施設整備活動資金収支差額の小計はプラスを確保しており、また、図表 6-4-2 のとおり日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態は正常状態である A 3 以上を保持し続けていることから、財務基盤は安定していると言える【資料 6-4-a】。

【図表 6-4-2】 日本私立学校振興・共済事業団
 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

令和02年度 (2020年度)	令和03年度 (2021年度)	令和04年度 (2022年度)	令和05年度 (2023年度)	令和06年度 (2024年度)
A 3	A 3	A 3	A 3	A 3

[エビデンス集データ編/資料編]

【共通基礎】認証評価共通基礎データ（学生）

【表 6-2】 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表 6-4】 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【表 6-5】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）

【6-4-a】 日本私立学校振興・共済事業団「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」

②収支バランスの確保

事業活動収支計算書より事業活動収支差額及び事業活動収支差額比率を算出したものが以下の図表 6-4-3 である。看護学部の入学定員未充足により、令和 6（2024）年度においてはマイナスとなっているが、それまでは堅調に推移していた。

令和 6（2024）年度末時点で法人として借入金が一切なく、将来構想に係る校地取得計画に則り第 2 号基本金も計画的に組入れ済みであり、上記①財務基盤の確立にて示したように内部留保上は問題がないことから、収支悪化の要因である定員充足が復調すれば、従前のような収支バランスを確保できる。

【図表 6-4-3】 事業活動収支差額、および同比率 (千円)

	令和02年度 (2020年度)	令和03年度 (2021年度)	令和04年度 (2022年度)	令和05年度 (2023年度)	令和06年度 (2024年度)	平均
事業活動収支差額	38,293	53,653	38,097	26,993	△ 79,653	15,477
事業活動収支差額比率	3.9%	5.4%	3.9%	2.8%	-9.9%	1.2%

また、科学研究費助成事業が継続的に採択されており、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」につき、令和 3（2021）年度はタイプ 1、令和 4（2022）年度はタイプ 3（地域連携型）が選定されるなど外部資金も獲得している【資料 6-4-3】【資料 6-4-4】【資料 6-4-5】。

さらには多角的な資金運用を実施した結果、令和 6（2025）年度において「受取利息・配当金収入」が前年度の約 3 倍となるなど、学生生徒等納付金以外の収入増加を図っており、収支バランスの改善に努めている【資料 6-4-6】。

[エビデンス集資料編]

【資料 6-4-3】 科学研究費助成事業採択実績（過去 5 ヶ年度）

【資料 6-4-4】 令和 3 年度私立大学等改革総合支援事業の選定結果

【資料 6-4-5】 令和 4 年度私立大学等改革総合支援事業の選定結果

【資料 6-4-6】 学校法人聖マリア学院 資金運用規程

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学では第四次 5 ヶ年計画として、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度における中長期構想を策定していた。その中で「経営基盤・組織の強化」を大きな柱の 1 つとして掲げており、施策項目として、大学運営の根幹となる健全な財政基盤の確立や包括的キャンパス整備による魅力ある大学づくりなどを挙げ、その着実な実行による安定した財務

運営を目指していた【資料 6-4-b】。令和 2（2020）年度～令和 5（2023）年度における収支状況は堅調に推移し、決算において収入超過を確保していたが、最終年度である令和 6（2024）年度は看護学部の入学定員未充足が影響し、単年度で支出超過となった。

その点も踏まえ、第五次 5 ヶ年計画（令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）においても、引き続き「経営基盤の安定化と組織強化」を区分設定した上、重点項目として大学諸活動の継続的推進を可能とする財政基盤の安定化を明記し、収支均衡を目指し財務計画を策定した【資料 6-4-c】【資料 6-4-2】。当該財務計画をロードマップとして、事業計画との整合性を取りながら、財源の多角化推進や実効的な支出抑制策の具体化など全学的に収支構造の改善に取り組み、5 ヶ年度以内に単年度における収入超過化への回復を図るものである。

また、中期的な計画をベースとして、予算編成期に先立って次年度の予算編成方針を理事会並びに評議員会で決定しており、適切な財務運営のため、予算編成方針策定、予算編成、予算執行、と明確なフローで予算管理を行っている【資料 6-4-1】。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 6-4-1】 令和 7（2025）年度予算編成方針

【資料 6-4-2】 第五次中長期計画「財務計画」

【資料 6-4-b】 学校法人聖マリア学院 第四次 5 ヶ年計画「経営基盤・組織の強化」

【資料 6-4-c】 学校法人聖マリア学院 第五次 5 ヶ年計画「経営基盤の安定化と組織強化」

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人会計基準をはじめ「学校法人聖マリア学院 経理規程」や「学校法人聖マリア学院 経理規程施行細則」などの経理業務に係る学内諸規定に則り、適正に実施している。財務課は月次報告を作成・供覧し、当月末現在の財務状況について学内で情報共有を図っている【資料 6-5-1】【資料 6-5-2】。

会計処理上、不明な点がある場合などについては、本学の運営方針を熟知し学校法人会計基準に精通している公認会計士や顧問税理士に適宜質問や相談をし、または日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターや私学経営研究会に照会し、その指導や助言をもとに適切な処理に努めている。

予算編成については、予算編成方針に基づき、3 月理事会・評議員会にて当初予算を作成している。その後、前年度決算や学生数などの人員確定を受けた補正予算を 5 月に編成し、予算執行の円滑化を図り、決算との乖離がないように努めている。

[エビデンス集資料編]

【資料 6-5-1】 学校法人聖マリア学院 経理規程

【資料 6-5-2】 学校法人聖マリア学院 経理規程施行細則

②会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、公認会計士による会計監査及び法人監事による監査、そして経理規程に基づく内部監査を実施している。公認会計士による監査は、私立学校振興助成法に基づき、毎年度、期中・期末・決算期の3回に分けて年間約13日実施されており、会計関連証憑の確認をはじめ、理事会等議事録の閲覧などにより、法人運営が適正に行われているかを確認している【資料 6-5-1】【資料 6-5-a】【資料 6-5-b】【資料 6-5-c】【資料 6-5-d】。

法人の監事には外部者2人が就任している。監事監査の実施のほか、理事会及び評議員会に出席し、業務執行が適切に行われているかなども確認している。財務・経理関係のみならず法人や大学の各業務についても多角的な意見が述べられ、5月の決算期には「監査報告書」を作成している。また、決算期には公認会計士と法人監事との連絡会を毎年度開催しており、双方が緊密な連携を図れる体制のもと、理事長も参加する貴重な意見交換の場となっている【資料 6-5-e】。

また、令和7（2025）年4月に改正施行された私立学校法により新たに義務づけられた会計監査人については、その選任方法などを本法人の寄附行為に明記している【資料 6-5-3】。

[エビデンス集資料編]

【資料 6-5-1】 学校法人聖マリア学院 経理規程

【資料 6-5-3】 学校法人聖マリア学院 寄附行為

【資料 6-5-a】 令和6年度監査日程計画予定表

【資料 6-5-b】 令和6年度独立監査人の監査報告書

【資料 6-5-c】 令和6年度監事監査報告書

【資料 6-5-d】 令和6年度内部監査報告書

【資料 6-5-e】 令和6年度法人監事・公認会計士連絡会備忘録

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

私立学校法などの関係法令を遵守し、寄附行為及び学内諸規定に則った規律ある経営を実行している。法人及び大学の情報は、法令に定めによりホームページ上で適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。太陽光パネルやデマンド監視装置、人感センサーの設置など環境保全への配慮がなされている。ハラスメント防止や個人情報保護についても適切に対応している。

理事会は、法人の最終的な意思決定機関として寄附行為に基づき運営しており、また理事の選任についても寄附行為の規定どおりに運用している。建学の精神の継承に重要な役

割を果たす学院長の設置や、理事会資料に建学の精神などを毎回記載し理事や監事がそれらを認知した上で理事会審議に臨むなど、大学の使命・目的達成への継続的な努力がなされている。

評議員会は諮問機関として有効に機能しており、監事は監事監査計画書に基づき監査を実施している。評議員、監事とも寄附行為に則り適切に選任している。

財務に関しては、財務基盤は安定しており、多角的な資金運用によって受取利息・配当金収入増加が収支改善に大きく貢献するなど、学生生徒等納付金以外の収入増加を図っている。

学校法人会計基準や学内諸規定に基づき、適正に会計処理を実施している。適切な予算管理によって決算と乖離が生じない補正予算を編成しており、また公認会計士と法人監事が緊密な連携を図れる体制が整えられている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和7（2025）年4月に改正施行された私立学校法により必須事項となった内部統制システムの整備について、本法人の諸活動がより健全かつ効率的に運営できるような体制へのさらなる強化が必要である。

また、理事会・評議員会についても、その新たな運用方法につき改正私学法に則った適切な対応を実施しなければならない。

財務基盤と収支に関しては、入学定員未充足による学生納付金収入減少の解消が喫緊にして最大の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部統制システムの整備については、法人規模に即した、かつ実効性のある体制づくりへの検討を進めていきたい。

財務に関しては、主たる財源である学生生徒等納付金収入の確保のため、入学定員充足に向けて入試制度のさらなる改編などを実施するとともに、支出実績に対する広範な見直しに着手している。併せて外部資金や資金運用など学生生徒納付金以外でのさらなる収入増加方策にも注力することとし、収入と支出の両面から収支均衡に取り組む。

会計については、担当者の知識深化とともにマニュアル作成等による効率化や適正化を進めており、会計処理全般の精度向上を図る。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・社会との連携

A-1 地域貢献の方針と体制

①地域貢献に関する方針の明確化

②地域貢献を円滑に進めるための組織体制の明確化

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①地域貢献に関する方針の明確化

本学の看護教育は、地域に開かれ、地域の人々に貢献する人材の育成を行ってきた。新カリキュラムにおいても、建学の精神、教育理念に基づき、本学のミッションである地域ファーストの視点から学生がグローバル（グローバル・ローカル）に活動し人間の尊厳を尊重したケアの文化を創造できる看護者の育成を目指すカリキュラムとした。

本学の地域貢献に関する方針については、まず、学生に対しては、新入生オリエンテーションや各学年のオリエンテーションで、カトリックセンターと地域・国際連携センターから様々なボランティア活動への参画が可能なことを周知している。また、建学の精神を学ぶ科目（カトリックの愛の精神Ⅰ・Ⅱ、キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ等）の履修や、サービス・ラーニング、コミュニティ演習等の科目の履修を通して、早期から学生がローカルに活動できる仕組みを構築している。

教職員と役員に対しては、学校法人聖マリア学院の「行動規範」の条項の1つに、「地域貢献・社会貢献」への積極的な取り組み姿勢を掲げ、理事会、評議員会、並びに教授会、教職員全体会議において、都度、提示し、反復的な周知を行っている【資料 A-1-1】。

また、本学の中長期事業構想（第四次5ヵ年計画、第五次5ヵ年計画）においても、カトリックの愛の精神に基づく地域貢献・国際交流を目標とし、大学として組織的な社会参加の推進、地域貢献への寄与方針を明確化している【資料 A-1-2】。

加えて、任期制雇用を前提とした教員の任用・昇任に際しては、その選考基準として、教育研究活動状況と併せ、社会貢献への取組みを必須要件とする規程へと改め、教育研究成果を地域社会へ還元する意識を醸成している【資料 A-1-3】。

[エビデンス集資料編]

【資料 A-1-1】 学校法人聖マリア学院 行動規範

【資料 A-1-2】 中長期構想（第四次5ヵ年計画/第五次5ヵ年計画）

【資料 A-1-3】 教員の採用及び昇任に係る選考基準細則

②地域貢献を円滑に進めるための組織体制の明確化

組織的な地域貢献、社会連携への取組み強化のため、平成20（2008）年度より社会連携活動に特化した「地域貢献・公開講座委員会」を設置、これを基に、平成28（2016）年度、広報、大学間連携等を含めた地域貢献事業を包括的に掌握するための組織改編を行い、「地

域貢献センター」として改組・発足、学内横断的な組織下での運用を図っている。

さらに、令和2（2020）年度より国際交流を含めた社会連携を総括するための組織として「地域・国際連携センター」へ改組した【資料 A-1-4】。

これらのことから、本学においては社会連携を推進・所轄する学内組織を発展的に改組しながら、より積極的な活動体制の構築へ向けた取組みを継続的に推進してきた経緯があり、国際交流事業（後掲：基準 B）と併せ、本学の特色ある事業展開の1つとして地域貢献事業を挙げることができる。

なお、本学内における各種委員会の発令については、慣例的に教員（教育職員）中心とし、事務職員は補佐的に事務取扱を担当する委員会構成傾向にあったところ、いわゆる教職協働の観点から、教員、事務職員ともに委員会の正規構成員としての発令に改めてきた経緯があり、地域貢献事業の推進に際しても、相当人数の事務職員を委員会発令し、教員、事務職員が相互に主体的な取組みを行う組織体制としての動機付けを図っている。

また、本学の中長期事業構想（5カ年計画）における重点項目の1つとして明示される、地域貢献・社会連携に係る取組みについては、定例的に学内所轄委員会において、その取組み内容の点検・評価を行い、理事会へ報告することにより、見直し、改善へと繋げている【資料 A-1-5】。

[エビデンス集資料編]

【資料 A-1-4】 地域・国際連携センター規程

【資料 A-1-5】 中長期構想（第四次5カ年計画）進捗状況

A-2 地域貢献の取組み

①大学の人的・物的資源の社会への還元

②生涯学修支援

③ボランティア活動等

④大学間等の機関連携

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①大学の人的・物的資源の社会への還元

ア>地域住民の健康相談事業継続

イ>行政や各種団体へ専門家委員としての教員の派遣等

ウ>図書館の開放

地域住民の健康相談事業については、行政機関（久留米市）との包括的事業連携協定に基づく取組みの一環として、市内商店街の空き店舗活用事業の運営委託を受け、平成 21（2009）年度、商店街の一角に地域住民のための健康相談窓口を開設し、本学教員（看護

師、保健師、及び助産師等の有資格者)が、健康管理への助言、様々な健康相談に応じるとともに本学看護学生の学外活動の場として運用してきた経緯がある。

10年間実施した商店街での健康相談支援(ほっとステーションマリア)は、久留米市の空き店舗活用事業の運営委託終了に伴い、平成31(2019)年を以て終了となったが、その後2年間は、コンソーシアム久留米の活動の場であったくるめりあ六ツ門に移転して継続、新型コロナウイルス感染拡大期に一時中止とし、現在は継続相談者のみ公開講座開催後に健康相談支援を継続している。

本学の地域における地域住民の健康支援活動は、平成31(2019)年度に、久留米市の鳥飼校区まちづくり協議会との事業連携協定を締結し、地域のコミュニティセンターで定期的に開催されている高齢者健康サロンに出向く活動に変化している。津福東コミュニティセンターの「いきいきサロンふれんど」、津福西コミュニティセンターの「ととろ」へ、毎月本学教職員や学生が出かけていき、血圧測定や健康相談、サロンでの運動の支援、健康に関する講話を実施している。

令和7(2025)年度で活動は7年目を迎え、毎年度多くの相談を受けている【資料A-2-1】。本取組には、聖マリアヘルスケアセンターの慢性疾患看護専門看護師も参加しており、地域住民からは、「家族や自分が聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンターに入院した時には、学生・教員・知り合いの看護師もいて心強い」との意見も聴取され、地域の住民との良好な関係を築く機会となっている。

また、行政機関等からの要請に基づく、保健・医療・福祉分野を中心とした各種専門委員会等における本学教員の派遣についても、従前からの連携体制の下、継続的な協力支援を行っている【資料A-2-2】。

なお、平成29(2017)年に竣工した新図書館棟の設計施工に際しては、近接する県営河川の遊歩道整備事業、市営道路の改修工事期と前後し、本学の正門通用路(北側構内)施工・植栽事業計画との一体的整備を行うことで、近隣区域の景観向上に資するとともに、図書館棟運用については、市民へも開放している【資料A-2-3】。

[エビデンス集資料編]

【資料A-2-1】事業連携協定書及び公民館での健康相談支援事業実績

【資料A-2-2】教員講師派遣等の状況

【資料A-2-3】聖マリア学院大学 図書館利用案内

②生涯学修支援

地域住民を対象とした公開講座の開催については、年度ごとのテーマを設定し、数回にわたるシリーズ企画として立案、開催している【資料A-2-4】。開催内容に関しては、実施後の受講者アンケートや社会情勢を踏まえ、より地域社会のニーズにあったものとなるよう、毎年度見直しを行っている。また、令和5(2023)年度より鳥飼校区社会福祉協議会からの依頼でシニア世代を対象としたスマホ教室を実施した。同校区内に居住の65歳以上の高齢者を対象に本学学生が講師役となり実施している【資料A-2-5】。

他方で、平成29(2017)年度から、いわゆる「履修証明プログラム(学校教育法第105条)」として、社会人を対象とした「EBMデータ解析プログラム(現:データヘルスサイ

エンス)」を開講し、保健・医療・福祉の現場における疫学的実践力を養うことを目的に、疫学・統計の知識に基づいた科学的分析思考と、コンピュータを用いた解析技術を教授している【資料 A-2-6】。

本学に社会人を積極的に受入れることにより、大学としての社会貢献をより一層進めるものである。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 A-2-4】 令和 6 年度聖マリア学院大学公開講座一覧

【資料 A-2-5】 シニア世代スマホ教室関係資料

【資料 A-2-6】 履修証明プログラム関係資料

③ボランティア活動等

本学では大学開学時より建学の精神に基づくボランティア奉仕活動を実践してきた。近年相次ぐ大規模災害（東日本大震災/平成 23（2011）年、熊本地震/平成 28(2016)年、九州北部豪雨/平成 29(2017)年、田主丸地区豪雨/令和 5（2023）年、能登半島地震/令和 6（2024 年）、その被害の甚大さに鑑み、グループ法人（聖マリア病院等）との協働支援体制を含め、本学の看護学生並びに教職員の自主的な活動を支援する形で、義援金としての募金活動、被災地への看護専門職者（看護師、保健師、助産師資格を有する本学教員）や看護学生の派遣等、ボランティア活動への取組みを継続的に行っている。特に平成 23(2011)年東日本大震災時はボランティアを派遣、現在も南三陸、および福島のカリタスジャパンのベースを利用し学生がボランティア奉仕活動を継続している。災害ボランティア活動については、カトリックセンターと地域国際連携センターとが協働し、継続的な支援につながるよう、教職員・学生の活動を支援している。【資料 A-2-7】【資料 A-2-8】【資料 A-2-9】。加えて、これらの様々なボランティア活動については、実施後に参加者が活動内容を取りまとめ、学内外への情報発信・共有を行うことで、これまでの活動を振り返り、より現地の要請に基づく活動への見直しへと繋げる機会としており継続的、組織的、かつ改善的な取組みに努めている。

なお、本学においては、カリキュラム上の学部 1 年次選択科目に「サービス・ラーニング」を開講し、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく奉仕活動を実践する機会としてボランティア活動を位置付けており、前記の災害支援活動を含め、地域社会での日々の様々な奉仕活動を通して、思いやりや信頼、他者へ向かう愛（アガペー）、これらの実践的な学びの場としている。

さらに、令和 4（2022）年度入学生より開講した新カリキュラムにおいては、1 年次から地域に暮らす人々の健康課題に早期に気づき、地域住民の健康に関心を向け活動を行う素地を養う目的として「コミュニティ演習」を位置付けた。本科目では、全学生が 1 年次前期に、地域で取り込まれる様々なボランティア活動へ参加し、住民と共に活動する中で地域住民の健康に対する願いや希望を学ぶ機会となっている【資料 A-2-10】。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 A-2-7】 熊本地震被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA vol.17）

【資料 A-2-8】九州北部豪雨被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA vol.18）

【資料 A-2-9】田丸丸地区豪雨被災地ボランティア活動（大学ホームページ記事）

【資料 A-2-10】シラバス（授業科目概要「サービス・ラーニング」「コミュニティ演習」）

④大学間等の機関連携

本学においては、関係する各機関・団体等との連携体制により、それらの機関等との補完的な関わりを通して、広く社会貢献に取り組んでいる。

現在における主たる連携機関や活動等については、以下に示すとおりである。

1>大学間連携における協働事業展開

－1.久留米市内高等教育機関コンソーシアム【資料 A-2-11】

－2.ケアリング・アイランド大学コンソーシアム【資料 A-2-12】

2>久留米市との各種連携事業等

－1.学術研究都市づくり推進協議会への参画【資料 A-2-13】

－2.久留米市セーフコミュニティ推進協議会への参画【資料 A-2-14】

－3.地域の防災機能としての大学施設の供用（大規模災害時の避難施設）
【資料 A-2-15】

－4.久留米クリーンパートナー活動【資料 A-2-16】

－5.久留米広域消防本部と協働した学内消防訓練の実施【資料 A-2-17】

3>高大連携（特にカトリック教育）の観点からの系属校協定【資料 A-2-18】

4>外部評価委員会（行政、企業）【資料 A-2-19】

[エビデンス集資料編]

大学間コンソーシアム活動

【資料 A-2-11】 高等教育コンソーシアム久留米 令和 6 年度事業概要報告書

【資料 A-2-12】 ケアリング・アイランド大学コンソーシアム

久留米市との各種連携事業等

【資料 A-2-13】 久留米学術研究都市づくり推進協議会

【資料 A-2-14】 久留米市セーフコミュニティ推進協議会メンバー表

【資料 A-2-15】 地域の防災機能としての大学施設の供用（災害時指定避難所）

【資料 A-2-16】 久留米クリーンパートナー活動報告

【資料 A-2-17】 久留米広域消防本部と協働した学内消防訓練の実施

【資料 A-2-18】 聖マリア学院大学と明光学園中学校・高等学校との教育提携協定書

【資料 A-2-19】 聖マリア学院外部評価委員会規程

[基準 A の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

1. 建学の精神に基づく、地域に根差した健康支援活動

本学においては、設立当初より公開講座や、災害支援活動、久留米市市街地中心商店街

における地域住民の健康支援に向けた活動に長年取り組んできた。近年、特にコロナ禍以降は、鳥飼校区のまちづくり協議会との協定締結を起点として、地域住民の要請を受け、健康支援活動の場が大学周辺の地域に広がっている。

本活動に参加した学生は、地域の人々がお互いに支え合い、感謝しあっていることから、地域にケアリングの文化が根付いていることを感じている。本活動は、地域の人々と共に、ケアリング実践者としての学生を育成できる機会ともなっている。

2. 継続したボランティア活動

カトリックセンター・地域・国際連携センターが共に活動を支援することで、継続したボランティア活動が行えていることは、特色ある取り組みであると言える。特に、平成 23（2011）年に発災した東日本大震災については、現在もカトリックセンターが支援し、学生ボランティア派遣を継続している。また、教職員も、積極的に被災地支援に赴き、災害発災時から被災地で暮らす人々と繋がりを絶やさずに連帯することを心がけて活動を継続している点は特色ある取り組みであると言える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

特記事項なし

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

特記事項なし

基準 B. 国際交流

B-1. 国際交流の方針と体制

①国際交流に関する方針の明確化

②国際交流を円滑に進めるための組織体制の明確化

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①国際交流に関する方針の明確化

本学では、地域・国際連携センターに国際連携部門を設置している。当部門では、前身である国際交流委員会の目標「カトリックの愛の精神に基づき、本学の教育・研究両面における国際協力を推進すること」を引き継ぎ、「建学の精神及び教育理念に沿って行われる、地域貢献や社会連携、国際交流等に関する事業を所管し、もって開かれた大学としての取組を推進」している【資料 B-1-1】。理念を同じくする海外の交流協定締結校との学生・教職員の相互交流、JICA 青年研修事業母子保健事業に対する全学的な取り組み、学内の国際交流への関心を高めるための「国際交流だより」の発刊を継続した。

国際交流に関する方針が明確化されており、その下で国際交流事業を展開している。

[エビデンス集資料編]

【資料 B-1-1】 地域・国際連携センター規程

②国際交流を円滑に進めるための組織体制の明確化

地域・国際連携センターは、学長が指名したセンター長、副センター長、委員等で構成されており、学長のリーダーシップのもと大学の方針や方向性が国際交流活動へ反映される体制となっている。同センターには、地域連携部門と国際連携部門・カンボジア連携部門が置かれ、各部門員が直接事業の実施を担当している。また、必要に応じてグループ法人である社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院、認定 NPO 法人 ISAPH と連携、協力のもと、円滑に事業が実施できる体制を整えている（グループ法人については別紙【資料 B-1-2】を参照）。

大学の方針や方向性が実施担当者に共有される組織となっていること、グループ法人間の連携等、国際交流を円滑に進めるための組織体制は明確化されている。

[エビデンス集資料編]

【資料 B-1-2】 グループ法人一覧

B-2. 国際交流への取組み

①大学組織としての国際交流

②教職員・学生の国際交流

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

交流協定の締結、国際的な大学連携に参画、またグループ法人をはじめ、JICA 研修事業の採択による JICA との協力連携を通じて、大学組織による国際交流及び国際交流の場に教職員・学生の参加が活発に行われていることから、基準項目 B-2 を満たしていると判断する。

大学組織としての国際交流と教職員・学生の国際交流活動を厳密に分けることは難しいが、以下は、大学組織間の連携や大学の主体的取組の側面が比較的強い事業を①大学組織としての国際交流、教職員・学生の交流や体験の側面が比較的強い事業を②教職員・学生の国際交流として記述する。

① 大学組織としての国際交流

1) カトリック大学間の連携と交流

平成 29 (2017) 年 10 月に東南アジア・東アジアカトリック大学連盟 (ASEACCU) に加盟し、当該地域におけるカトリック大学間の交流連携基盤を築いている。教員 1 人と学生 2 人を年次総会及び学生会議に派遣 (平成 30 (2018) 年：広島、令和元 (2019) 年：韓国ソウル、令和 2 (2020) 年～令和 4 (2022) 年：開催中止、令和 5 (2023) 年：カンボジア→派遣中止) しており、令和 6 (2024) 年 8 月 20 日～24 日にオーストラリア・カトリック大学 (シドニー) に 4 年ぶりに教員・学生派遣を行った【資料 B-2-1】。

2) 教皇庁バンビーノ・ジェズ小児病院 (OPBG) との交流—特記事項に後述

令和 4 (2022) 年 11 月 29 日、本学は聖マリア病院とローマ教皇庁管下の小児病院『バンビーノ・ジェズ小児病院 (Ospedale Pediatrico Bambino Gesù、以下 OPBG) との交流協定 (MOU) を締結した【資料 B2-2-2】。カトリックの理念に基づく生命倫理関連についての事業展開し、また、OPBG カンボジアで展開される母子医療支援活動の情報収集及び現地視察を聖マリア病院と共同で実施し、カトリック系看護大学として貢献できる事業を検討した。本学の教員 (助産師) が同行し、具体的には周産期教育の日本語教材を、IT を使ってクメール語で導入し、コミュニティ活動に活用する可能性を探った【資料 B2-2-3】。これらの内容は教職員連絡会議で報告がなされた。令和 6 (2024) 年末で OPBG との MOU は一旦終了しているが、MOU 再調印に向けて現在交渉中であり、近日中に再開予定である。

3) 『国際交流だより』の定期発行

年間複数回 (令和 6 (2024) 年度は 11 回) 発行が計画されており、学内広報として機能している【資料 B-2-4】。学内教職員及び学生に執筆を担当してもらうことで、国際交流を身近なものと感じてもらうための編集・発信の仕組みを構築し、国際交流活動の「見える化」に貢献している。

4) 海外看護実習「フィールドスタディ」（国際看護コース）

フィールドスタディⅡが、令和6（2024）年8月4日～16日の13日間にわたり、ラオス人民民主共和国及びタイ王国において実施され、引率教員1人のもと、国際看護コース履修の3年生6人が参加した。ラオスでは聖マリアグループの一員である認定NPO法人ISAPH（アイサップ）のラオス事務所（カムアン県タケク市）、タイにおいては姉妹大学であるセントルイスカレッジ（バンコク）の協力を得て実施することができた。

5) 海外語学短期留学（グローバルスタディーズコース）

グローバルスタディーズコースの学生6人が、令和6（2024）年8月25日から9月8日まで、姉妹校であるフィリピンのカノッサカレッジ（カビテ州サンパブロシティ）にて語学研修に参加した。当コースの科目である“English Practice Abroad”の一環で、集中的に英語の能力を養うために実施しているが、カノッサ修道女会が運営するカノッサカレッジ内の宿舎で生活をする中で、地元住民の暮らしに根付いているキリスト教の価値観を体験するとともに、異文化への適応を体験する機会となっている。

6) ザビエル大学（Xavier University）との協定校交流の新展開準備

令和6（2024）年秋頃より、オンライン会議を活用しつつ、対面来学・派遣に向けた中長期計画の検討を重ね、令和7（2025）年6月には学生派遣実施に向けた視察と打合せのため、ザビエル大学より3人が訪問予定である。段階的な国際連携構築により、対話を重ねた信頼関係構築による持続可能な交流モデルとして、他の機関との交流への展開が期待できる取組みである。

7) JICA 青年研修 保健医療（母子保健）B 公募及び研修受け入れ（令和6（2024）年）

JICA 事業に対するプロポーザル準備は、公示から提出まで時間的な制約がある中、連携部問員が対応した。また、採択後は、研修実施のため講師への講義及び教材作成の依頼、訪問場所との連絡調整を連携部門員が協力して行い、11月4日～21日まで、中南米5か国より9人の研修員を迎え、青年研修を実施した【資料 B-2-5】。

本取組は、国際的社会貢献として、大学の使命を果たし、地域志向性が実現したものと評価できる。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 B-2-1】 ASEACCU 参加報告書

【資料 B-2-2】 OPBG 交流協定書

【資料 B-2-3】 【抄録】 第8回日本国際小児保健学会 2024 一般演題 O-2

【資料 B-2-4】 「国際交流だより」 第86号～第96号

【資料 B-2-5】 JICA 青年研修 保健医療（母子保健）B 実施概要

② 教職員・学生の国際交流

- ・釜山カトリック大学校（CUP）看護大学の国際看護実務実習の受け入れ（毎年7月）
- ・韓国カトリック大学校（CUK）看護大学・仁川カトリック大学校（ICCU）看護大学の

日本研修受け入れ（毎年1月）

韓国にある交流協定締結校7校のうち、上記3校より、継続的な受入れ事業を実施している。実習・講義・見学・学生発表・評価会を含む体系的なプログラムを構成しており、国際看護教育の実地的展開が可能となっている。特に、グループ法人である聖マリア病院の協力、学内においては学部長報告・学内アテンド調整等を行い、学内外の連携を通じた受入れ支援体制を整備している。本学学生の企画による交流会では、限られた時間ではあるが、日韓の学生約25人が参加し、異文化交流を体験している【資料B-2-6】【資料B-2-7】。これら実施した内容については参加人数・担当者の明記、評価や改善サイクルを意識した記録が作成され、受入ノウハウの蓄積構築につながっている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料B-2-6】釜山カトリック大学校看護大学 国際看護実務実習

【資料B-2-7】韓国カトリック大学校看護大学・仁川カトリック大学校看護大学 日本研修

〔基準Bの自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、建学の精神を基盤とし、看護・保健領域を中心に国際的視野を育む多様な学びの場を展開している。とりわけ、釜山カトリック大学校など韓国の協定校との継続的な連携により、講義、医療・福祉施設見学、学生発表や交流会を含む体系的な受入実習を毎年度実施しており、学内外の協力を得た国際交流が実践されている。さらに、国際看護コースのフィールドスタディや語学研修を通じ、学生は開発途上国の医療・生活文化に触れ、専門性と異文化適応力を養っている。

こうした活動は、大学の建学の精神に基づく海外との交流協定締結校・施設、国内の他機関、とりわけ聖マリアグループとの連携を活かした大学独自のリソースを活用する実践的国際交流として、特色ある取組みであり、成果が出ている取組みと評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

特記事項なし

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

特記事項なし

V. 特記事項

1. カトリック大学としての看護大学—ローマ教皇庁との連携

キリスト教は世界3大宗教の1つと言われ、そのうちカトリックはローマ教皇を中心として全世界に15億人の信徒を持つ。しかし、日本における信徒数は人口の3%強に過ぎず、カトリック大学もわずか19校で、そのうち6校のみが看護学部を持つ。令和4(2022)年、11月29日にマリア病院と共にローマ教皇庁立バンビーノジェズ小児病院との協働事業提携を締結した。聖マリアグループの周年記念式典にあたっては教皇庁より、聖マリアグループ代表者各々に対し、感謝状の贈呈とPROECCLLESIA POTIFICE勲章が授与された。

聖マリアグループはキリシタンの殉教者を先祖に持つ一家族により創立され、その後4世代にわたり、多くの地域の協力者と共に保健医療福祉および教育の分野における、長年の地域・国際(特に途上国)への実践を通じて福音宣教を実践して来たことは世界にもまれにみる功績であるとのことで、教皇庁及びカトリック教会への多大なる貢献として表彰されたものである。キリスト教の人格の尊厳を最高原理とする生命倫理は国際法の基盤をなすものでもあるため、本学は教皇庁との連携を強固にし、さらに高等教育機関としての看護教育の質の維持に努め、グローバル社会の平和の構築に努めたい。

2. ロイ適応看護モデルとRoy Academia Nursology Research Center の活動

ロイ適応看護モデルは、短期大学開設当初より現在に至るまで、約40年間に渡り本学の教育に取り入れられている。特に、看護学部開学後は4年間を通して段階的に深まるリベラル・アーツ教育の充実が図られ、モデルの哲学的前提・科学的前提・文化的前提の理解につながった。さらに、令和4(2022)年より開講した新カリキュラムにおいては、カリキュラムの中核にロイ適応看護モデルを据え、1年次から4年次まで段階的にモデルの理解や看護実践が深まるように教育が再構築された。また、最善・最新の看護を提供するために、ロイ適応看護モデルを持続的に研究する場として平成30(2018)年にRoy Academia Nursology Research Center (RANRC)が設立された。RANRCは、人々の苦しみを理解するための新たな看護知識を開発するために研究活動を促進し、ロイ適応看護モデルのさらなる発展に寄与することを目指している。メンバーは、Roy Adaptation Association International ConferenceにおけるWorkshopの運営、研究成果報告・受賞、論文執筆、病院看護師に対する研修会の企画運営、年1回のNursology Letterの発刊に取り組んでいる。近年では、有志の学生がRANRC-Student groupを構築し、活動に参画している。

3. 臨床と大学の協働・連帯により学生の看護実践能力を育成する教育方法の試み

本学の臨床教育の殆どは建学の精神を共有する聖マリア病院で行われることから、聖マリア病院の看護職員の中で大学院を修了している者に対して臨床看護教授・准教授・講師の称号付与に関する規程を設け付与している。また、実習教育担当者に対しては、継続教育の一環として実習前の学生の準備状況を把握することを目的に、実習前に開講される教科目「スキルラボ臨床レベル3;OSCE」への参加を実施している。さらに、平成29(2017)年度からは、臨床と大学の協働による最適な臨床教育/学習環境と学修モデルの構築を目指して、聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンターの看護部長らと協働し、教育モデル病棟を設置した。教育モデル病棟で実習した学生は、「病棟に受け入れられている」「看護学への興味が高まった」と学修環境を高く評価している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的にしている。(学則第 1 条)	1-1
第 83 条の 2	—	専門職大学は設置していない	1-1
第 85 条	○	看護学部を設置している。なお、看護学部の他、助産学専攻、看護学研究科を設置している	1-1
第 87 条	○	本学看護学部の修業年限は 4 年である (大学学則第 4 条)	4-1
第 88 条	—	編入学制度は設けていない	4-1
第 88 条の 2	—	専門職大学は設置していない。また編集制度も設けていない	4-1
第 89 条	—	早期卒業等の制度は設けていない	4-1
第 90 条	○	基準に従い入学させている	3-1
第 92 条	○	本学は第 1 項に示す役職の教員を全て配置しており、第 2 項以下に示す職務を担わせている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	教授会を置き、学則第 39 条及び第 41 条 (大学院学則 9 条及び 11 条)、並びに「教授会の運営に関する規程」に基づき適切に開催している (法 93 条に基づき学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項等について明記)	5-1
第 104 条	○	学部を卒業した者には看護学士、研究科を修了した者には看護学修士を授与している (大学学則第 32 条、大学院学則第 40 条)。	4-1
第 105 条	○	特別の課程として履修証明プログラムを設定し、「履修証明プログラムに関する規程」に基づき適切に運用している。	4-1
第 108 条	—	短期大学は設置していない	3-1
第 109 条	○	・学則第 2 条及び大学院学則第 3 条に自己点検・評価に関し規定し、自己点検・評価に関する組織として「自己点検・評価総括委員会」を設置、各委員会等と連携を図り自己点検・評価を実施している。また同委員会において自己点検評価報告書を作成し、学内及び学外 (ホームページ) に公表している。 ・文部科学大臣の認証を受けた者 (日本高等教育評価機構) による評価を受審している (平成 23 年度、平成 30 年度)	2-2
第 113 条	○	大学ホームページの情報公開のページに各種情報を公開している。	4-2

聖マリア学院大学

第 114 条	○	組織規程、事務分掌規程に基づき適切に事務職員を配置している。 なお、技術職員は配置していない	5-1 5-3
第 122 条	—	編入学制度は設けていない	3-1
第 132 条	—	編入学制度は設けていない	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	<p>以下のとおり記載している</p> <p>〔大学学則〕</p> <p>一 修業年限（第 4 条）、学年・学期（第 5・6 条）、授業を行わない日（第 7 条）</p> <p>二 部科及び課程の組織に関する事項（第 3 条）</p> <p>三 教育課程及び授業日数等に関する事項（第 22 条、23 条）</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 26 条、31 条）</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項（第 3 条、第 38 条、38 条の 2）</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項（第 8 条～20 条、第 31 条）</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（第 33 条～37 条）</p> <p>八 賞罰に関する事項（第 46 条～47 条）</p> <p>九 寄宿舎に関する事項（第 50 条）</p> <p>〔研究科学則〕</p> <p>一 修業年限（第 5 条）、学年・学期（第 14 条・15 条）、授業を行わない日（第 16 条）</p> <p>二 部科及び課程の組織に関する事項（第 4 条）</p> <p>三 教育課程及び授業日数等に関する事項（第 30 条、31 条）</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 34 条、39 条）</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項（第 4 条、第 6 条～8 条）</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項（第 17 条～28 条、第 38 条～39 条）</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（第 41 条～45 条）</p> <p>八 賞罰に関する事項（第 48 条、49 条）</p> <p>九 寄宿舎に関する事項（第 51 条 ※詳細は学生寮規程）</p>	4-1 4-2
第 24 条	○	成績原簿（成績表）及び健康診断書、学籍カード、学籍簿を作成している	4-2

聖マリア学院大学

第 26 条 第 5 項	○	学生懲戒規程を学長が定めている	5-1
第 28 条	○	文章管理規程に基づき適切に管理している	4-2
第 143 条	—	代議員会は置いていない	5-1
第 146 条	○	科目等履修生が正規課程に入学した場合の取扱いについては、大学に関しては学則第 33 条の 3 により単位を認定している。但し、修業年限の短縮は認めていない。学部に関しては、他大学における既修得単位認定と同様の取扱いとしている。	4-1
第 147 条	—	早期卒業等は設けていない	4-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部等は設置していない	4-1
第 149 条	—	早期卒業等は設けていない	4-1
第 150 条	○	基準に従い入学させている	3-1
第 151 条	○	基準に従い入学させている	3-1
第 152 条	—	飛び入学は実施していない	3-1
第 153 条	—	飛び入学は実施していない	3-1
第 154 条	—	飛び入学は実施していない	3-1
第 161 条	—	編入制度は設けていない	3-1
第 162 条	—	該当する教育施設ではない	3-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期は学則で定めている（学則第 5 条、大学院学則第 14 条）。なお、学期途中での入学制度は設けていないが、9 月卒業・修了は認めている（9 月修了・卒業に関する規程）。	4-2
第 163 条の 2	○	国際看護コース・保健師コース・グローバルスタディーズコース修了要件を満たした者に対して学修証明書を発行している（学修証明書に関する規程）。	4-1
第 164 条	○	<p>本学では履修証明プログラムを開設し、「履修証明プログラムに関する規程」に基づき適切に運用している。</p> <p>一 履修証明プログラムは大学院講義の一部により体系的に編成している。</p> <p>二 総時間数は 60 時間以上（90 時間）としている。</p> <p>三 履修資格は大学院入学資格と同様としている。</p> <p>四 大学院の科目により編成しており、授業の方法は大学院設置基準に基づいている</p> <p>五 五号に規定された内容についてはホームページに公表している。</p> <p>六 履修証明書には、課程の名称、内容の概要、総時間数等を記載している。</p> <p>七 特別の課程の運用は教育の質向上委員会において管轄している。</p>	4-1

聖マリア学院大学

第 165 条の 2	○	本学は、卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を一体として策定し公表している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	自己点検・評価総括委員会を設置している。同委員会規程には、学校教育法第 109 条を踏まえた適切な評価対象を定め、自己点検評価を実施している	2-2
第 172 条の 2	○	第 1 項、3 項に関する情報は、大学ホームページ「情報公開」のページを中心に公表している。また、その他情報についても、積極的にホームページに公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 31 条・32 条、大学院学則第 38 条～40 条に基づき、学長が、卒業証書・学位記を授与している。	4-1
第 178 条	—	編入学制度を設けていない	3-1
第 186 条	—	編入学制度を設けていない	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	設置基準に基づき（最低基準とし）大学を設置し、自己点検・評価総括委員会を中心として学校教育法第 109 条第 1 項に記載する教育及び研究、組織及び運営並びに施設・設備等について点検評価を実施し教育研究活動等の見直し及び向上を図っている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条に大学（看護学部）の目的を規定している	1-1
第 2 条の 2	○	アドミッション・ポリシーを踏まえ、入試運営会議、入学者選抜試験委員会、教授会等、適切な体制で実施している。	3-1
第 3 条	○	本学は大学及び学部の目的（学則第 1 条）を達成するため看護学部を置いている。また看護学部の 1 学年定員を 110 名とし、教育の質保証の観点上、適正規模である（学則第 3 条）。また、教員組織、施設面積等、大学設置基準を十分に満たしている。	1-1
第 4 条	○	本学では看護学部に看護学科を設け（学則第 3 条）、教育研究を行う上で必要な組織を備えている。	1-1
第 5 条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程については設置していない	1-1
第 6 条	—	学校教育法第 85 条に該当する組織は設置していない	1-1 4-2 5-2

聖マリア学院大学

第7条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教員及び事務職員を配置し、第1項から6項において適切に対応している（第7項は該当なし）	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	○	科目担当に関する申し合わせ事項を作成し、概論科目については原則として教授・准教授としている。概論科目以外の専門科目については、なるべく専任教員が担当するものとしている（但し、科目内容・専門性に応じ、非常勤講師に依頼する場合がある）。	4-2 5-2
第9条	—	本学教員は少なくとも1科目は担当している	4-2 5-2
第10条 (旧第13条)	○	学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた基準を上回る教員数、教授数を配置している。	4-2 5-2
第11条	○	FDに関しては教育の質向上委員会、SDに関してはIR・SD推進本部が中心となり、研修、その他の必要な取組みを行っている。	4-2 4-3 5-3
第12条	○	学長候補者選考内規実施要領の2に規定している	5-1
第13条	○	「教員選考基準」「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」に基づき適正に選考している（本学の教員は全員、各号に定める基準を満たしている）	4-2 5-2
第14条	○	「教員選考基準」「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」に基づき適正に選考している（本学の教員は全員、各号に定める基準を満たしている）	4-2 5-2
第15条	○	「教員選考基準」「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」に基づき適正に選考している（本学の教員は全員、各号に定める基準を満たしている）	4-2 5-2
第16条	○	「教員選考基準」「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」に基づき適正に選考している（本学の教員は全員、各号に定める基準を満たしている）	4-2 5-2
第17条	○	「教員選考基準」「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」に基づき適正に選考している（本学の教員は全員、各号に定める基準を満たしている）	4-2 5-2
第18条	○	看護学科の定員については、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に判断した上で定め、学則第3条に記載している。なお、編入に関しては制度を設けていない。	3-1

聖マリア学院大学

第 19 条	○	教育課程は、本学の目的達成のため、建学の精神の理解につながる科目を配置し、加えて、学士課程として幅広く深い教養を身に付けることができる教養科目を配置している。また、保健師・看護師要諦課程として、保健医療福祉分野の動向や本学の特色を踏まえながら「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」を踏まえた内容としている。更に、年間 6 単位以上を担当する実務家教員は教育課程の編成に関わる会議体に参画するよう努めている。	4-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を設けていないため該当しない	4-2
第 20 条	○	開設科目を必修・選択・自由科目に区分し、各科目に配当年次を定め編成している。	4-2
第 21 条	○	1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、講義・演習については 15 時間～30 時間、実験・実習及び実技に関しては 30 時間～45 時間までの範囲で定めている（学則第 24 条）。なお、「履修の手引き」において、授業内と授業外学修を含めて 1 単位 45 時間の学修が必要であることを説明し、シラバスにおいて授業外学修の内容と時間を明記することで 1 単位当たりの必要学修時間の周知を行っている。	4-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則としている（学則第 22 条）。	4-2
第 23 条	○	本学では、1 単位 15 時間の科目は 8 週、30 時間の科目は 15 週、30 時間以上の科目については週複数回実施により 15 週での実施を原則としている。但し、他の期間単位で実施することが有益と判断した科目についてはこの限りではない。	4-2
第 24 条	○	通常の講義は 1 学年合同（110 名）の合同講義で実施するが、科目内容に応じ、2 クラス制、少人数制で実施する。	4-2
第 25 条	○	授業は、講義・演習・実習、またはこれらの併用で実施し、各科目のシラバスに授業区分を明示している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	学生に対し、「履修の手引き／Syllabus 授業概要」を配布し、全科目のシラバスを掲載している。シラバスでは 1 年間の授業の方法及び内容・計画を記載している。また、学年全体の年間スケジュール（時間割）を配布している。 学修の成果に係る評価基準については、学則第 26 条、「試験および評価規程」第 4 条に定め、また、具体的評価方法は各科目のシラバスに明記している。卒業の認定については、学則第 31 条に明記している。 評価基準、卒業の認定については、「履修の手引き」にも記載している。	4-1
第 26 条	—	昼夜開講制ではないため該当しない	4-2

聖マリア学院大学

第 27 条	○	本学では単位認定試験（レポート含む）を実施し、単位を認定している（学則第 25 条）。なお、科目内容に応じ、授業への関わり（プレゼンテーションの内容、グループワークの取り組み状況など）も含め総合的に判断する場合がある。 各科目の成績評価基準や方法の詳細はシラバスに明記している。	4-1
第 27 条の 2	○	1 年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、「科目の履修および進級に関する規程」第 3 条の 2 に定めており、1 年次 50 単位、2・3 年次 48 単位、4 年次 30 単位となっている。	4-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を設けていないため該当しない	4-1
第 28 条	○	他の大学等との協定に基づき、学生に当該大学等の科目を履修させることができ、修得した単位は前項（入学前既修得）により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定することができる」と定めている（学則第 30 条 2 項）。	4-1
第 29 条	○	他の大学等との協定に基づき、学生に当該大学等の科目を履修させることができ、修得した単位は前項（入学前既修得）により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定することができる」と定めている（学則第 30 条 2 項）。	4-1
第 30 条	○	本学に入学する前に大学または短期大学において履修した科目について本学において修得したものとみなし、60 単位を超えない範囲で認定することができる」と定めている（学則第 30 条 1 項）。	4-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる履修を認めていないため該当しない	4-2
第 31 条	○	科目等履修制度を設けている（学則第 45 条）	4-1 4-2
第 32 条	○	本学の卒業要件は、4 年以上在学し、126 単位以上の単位修得を条件としている（学則第 31 条）。	4-1
第 33 条	—	医学または歯学に関する条文のため該当しない	4-1
第 34 条	○	看護の単科大学として十分な校地を有しており、適切な空地を有する。	3-5
第 35 条	○	教育又は厚生補導を行う上で必要な施設を設けている	3-5
第 36 条	○	本学は、教室（講義室・演習室・実習室）、研究室、図書館、医務室、事務室、その他必要な施設を具えた校舎を有する	3-5
第 37 条	○	第 1 項の基準を満たしている。第 2 項及び第 3 項は該当なし。	3-5
第 37 条の 2	○	基準を満たしている	3-5
第 38 条	○	本学には図書館を設置し、教育研究上必要な資料を備えている。また、専門の司書を配置し、ラーニングコモンズ機能、閲覧室、個別学修室、書庫等を有し、十分な座席数（208 席）を備えている。更に日本カトリック大学・短期大学連盟図書館協議会加盟館及び九州地区の大学に属する学生や教職員の図書館相互利用を認め、また、他大学図書館間において相互貸借を実施している。	3-5

聖マリア学院大学

第 39 条	—	第 39 条に規定する学部は有していない	3-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部は設置していない	3-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている	3-5
第 40 条の 2	—	教育研究を行う校地は一つであるため該当しない	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究関連の予算化を行い、教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学名（聖マリア学院大学）は建学の精神等に基づく適切な名称であり、学部・学科名称（看護学部看護学科）は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程は実施していない	4-2
第 42 条	—	専門職学科は設置していない	1-1
第 42 条の 2	—	専門職学科は設置していない	3-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は設置していない	5-2
第 42 条の 4		専門職学科は設置していない	4-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は設置していない	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は設置していない	4-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は設置していない	4-2
第 42 条の 8	—	専門職学科は設置していない	4-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は設置していない	4-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は設置していない	3-5
第 43 条	—	共同教育課程は編成していない	4-2
第 44 条	—	共同教育課程は編成していない	4-1
第 45 条	—	共同教育課程は編成していない	4-1
第 46 条	—	共同教育課程は編成していない	4-2 5-2
第 47 条	—	共同教育課程は編成していない	3-5
第 48 条	—	共同教育課程は編成していない	3-5
第 49 条	—	共同教育課程は編成していない	3-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設置していない	4-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設置していない	5-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設置していない	5-2
第 58 条	—	外国における組織は設けていない	1-1
第 59 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学は設置していない	3-5
第 61 条	—	新規大学設置及び薬学に関する課程はない	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			1-1
第3条			3-1
第4条			1-1
第5条			1-1
第6条			1-1
第7条			1-1 4-2 5-2
第8条			3-1
第9条			4-2
第10条			4-2 5-1
第11条			4-2
第12条			4-2
第13条			4-2
第14条			4-1
第15条			4-2
第16条			4-2
第17条			4-2
第18条			3-2 4-2
第19条			4-1
第20条			4-2
第21条			4-1
第22条			4-2
第23条			4-1
第24条			4-1
第25条			4-1
第26条			4-1
第27条			4-2
第28条			4-1 4-2
第29条			4-1
第30条			4-1

聖マリア学院大学

第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5

聖マリア学院大学

第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	本学看護学部看護学科を卒業した者に対し学士(看護学)の学位を授与している(学則第 32 条)。	4-1
第 2 条の 3	—	専門職大学は設置していない	4-1
第 10 条	○	看護学部看護学科(看護師課程)として適切な学位名称(看護学)としている(学則第 32 条)	4-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程は設置していない	4-1
第 13 条	○	学則及び学位規程に定めている	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	寄附行為第 9 条、第 25 条並びに第 35 条において、特別の利益供与の禁止に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-1
第 27 条	○	寄附行為第 71 条において、財産目録等の備置き及び閲覧等に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 7 条において、理事選任機関に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 7 条、第 8 条並びに第 9 条において、理事の選任等に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-2

聖マリア学院大学

第 31 条	○	寄附行為第 9 条において、理事の資格及び構成に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 13 条、14 条並びに第 15 条において、理事会の職務等に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 15 条並びに第 16 条において、理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 17 条並びに第 50 条において、理事の報告義務等に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条において、理事会の議事録に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 24 条において、監事の選任等に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 25 条において、監事の資格に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 30 条において、監事の職務に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 32 条において、評議員会に提出する議案等の調査義務に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 50 条において、理事会及び評議員会への出席義務等に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 30 条において、理事会等への報告に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 34 条において、評議員の選任等に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 35 条において、評議員の資格及び構成に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 38 条並びに第 39 条において、評議員の職務等に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 49 条において、評議員会の議事録に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-3
第 80 条	—	新私立学校法に適用していないため	6-3 6-5
第 86 条	—	新私立学校法に適用していないため	6-5

聖マリア学院大学

第 99 条	○	寄付行為第 59 条に規定し、毎会計年度、予算及び事業計画を作成している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 60 条に規定し、適正に支給している	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為第 68 条及び第 70 条、文書保存規程に規定し、計算書類等の作成及び保存を行っている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	—	新私立学校法に適用していないため	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 70 条において規定し、計算書類等を評議員へ提供し、また評議員会に報告し、意見を拝聴している。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 71 条において規定し、計算書類等を作成し、備え置きかつ閲覧に供している。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 70 条及び第 71 条に規定し、財産目録等を作成し、備え置きかつ閲覧に供している。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 73 条において、寄附行為の変更に関する条文規定を制定している。	6-1
第 144 条	—	新私立学校法に適用していないため	6-5
第 145 条	—	「非該当」 常勤監事の選定義務なし	6-3
第 146 条		寄附行為第 9 条並びに第 17 条において、理事の資格・校正及び理事の報告義務に関する条文規定を制定し、当該規定に沿って運用している。	6-2
第 148 条	○	寄附行為第 59 条において規定し、体制を整備し中期事業計画を作成している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 77 条において規定し、情報の公表を行っている。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	本学大学院の目的は、「大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的」としている。（大学院学則第 2 条）。	1-1

聖マリア学院大学

		なお、専門職大学院は設置していない	
第 100 条	○	大学院に看護学研究科を置いている（大学院学則第 4 条）	1-1
第 102 条	○	基準に従い入学させている	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	基準に従い入学させている	3-1
第 156 条	○	基準に従い入学させている	3-1
第 157 条	—	飛び入学は実施していない	3-1
第 158 条	—	飛び入学は実施していない	3-1
第 159 条	—	飛び入学は実施していない	3-1
第 160 条	—	飛び入学は実施していない	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準に基づき（最低基準とし）大学院を設置し、自己点検・評価総括委員会を中心として学校教育法第 109 条第 1 項に記載する教育及び研究、組織及び運営並びに施設・設備等について点検評価を実施、教育研究活動等の見直し及び向上を図っている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	大学の目的を大学学則第 1 条に、大学の目的に則った大学院の目的を大学院学則第 2 条に規定し、看護学研究科看護学専攻の教育研究上の目的については、研究科規則第 2 条に「人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする」と定めている。	1-1
第 1 条の 3	○	アドミッション・ポリシーを踏まえ、入学者選抜試験委員会、教授会等、適切な体制で実施している。	3-1
第 2 条	○	修士課程としている（大学院学則第 4 条）	1-1
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程がないため該当しない。	1-1
第 3 条	○	本学大学院（修士課程）の目的は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とし（大学院学則第 2 条）、修業年限を 2 年としている（大学院学則第 5 条）。	1-1
第 4 条	—	博士課程は設置していない	1-1

聖マリア学院大学

第5条	○	本学大学院は教育研究上の目的に基づき看護学研究科看護学専攻の1専攻（入学定員12名、収容定員24名）を設置し、適切な規模内容としている。	1-1
第6条	○	本学は第6条但書に基づき看護学専攻一個の専攻のみを置いている。なお、博士課程は置いていない。	1-1
第7条	○	本学学部（看護学部）と研究科（看護学研究科）は同じ看護分野の課程であり、適切な連携を図っている。	1-1
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない	1-1 4-2 5-2
第7条の3	—	研究科以外の教育研究上の基本となる組織は設置していない	1-1 4-2 5-2
第8条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教員及び事務職員を配置し、該当する項について適切に対応している（6項・8項を除く）	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	第1項の基準を満たしている。第2項及び第3項は博士課程を設置していないため該当なし。	4-2 5-2
第9条の3	○	1・2項：FDに関しては教育の質向上委員会、SDに関してはIR・SD推進本部が中心となり、研修、その他の必要な取組みを行っている。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	収容定員は教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、専攻を単位として定め（大学院学則第4条）、在学する学生数は収容定員を超過することなく、教育研究に相応しい環境が確保できている。 なお、外国に研究科、専攻、その他の組織は設置していない	3-1
第11条	○	研究科規則第2条に記載する教育研究上の目的を達成するための教育課程（カリキュラム）を編成し、研究科規則第5条に学位論文の指導について記載し、学生に配布する履修の手引きにおいて論文作成について説明している。また、カリキュラム編成では専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させる専門教育科目及び専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する基盤教育科目を配置する。	4-2
第12条	○	本学教育は、学則第30条別表第1に記載する科目を配置し、授業および研究指導（課題研究・特別研究）で構成している。	3-2 4-2

聖マリア学院大学

第 13 条	○	研究科規則第 4 条において、指導教員は専任の教授または准教授をもって充てるとしている。但し、必要があるときは、研究科教授会の意見を徴して学長が認めた教員をもって充てることができる。	3-2 4-2
第 14 条	○	教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他の特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができるとしている（大学院学則第 31 条の 2）。	4-2
第 14 条の 2	○	学生に対し「履修の手引き Syllabus 授業概要」を配布し、全科目のシラバスを掲載している。シラバスでは 1 年間の授業方法及び内容並びに 1 年間の授業計画を記載し、併せて時間割表を配布している。 学修の成果に係る評価基準については、大学院学則第 34 条、研究科規則第 8 条に定め、また、具体的評価方法は各科目のシラバスに明記している。修了の認定については大学院学則第 38 条、39 条、研究科規則第 10 条に明記している。 評価基準、修了の認定については、履修の手引きにも記載している。 学位論文に係る評価基準については、大学ホームページに掲載している。	4-1
第 15 条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位認定、長期に渡る教育課程の履修、科目等履修生に関しては、基準に基づき運用している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、第 30 条第 2 項に規定する授業科目について 32 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならないとしている（大学院学則第 38 条）。	4-1
第 17 条	—	博士課程を設置していないため該当しない	4-1
第 19 条	○	本学では、大学院の講義・演習・実習室及び教員研究室を中心とした大学院棟を有し、また、別棟（別館 1 階）に院生個々の専用机を配置した院生研究室を有している。	3-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 21 条	○	研究科及び専攻の種類に応じた図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料を整備している。	3-5
第 22 条	○	本学では、教室等により主に利用する課程（学科、研究科等）を定めているが、主に利用する課程に支障を来さない範囲で他の課程の学生の利用を許可する場合がある。	3-5
第 22 条の 2	—	二以上の校地は有さないため該当なし	3-5

聖マリア学院大学

第 22 条の 3	○	大学院においても毎教育研究関連の予算化を行い、教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	本学大学院の研究科および専攻の名称は看護学研究科看護学専攻であり、研究科規則第 2 条に記載する教育研究上の目的（人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする）にふさわしい名称としている。	1-1
第 23 条	—	独立大学院は設置していない	1-1
第 24 条	—	独立大学院は設置していない	3-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程は置いていない	4-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程は置いていない	4-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程は置いていない	4-2 5-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程は置いていない	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程は置いていない	3-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程は置いていない	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程実施基本組織は置いていない	4-2
第 31 条	—	共同教育課程は置いていない	4-2
第 32 条	—	共同教育課程は置いていない	4-1
第 33 条	—	共同教育課程は置いていない	4-1
第 34 条	—	共同教育課程は置いていない	3-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は置いていない	4-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科は置いていない	5-2
第 42 条	—	博士課程は置いていない	3-3
第 43 条	○	大学院が徴収する費用及び経済的負担の軽減を図る措置については、ホームページ、学生募集要項等で示している。	3-4
第 45 条	—	外国に設ける組織は置いていない	1-1
第 46 条	—	新たな大学院設置は行っていない	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1

聖マリア学院大学

第3条			4-1
第4条			4-2 5-1 5-2
第5条			4-2 5-2
第5条の2			4-2 4-3 5-3
第6条			4-2
第6条の2			4-2 5-1
第6条の3			4-2
第7条			4-2
第8条			3-2 4-2
第9条			3-2 4-2
第10条			4-1
第11条			4-2
第12条			4-1
第13条			4-1
第14条			4-1
第15条			4-1
第16条			4-1
第17条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第18条			1-1 4-1 4-2
第19条			3-1
第20条			3-1
第21条			4-1
第22条			4-1
第23条			4-1
第24条			4-1

聖マリア学院大学

第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	本大学院の課程を修了した者に対し、修士（看護学）の学位を授与するものとしている（大学院学則第 40 条）。	4-1
第 4 条	—	博士課程を設置していないため該当しない	4-1
第 5 条	○	学位論文の審査において、他の大学院等の教員等を審査委員に加えることができるとしている（看護学研究科学位規程第 5 条 2 項）	4-1
第 5 条の 3	—	専門職大学院ではないため該当しない	4-1
第 12 条	—	博士課程を設置していないため該当しない	4-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2

聖マリア学院大学

			5-2
第9条			3-5
第10条			3-5
第11条			3-2 4-2
第13条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	「該当なし」
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	「該当なし」
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	「該当なし」
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人聖マリア学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	看護学部「大学案内 2025」、看護学研究科「大学案内 2025」	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	聖マリア学院大学学則、聖マリア学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	看護学部看護学科「学生募集要項 2025」	
	看護学部看護学科「学生募集要項（追加募集）2025」 看護学研究科「学生募集要項 2025」	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2025 学生便覧	

聖マリア学院大学

【資料 F-6】	大学組織図	
	組織機構図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和7年度学校法人聖マリア学院事業計画 第五次5カ年計画に基づく令和7年度計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和6年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	第五次5カ年計画	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	規程一覧及び規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前 年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿、理事会、評議員会の 前年度開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去 5年間）及び財産目録（最新のもの）	
	決算書〔会計監査報告書含む〕（令和2年度～令和6年度）	
	監事監査報告書（令和2年度～令和6年度）	
	財産目録（令和6年度）	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要 2025」 看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要 2025」	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	看護学部看護学科「三つのポリシー一覧」	
	看護学研究科「三つのポリシー一覧」	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	—	「該当なし」
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	—	「該当なし」

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【資料 1-1-1】	聖マリア学院大学ホームページ（教育理念・目的を示す部分の URL）	
【資料 1-1-2】	聖マリア学院大学ホームページ（教育研究上の目的を示す部分の URL）	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【資料 1-1-3】	カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ	
【資料 1-1-4】	教学マネジメント会議規程	
【資料 1-1-5】	教授会の運営に関する規程	
【資料 1-1-6】	研究科教授会の運営に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 1-1-a】	聖マリア学院大学学則	
【資料 1-1-b】	学生便覧 学部 p.1、研究科 p.22、27	
【資料 1-1-c】	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」目次裏	
【資料 1-1-d】	聖マリア学院カトリックセンター規程	
【資料 1-1-e】	教授会、教職員連絡会議 冒頭資料	
【資料 1-1-f】	理事会・評議員会 冒頭資料	
【資料 1-1-g】	令和6年度事業報告書 p.3、p.42-52	
【資料 1-1-h】	大学広報誌「MADONNA」 最終頁、他	
【資料 1-1-i】	看護学部看護学科「大学案内」 p.2	
【資料 1-1-j】	聖マリア学院大学大学院 学則	
【資料 1-1-k】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 1-1-l】	看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」目次裏	
【資料 1-1-m】	第五次5カ年計画	
【資料 1-1-n】	学校法人聖マリア学院 組織図	
【資料 1-1-o】	看護学部看護学科 選択コース一覧	
【資料 1-1-p】	看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.9-11	
【資料 1-1-q】	地域・国際連携センター規程	
【資料 1-1-r】	聖マリア学院大学 キリスト教文化研究所規程	
【資料 1-1-s】	聖マリア学院大学 ロイアカデミア看護学研究センター（Roy Academia Nursology Research Center）規程	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【資料 2-1-1】	聖マリア学院大学 内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【資料 2-1-2】	聖マリア学院大学 内部質保証のための組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		

聖マリア学院大学

【資料 2-1-3】	聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会規程	
【資料 2-1-4】	教学マネジメント会議規程	
【資料 2-1-5】	政策企画会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-1-a】	聖マリア学院大学 学則	
【資料 2-1-b】	聖マリア学院大学大学院 学則	
【資料 2-1-c】	聖マリア学院外部評価委員会規程	
【資料 2-1-d】	聖マリア学院大学 連絡協議会規程	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【資料 2-2-1】	聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会規程	
【資料 2-2-2】	聖マリア学院大学 内部質保証の方針	
直近の自己点検・評価の報告書		
【資料 2-2-3】	2023（令和 5）年度自己点検・評価報告書 （※令和 5（2023）年度取組評価/令和 6（2024）年度作成分）	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【資料 2-2-4】	自己点検・評価総括委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【資料 2-2-5】	自己点検評価結果を教職員に周知した記録（教学マネジメント会議、教授会、政策企画会議、教職員連絡会議の議事録）	
【資料 2-2-6】	自己点検評価結果の学生への周知文	
IRなどを検討する会議体の規則		
【資料 2-2-7】	聖マリア学院大学 IR・SD 推進本部規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-2-a】	聖マリア学院大学ホームページ（自己点検・評価報告書公表 URL）	
【資料 2-2-b】	第四次 5 年計画（評価指標・数値目標の設定）	
【資料 2-2-c】	アセスメント・ポリシー（改正前 2025 年 1 月以前）	
【資料 2-2-d】	アセスメント・ポリシー（改正後 2025 年 2 月以降）	
【資料 2-2-e】	教学マネジメント会議規程	
【資料 2-2-f】	政策企画会議規程	
【資料 2-2-g】	聖マリア学院大学 教職員連絡会議規程	
【資料 2-2-h】	SD/FD 研修会レジュメ及び資料（抜粋）	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【資料 2-3-1】	学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【資料 2-3-2】	聖マリア学院大学 IR・SD 推進本部規程	
【資料 2-3-3】	教学マネジメント会議規程	
【資料 2-3-4】	教育の質向上委員会規程	
【資料 2-3-5】	聖マリア学院大学 学生委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【資料 2-3-6】	学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【資料 2-3-3】	教学マネジメント会議規程	
【資料 2-3-4】	教育の質向上委員会規程	
【資料 2-3-7】	聖マリア学院外部評価委員会規程	

聖マリア学院大学

【資料 2-3-8】	聖マリア学院大学 連絡協議会規程	
【資料 2-3-9】	聖マリア学院大学 学生支援センター規程	
【資料 2-3-10】	聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【資料 2-3-11】	自己点検・評価総括委員会議事録（アセスメントポリシーに基づく評価）	
【資料 2-3-12】	教学マネジメント会議議事録（該当回の議事録）	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【資料 2-3-13】	政策企画会議議事録	
【資料 2-3-14】	自己点検・評価総括委員会議事録（中期計画進捗管理）	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【資料 2-3-15】	外部評価委員会議事録	
【資料 2-3-16】	聖マリア学院大学ホームページ（自己点検・評価報告書 公開 URL）	
【資料 2-3-17】	聖マリア学院大学ホームページ（前回受審時の機関別認証評価、分野別評価 公表 URL）	
【資料 2-3-18】	自己点検評価結果の学生への周知文	
【資料 2-3-19】	学生満足度調査結果を踏まえた大学の対応を学生に周知した文章	
【資料 2-3-20】	授業評価結果及び科目責任者から提出される「考察と課題」を学生に周知した資料（表紙）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-3-a】	聖マリア学院大学ホームページ（看護学教育評価機構における評価結果並びに聖マリア学院大学自己点検・評価報告書（分野別評価での検討課題への対応状況 p.66～） 公表 URL）	
【資料 2-3-b】	アセスメント・ポリシー（改正前 2025 年 1 月以前）	
【資料 2-3-c】	アセスメント・ポリシー（改正後 2025 年 2 月以降）	
【資料 2-3-d】	中期計画進捗管理資料	
【資料 2-3-e】	中期計画総括（概要）	
【資料 2-3-f】	令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書 p.66～、p.72～	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【資料 3-1-1】	聖マリア学院大学ホームページ（アドミッション・ポリシーを掲載した部分の URL）	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【資料 3-1-2】	カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ	
【資料 3-1-3】	教学マネジメント会議規程	
【資料 3-1-4】	聖マリア学院大学 入学者選抜規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【資料 3-1-4】	聖マリア学院大学 入学者選抜規程	
【資料 3-1-5】	聖マリア学院大学 入試運営会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-1-a】	看護学部看護学科「大学案内 2025」 p.2	
【資料 3-1-b】	看護学部看護学科「2025（令和 7）年度入試案内」裏表紙	

聖マリア学院大学

【資料 3-1-c】	看護学部看護学科「2025（令和7）年度学生募集要項」表紙裏	
【資料 3-1-d】	看護学研究科「2025（令和7）年度学生募集要項」表紙裏	
【資料 3-1-e】	看護学部看護学科 2025（令和7）年度学生募集要項 p.2-19	
【資料 3-1-f】	看護学研究科「2025（令和7）年度学生募集要項」 p.2-6	
【資料 3-1-g】	令和7年度第1回入試運営会議議事録	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【資料 3-2-1】	学修支援部門支援計画	
【資料 3-2-2】	学生支援センター学修支援部門議事録	
学修支援に関する会議体の規則		
【資料 3-2-3】	教育の質向上委員会規程	
【資料 3-2-4】	聖マリア学院大学 学生委員会規程	
【資料 3-2-5】	聖マリア学院大学 学生支援センター規程	
TA、SA などに関する規則		
【資料 3-2-6】	聖マリア学院大学“ティーチング・アシスタント”に関する規程	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【資料 3-2-7】	オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書（オフィスアワー一覧表）	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【資料 3-2-8】	障害学生支援規程	
【資料 3-2-9】	修学に関する支援申請書、合意書、学籍カード（裏面）	
【資料 3-2-10】	支援状況報告シート	
【資料 3-2-11】	学生からの申請に基づいた合理的配慮の主な内容	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【資料 3-2-3】	教育の質向上委員会規程	
【資料 3-2-4】	聖マリア学院大学 学生委員会規程	
【資料 3-2-5】	聖マリア学院大学 学生支援センター規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-2-a】	学生指導及び支援に関する規程	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【資料 3-3-1】	学生部ガイダンス資料	
【資料 3-3-2】	キャリア支援計画	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【資料 3-3-3】	キャリア支援に関する授業科目名一覧（看護学部）	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【資料 3-3-4】	聖マリア学院大学 学生委員会規程	
【資料 3-3-5】	聖マリア学院大学 学生支援センター規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【資料 3-3-6】	キャリア支援計画 2024（キャリア支援講座）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-3-a】	キャリア支援・学生支援に関する実態調査集計結果	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【資料 3-4-1】	学生部ガイダンス資料	
【資料 3-4-2】	チューター業務について	
【資料 3-4-3】	学生状況報告シート	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【資料 3-4-4】	聖マリア学院大学 学生委員会規程	

聖マリア学院大学

【資料 3-4-5】	聖マリア学院大学 学生支援センター規程	
【資料 3-4-6】	聖マリア学院大学 健康管理センター規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【資料 3-4-7】	クラブに関する規程（学生準則より抜粋）	
奨学金に関する規則		
【資料 3-4-8】	聖マリア学院大学 特待奨学金規程	
【資料 3-4-9】	聖マリア学院大学 緊急時奨学金規程	
【資料 3-4-10】	聖マリア学院大学 子弟等奨学金規程	
【資料 3-4-11】	聖マリア学院大学 系属校協定締結校特待奨学金規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-4-a】	自治会及び学年運営委員について	
【資料 3-4-b】	学生の課外活動支援状況	
【資料 3-4-c】	キャリア支援・学生支援に関する実態調査集計結果	
【資料 3-4-d】	学生生活に関するアンケート集計結果	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【資料 3-5-1】	聖マリア学院大学 ネットワーク運用規程	
【資料 3-5-2】	学生準則（第 16 章）	
【資料 3-5-3】	実習室運用方針	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【資料 3-5-4】	ICT ガイダンス資料	
図書館に関する規則		
【資料 3-5-5】	聖マリア学院大学 図書館規程	
【資料 3-5-6】	聖マリア学院大学 図書館収集方針	
【資料 3-5-7】	聖マリア学院大学 図書館選定基準	
【資料 3-5-8】	聖マリア学院大学 図書館利用規程	
図書館利用案内		
【資料 3-5-9】	図書館利用ガイド	
建物の耐震化率を示す文書		
【資料 3-5-10】	2024 年度私立学校校舎等実態調査 耐震改修状況等調査票	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
—	「該当なし」	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【資料 4-1-1】	聖マリア学院大学ホームページ（看護学部ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL）	
【資料 4-1-2】	聖マリア学院大学ホームページ（看護学研究科ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL）	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【資料 4-1-3】	カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ	
【資料 4-1-4】	教学マネジメント会議規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		

聖マリア学院大学

【資料 4-1-5】	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.3、6-7	
【資料 4-1-6】	看護学部1年教務部ガイダンス資料	
【資料 4-1-7】	看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.6	
学位規則、学位審査基準		
【資料 4-1-8】	聖マリア学院大学 学位規程	
【資料 4-1-9】	聖マリア学院大学大学院 看護学研究科学位規程	
【資料 4-1-10】	学位論文に係る評価基準	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【資料 4-1-11】	試験および評価規程	
【資料 4-1-12】	科目の履修および進級に関する規程	
【資料 4-1-13】	聖マリア学院大学大学院 看護学研究科規則	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【資料 4-1-14】	教育の質向上委員会規程	
【資料 4-1-15】	教授会の運営に関する規程	
【資料 4-1-16】	研究科教授会の運営に関する規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
—	「該当なし」	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-1-a】	看護学部看護学科「大学案内」 p.3	
【資料 4-1-b】	教育目標とディプロマ・ポリシー、ディプロマ・ポリシー下位 項目と特徴的な科目	
【資料 4-1-c】	看護学研究科「大学案内」	
【資料 4-1-d】	科目の到達目標及び成績評価方法・割合を示す様式 p.2	
【資料 4-1-e】	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.28	
【資料 4-1-f】	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.15、16	
【資料 4-1-g】	令和7年度 看護学部1年生教務課ガイダンス資料	
【資料 4-1-h】	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」p19- 29	
【資料 4-1-i】	看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」p.11-13 他	
【資料 4-1-j】	看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」p.145- 150 他、p.159-177	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【資料 4-2-1】	聖マリア学院大学ホームページ（看護学部カリキュラム・ポリ シーを示す部分の URL）	
【資料 4-2-2】	聖マリア学院大学ホームページ（看護学研究科カリキュラム・ ポリシーを示す部分の URL）	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【資料 4-2-3】	カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるため のカリキュラム検討会に関する申し合わせ	
【資料 4-2-4】	教学マネジメント会議規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【資料 4-2-5】	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.4	
【資料 4-2-6】	看護学部1年教務部ガイダンス資料	
【資料 4-2-7】	看護学研究科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.6-8	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【資料 4-2-8】	カリキュラムマップ（看護学部看護学科「履修の手引き・ SYLLABUS 授業概要」 p.6-7）	

聖マリア学院大学

【資料 4-2-9】	分野別科目配置表（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p. 8）	
【資料 4-2-10】	臨地実習の履修要件、科目の履修要件（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p. 15-16）	
【資料 4-2-11】	領域・分野別履修モデル（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p. 18-30）	
履修に関する規則		
【資料 4-2-12】	科目の履修および進級に関する規程	
【資料 4-2-13】	聖マリア学院大学大学院 看護学研究科規則	
【資料 4-2-14】	聖マリア学院大学大学院 長期履修規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【資料 4-2-3】	カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職者になるためのカリキュラム検討会に関する申し合わせ	
【資料 4-2-4】	教学マネジメント会議規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【資料 4-2-15】	シラバス作成要領、シラバスチェック資料	
教養教育を検討する会議体の規則		
【資料 4-2-16】	教育の質向上委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
—	「該当なし」	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
—	「該当なし」	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-2-a】	看護学部看護学科「大学案内」 p. 3	
【資料 4-2-b】	看護学研究科「大学案内」	
【資料 4-2-c】	教育モデル病棟に関する申し合わせ	
【資料 4-2-d】	聖マリア学院大学 臨床教授等の称号付与に関する規程	
【資料 4-2-e】	聖マリア学院大学 連絡協議会規程	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【資料 4-3-1】	ディプロマ・ポリシー（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p. 3）	
【資料 4-3-2】	看護学部看護学科「教育目標」（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 目次裏）	
【資料 4-3-3】	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要 p.37-205	
【資料 4-3-4】	教育目標とディプロマ・ポリシー、ディプロマ・ポリシー下位項目と特徴的な科目	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【資料 4-3-5】	看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」	
【資料 4-3-6】	看護学部1年生教務部ガイダンス資料	
学修成果の把握・評価の方針		
【資料 4-3-7】	アセスメント・ポリシー（改正前 2025 年 1 月以前）	
【資料 4-3-8】	アセスメント・ポリシー（改正後 2025 年 2 月以降）	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【資料 4-3-9】	教学マネジメント会議規程	
【資料 4-3-10】	聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【資料 4-3-11】	アセスメント・ポリシーを踏まえた評価結果（令和 5 年度実績に基づき令和 6 年度に評価した結果）	

聖マリア学院大学

学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【資料 4-3-12】	教学マネジメント会議議事録（アセスメント・ポリシーに基づく点検評価結果のフィードバック）	
【資料 4-3-13】	教育の質向上委員会議事録（卒業生アンケートの活用）	
【資料 4-3-14】	教学マネジメント会議議事録（就職先調査の活用）	
【資料 4-3-15】	教学マネジメント会議議事録（各種調査結果－学修行動調査、教員対象カリキュラム評価、在学生・卒業生 DP 達成度調査の活用）	
【資料 4-3-16】	教育の質向上委員会議事録（卒業時到達度調査結果の活用）	
【資料 4-3-17】	教学マネジメント会議議事録（授業評価アンケートフィードバック方法の検討）	
【資料 4-3-18】	教職員連絡会議議事録（授業評価アンケートのフィードバック）	
【資料 4-3-19】	教育の質向上委員会議事録（学修行動調査結果の活用）	
【資料 4-3-20】	学生支援センター学修支援部門会議議事録（学修行動調査結果の活用）	
【資料 4-3-21】	教学マネジメント会議議事録（学修行動調査結果の活用）	
【資料 4-3-22】	学生支援センター学修支援部門会議議事録（学年末実力テスト、入学時テスト、国家試験結果の活用）	
【資料 4-3-23】	教育の質向上委員会議事録（カリキュラム研修会におけるアセスメントポリシーに基づく評価結果の活用）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-3-a】	カリキュラムマップ（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.6-7）	
【資料 4-3-b】	カリキュラム概念図（看護学部看護学科「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」 p.5）	
【資料 4-3-c】	聖マリア学院外部評価委員会規程	
【資料 4-3-d】	ディプロマ・ポリシー達成度自己評価：返却用シート	
【資料 4-3-e】	授業評価に関する考察と課題様式及び学生周知時の表紙	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【資料 5-1-1】	聖マリア学院大学 意思決定組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【資料 5-1-2】	教学マネジメント会議規程	
【資料 5-1-3】	政策企画会議規程	
学長の職務権限に関する規則		
【資料 5-1-4】	学校法人聖マリア学院 組織規程	
【資料 5-1-5】	聖マリア学院大学 学則	
【資料 5-1-6】	学部長候補者選考内規	
【資料 5-1-7】	研究科長候補者選考内規	
教授会に関する規則		
【資料 5-1-5】	聖マリア学院大学 学則	
【資料 5-1-8】	教授会の運営に関する規程	
【資料 5-1-9】	聖マリア学院大学大学院 学則	
【資料 5-1-10】	研究科教授会の運営に関する規程	

聖マリア学院大学

教授会の開催日時・議題一覧		
【資料 5-1-11】	教授会の開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【資料 5-1-12】	聖マリア学院大学 学生懲戒規程	
事務局組織図		
【資料 5-1-13】	事務局組織図（学校法人組織機構図）	
事務分掌に関する規則		
【資料 5-1-4】	学校法人聖マリア学院 組織規程	
【資料 5-1-14】	学校法人聖マリア学院 事務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【資料 5-1-15】	学校法人聖マリア学院 就業規則	
【資料 5-1-16】	学校法人聖マリア学院 行動規範	
【資料 5-1-17】	学校法人聖マリア学院 事務組織所属職員の昇任に関する規程	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
—	「該当なし」	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
—	「該当なし」	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-1-a】	学校法人聖マリア学院「プロボスト」に関する規程	
【資料 5-1-b】	教育改革推進に係る助成制度規程	
【資料 5-1-c】	教育改革推進助成 過去の採択事業一覧	
【資料 5-1-d】	教授会議事録	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【資料 5-2-1】	聖マリア学院大学 教員選考基準	
【資料 5-2-2】	聖マリア学院大学 教員選考規程	
【資料 5-2-3】	教員の採用及び昇任に係る選考基準細則	
【資料 5-2-4】	聖マリア学院大学 教員の任期制に関する規則	
【資料 5-2-5】	教員昇任採用基準に関する申し合わせ事項	
教員人事に関する会議体の規則		
【資料 5-2-6】	教授会の運営に関する規程	
【資料 5-2-7】	研究科教授会の運営に関する規程	
【資料 5-2-8】	教学マネジメント会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-2-a】	聖マリア学院大学 臨床教授等の称号付与に関する規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【資料 5-3-1】	FD実施方針及び令和7年度計画	
【資料 5-3-2】	聖マリア学院大学が求める教職員像	
FDの実施報告書		
【資料 5-3-3】	令和6年度FD実施報告	
SDの方針・計画		
【資料 5-3-4】	「SD実施方針」並びに「令和6年度報告及び令和7年度計画」	
SDの実施報告書		
【資料 5-3-4】	「SD実施方針」並びに「令和6年度報告及び令和7年度計画」	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-3-a】	教育の質向上委員会規程	

聖マリア学院大学

【資料 5-3-b】	聖マリア学院大学教員のユニフィケーション（臨床研修）について	
【資料 5-3-c】	看護職のユニフィケーションに関する資料	
【資料 5-3-d】	聖マリア学院大学 IR・SD 推進本部規程	
【資料 5-3-e】	聖マリア学院カトリックセンター規程	
【資料 5-3-f】	地域国際連携センター規程	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【資料 5-4-1】	研究環境に関する実態調査	
研究環境整備の方針・計画		
【資料 5-4-2】	教育研究環境整備に関する方針・計画	
研究倫理に関する規則		
【資料 5-4-3】	聖マリア学院大学 研究活動における不正防止に関する基本方針	
【資料 5-4-4】	聖マリア学院大学における研究不正防止計画	
【資料 5-4-5】	聖マリア学院大学 研究インテグリティの確保に関する規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【資料 5-4-6】	研究費利用マニュアル	
研究活動への資源配分に関する規則		
【資料 5-4-7】	研究活動への資源配分・人的支援に関する規則	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【資料 5-4-7】	研究活動への資源配分・人的支援に関する規則	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【資料 5-4-8】	科研申請情報学内周知	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【資料 5-4-9】	令和 5 年度外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-4-a】	図書、資料の所蔵数一覧	
【資料 5-4-b】	教員の研修日に関する申し合わせ	
【資料 5-4-c】	研究環境改善に向けた検討会議議事録	
【資料 5-4-d】	聖マリア学院大学 研究倫理審査委員会運営規程	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【資料 6-1-1】	学校法人聖マリア学院 寄附行為	
【資料 6-1-2】	学校法人聖マリア学院 組織規程	
【資料 6-1-3】	ガバナンス・コードの遵守状況について	
情報公表に関する規則		
【資料 6-1-4】	学校法人聖マリア学院「財務書類等の閲覧等に関する規程」	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【資料 6-1-5】	聖マリア学院大学ホームページ（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL）	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【資料 6-1-6】	聖マリア学院大学ホームページ（私立学校法第 151 条に対応した部分の URL）	

聖マリア学院大学

内部統制システムの基本方針		
【資料 6-1-7】	学校法人聖マリア学院 内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【資料 6-1-8】	内部統制の組織体制を示す図	
内部統制に関する規則		
【資料 6-1-9】	学校法人聖マリア学院 コンプライアンス推進規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【資料 6-1-10】	学校法人聖マリア学院 ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 6-1-11】	学校法人聖マリア学院におけるハラスメント防止に関する指針	
個人情報保護に関する規則		
【資料 6-1-12】	個人情報保護基本方針	
【資料 6-1-13】	学校法人聖マリア学院 個人情報の保護に関する規則	
【資料 6-1-14】	学校法人聖マリア学院 個人番号及び特定個人情報取扱規則	
危機管理に関する方針・規則		
【資料 6-1-15】	学校法人聖マリア学院 リスク管理規程	
【資料 6-1-16】	学校法人聖マリア学院 リスク管理委員会規程	
【資料 6-1-17】	学校法人聖マリア学院 消防計画	
危機管理に関するマニュアル		
【資料 6-1-18】	聖マリア学院大学 大地震対応マニュアル（学生配布用）	
【資料 6-1-19】	震災対応マニュアル（教職員向け）	
【資料 6-1-20】	実習 HandBook p.11、15、16	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-1-a】	学校法人聖マリア学院 衛生委員会規程	
【資料 6-1-b】	令和6年度消防訓練実施報告書	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【資料 6-2-1】	法人意思決定組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【資料 6-2-2】	第150回理事会議事録（抄）	
【資料 6-2-3】	第148回理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【資料 6-2-4】	学校法人聖マリア学院 理事選任機関運営規程	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【資料 6-2-5】	第151回理事会議事録（抄）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【資料 6-2-2】	第150回理事会議事録（抄）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【資料 6-2-6】	第152回理事会議事録（抄）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-2-a】	学校法人聖マリア学院 寄附行為	
【資料 6-2-b】	理事会添付資料	
【資料 6-2-c】	第五次5ヶ年計画	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【資料 6-3-1】	第138回評議員会議事録（抄）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【資料 6-3-1】	第138回評議員会議事録（抄）	

聖マリア学院大学

【資料 6-3-2】	第 139 回評議員会議事録（抄）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【資料 6-3-3】	第 137 回評議員会議事録（抄）	
【資料 6-3-4】	第 135 回評議員会議事録	
監事監査に関する規則		
【資料 6-3-5】	学校法人聖マリア学院 監事監査規程	
監事監査計画書		
【資料 6-3-6】	令和 6（2024）年度監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-3-a】	令和 7 年度 4 月教職員連絡会議議事録	
【資料 6-3-b】	学校法人聖マリア学院 評議員会運営規則	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【資料 6-4-1】	令和 7（2025）年度予算編成方針	
財務計画書		
【資料 6-4-2】	第五次中長期計画「財務計画」	
外部資金導入の実績		
【資料 6-4-3】	科学研究費助成事業採択実績（過去 5 ヶ年度）	
【資料 6-4-4】	令和 3 年度私立大学等改革総合支援事業の選定結果	
【資料 6-4-5】	令和 4 年度私立大学等改革総合支援事業の選定結果	
資産運用に関する規則		
【資料 6-4-6】	学校法人聖マリア学院 資金運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-4-a】	日本私立学校振興・共済事業団 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）	
【資料 6-4-b】	学校法人聖マリア学院 第四次 5 ヶ年計画「経営基盤・組織の強化」	
【資料 6-4-c】	学校法人聖マリア学院 第五次 5 ヶ年計画「経営基盤の安定化と組織強化」	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【資料 6-5-1】	学校法人聖マリア学院 経理規程	
【資料 6-5-2】	学校法人聖マリア学院 経理規程施行細則	
会計監査人の選任に関する規則		
【資料 6-5-3】	学校法人聖マリア学院 寄附行為	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【資料 6-5-4】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-5-a】	令和 6 年度監査日程計画予定表	
【資料 6-5-b】	令和 6 年度独立監査人の監査報告書	
【資料 6-5-c】	令和 6 年度監事監査報告書	
【資料 6-5-d】	令和 6 年度内部監査報告書	
【資料 6-5-e】	令和 6 年度法人監事・公認会計士連絡会備忘録	

基準 A. 社会貢献・社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献の方針と体制		
【資料 A-1-1】	学校法人聖マリア学院 行動規範	
【資料 A-1-2】	中長期構想（第四次5ヵ年計画/第五次5ヵ年計画）	
【資料 A-1-3】	教員の採用及び昇任に係る選考基準細則	
【資料 A-1-4】	地域・国際連携センター規程	
【資料 A-1-5】	中長期構想（第四次5ヵ年計画）進捗状況	
A-2. 地域貢献の取組み		
【資料 A-2-1】	事業連携協定書及び公民館での健康相談支援事業実績	
【資料 A-2-2】	教員講師派遣等の状況	
【資料 A-2-3】	聖マリア学院大学 図書館利用案内	
【資料 A-2-4】	令和6年度聖マリア学院大学公開講座一覧	
【資料 A-2-5】	シニア世代スマホ教室関係資料	
【資料 A-2-6】	履修証明プログラム関係資料	
【資料 A-2-7】	熊本地震被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA vol.17）	
【資料 A-2-8】	九州北部豪雨被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA vol.18）	
【資料 A-2-9】	田主丸地区豪雨被災地ボランティア活動（大学ホームページ記事）	
【資料 A-2-10】	シラバス（授業科目概要「サービスマーケティング」「コミュニティ演習」）	
【資料 A-2-11】	高等教育コンソーシアム久留米 令和6年度事業概要報告書	
【資料 A-2-12】	ケアリング・アイランド大学コンソーシアム	
【資料 A-2-13】	久留米学術研究都市づくり推進協議会	
【資料 A-2-14】	久留米市セーフコミュニティ推進協議会メンバー表	
【資料 A-2-15】	地域の防災機能としての大学施設の供用（災害時指定避難所）	
【資料 A-2-16】	久留米クリーンパートナー活動報告	
【資料 A-2-17】	久留米広域消防本部と協働した学内消防訓練の実施	
【資料 A-2-18】	聖マリア学院大学と明光学園中学校・高等学校との教育提携協定書	
【資料 A-2-19】	聖マリア学院外部評価委員会規程	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流の方針と体制		
【資料 B-1-1】	地域・国際連携センター規程	
【資料 B-1-2】	グループ法人一覧	
B-2. 国際交流への取組		
【資料 B-2-1】	ASEACCU 参加報告書	
【資料 B-2-2】	OPBG 交流協定書	
【資料 B-2-3】	【抄録】第8回日本国際小児保健学会 2024 一般演題 o-2	
【資料 B-2-4】	「国際交流だより」第86号～第96号	
【資料 B-2-5】	JICA 青年研修 保健医療（母子保健）B 実施概要	
【資料 B-2-6】	釜山カトリック大学校看護大学 国際看護実務実習	

聖マリア学院大学

【資料 B-2-7】	韓国カトリック大学校看護大学・仁川カトリック大学校看護大学 日本研修	
------------	------------------------------------	--

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。